

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	364 件
国民年金関係	54 件
厚生年金関係	310 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	163 件
国民年金関係	76 件
厚生年金関係	87 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から41年3月までの期間、46年4月から同年6月までの期間、47年1月から同年3月までの期間及び53年4月から54年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月から41年3月まで
② 昭和46年4月から同年6月まで
③ 昭和47年1月から同年3月まで
④ 昭和53年4月から54年6月まで

私の夫は、夫婦の国民年金の加入手続を行い、婚姻前の分も含め夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。夫の保険料が全て納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳の記号番号は、昭和43年11月の婚姻当時に払い出されており、昭和49年度までの国民年金保険料の納付記録が記載されている夫婦の国民年金被保険者台帳から、同年度までの申立人の保険料納付済期間に係る納付月日や前納等の納付の仕方はほぼ夫と同一であり、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の夫は、国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

申立期間①については、当該期間直後の昭和41年4月から43年3月までの保険料を夫婦一緒に44年1月29日に納付していること、及び夫は36年4月から41年3月までの保険料を45年5月27日に納付していることが確認でき、当時の夫の保険料納付意欲はあったものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②及び③については、3か月と短期間であり、当該期間の前後の期間は納付済みであること、夫は当該期間の保険料が納付済みとなっていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間④については、申立人の夫は、当該期間のうち昭和53年4月から54年5月ま

での期間の保険料を納付済みであり、同年6月の保険料は厚生年金保険被保険者資格を取得したため還付されており、当該期間の保険料は当初納付済みであったこと、夫の54年6月の厚生年金保険の被保険者資格の取得に伴い、申立人は国民年金強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更手続を同月に行っていることが申立人の所持する年金手帳から確認でき、任意加入手続をしたにもかかわらず保険料を納付しなかったとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年9月から同年11月まで

私は、結婚後の平成15年1月に夫と二人で社会保険事務所(当時)に行き、国民年金関係の手続きをし、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年12月に婚姻した後、15年1月に国民年金関係の手続きをした際に、申立期間の国民年金保険料を納付したと説明しており、申立人の所持する年金手帳の氏名変更欄には、変更後の氏名及び15年1月31日の氏名変更年月日が記載され、所轄社会保険事務所の確認印が押されていること、オンライン記録から、当時、第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更手続きが行われていることが確認でき、申立人は、申立期間の保険料納付書を受け取っていたものと考えられること、納付したとする保険料額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致すること、夫婦は申立期間後の夫の厚生年金保険から国民年金への切替えに伴う2回の国民年金第1号被保険者への種別変更手続きを適切に行っており、当該第1号被保険者期間の保険料はいずれも納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 8 月から 51 年 6 月まで
② 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで

私は、自身で飲食店を開業した昭和 48 年 11 月頃に国民年金に加入し、加入後は継続して国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は 3 か月と短期間であり、当該期間の前後の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 53 年 5 月に払い出されており（申立人に対し 53 年 7 月に別の手帳記号番号が払い出されたが、当該手帳記号番号は同年 9 月に重複取消処理されている。）、遡って 51 年 7 月から保険料の納付を開始して以降、当該期間を除き保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付状況に関して記憶が曖昧であること、申立人の先に払い出された手帳記号番号の払出時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、上記の重複取消処理された手帳記号番号が払い出された時期及び当該番号が取消処理された時期は、第 3 回特例納付実施期間内であるが、申立人は、当該期間の保険料を特例納付で遡って納付したとは主張していないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 9563

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで
私は、時期は不明だが国民年金に加入し、私の妻が私の国民年金保険料を自身の保険料と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、昭和41年4月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の保険料を自身の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間を含め、昭和41年4月から63年3月に第3号被保険者の資格を取得するまでの保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から同年 6 月まで
私は、会社を退職後、時期は定かでないが国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所や職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったとする事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで
私は、国民年金制度発足当初に国民年金の加入の勧誘を受けて加入し、昭和37年4月に夫の転勤のため転居するまで集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初に国民年金の加入の勧誘を受けて国民年金に加入し、国民年金保険料を集金人に納付していたと説明しており、申立人が申立期間当時に居住していた区の資料によると、当該区は、当時、区職員（集金人）が国民年金加入の説明を行うため戸別訪問を行い、保険料を収納していたことが確認できるほか、申立人は、昭和36年3月に国民年金手帳の記号番号が払い出され、国民年金に任意加入していることが確認できる。

また、上記手帳記号番号の払出し後に申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であり、申立人が納付していたとする金額も当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から53年3月まで

私の父は、私が20歳になったとき、私の国民年金の加入手続をしてくれ、私が大学を卒業するまで国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9か月と短期間であり、申立人が20歳になった昭和51年*月から申立期間直前までの国民年金保険料は全て納付済みである上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親は、国民年金制度が発足した36年4月から51年9月に厚生年金保険に加入するまでの期間の保険料が全て納付済みである。

また、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間となっているものの、申立人の所持する年金手帳には、申立人は20歳となった昭和51年*月に国民年金被保険者資格を取得した後、申立期間直後の53年4月1日に資格を喪失した旨の記載があることから、申立期間は、当該資格喪失処理が記載されるまで、加入期間として記録管理されていたものと考えられる上、申立期間を含む昭和52年度のうち納付済みとなっている昭和52年4月から同年6月までの保険料が納付された時点で、申立期間の納付書も交付されていたものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私は、昭和44年7月に退職して家業に就いたため、同年9月頃に私と妻の国民年金の加入手続きを行い、3か月ごとに区役所出張所か郵便局で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間であり、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の昭和44年7月以降、申立期間を除き、60歳到達までの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人及びその妻の国民年金手帳の記号番号は、昭和44年8月に払い出されていることが確認でき、申立人が保険料を納付していたとする区役所出張所は、申立期間当時に開設しており、保険料の収納業務を行っていたことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私の夫は、昭和44年7月に退職して家業に就いたため、同年9月頃に私と夫の国民年金の加入手続を行い、3か月ごとに区役所出張所か郵便局で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間であり、申立人は、夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の昭和44年7月以降、申立期間を除き、60歳到達までの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和44年8月に払い出されていることが確認でき、申立人の夫が保険料を納付していたとする区役所出張所は、申立期間当時に開設しており、保険料の収納業務を行っていたことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年3月から12年3月までの期間及び12年5月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年10月から10年5月まで
② 平成11年3月から12年3月まで
③ 平成12年5月から同年7月まで

私は、平成12年7月頃に、申立期間の国民年金保険料を遡って納付する手続きを行い、納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、平成12年7月頃に、遡って国民年金保険料を納付する手続きを行ったと説明しており、当該時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であり、オンライン記録から、申立人は、同月28日に当該期間前の10年6月から12月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できる。その後申立人は、13年1月29日に申立期間直前の11年1月及び2月の保険料を過年度納付していることが確認でき、この時点でも当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったことから、当時、当該期間に係る過年度保険料の納付書も発行され、申立人の納付意欲もあったものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間③については、オンライン記録から、申立人は、当該期間直前の平成12年4月の保険料を同年8月に納付していることが確認できることから、上記の保険料の過年度納付の手続きをしたとする12年7月時点で、申立人は当該期間の現年度保険料の納付書を受け取っていたものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が過年度納付の手続きを行ったとする平成12年7月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができ

ない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 11 年 3 月から 12 年 3 月までの期間及び 12 年 5 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から同年9月まで
私は、昭和40年1月に区の出張所で国民年金の加入手続を行い、同時に国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年4月から同年9月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された40年11月時点では、当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であったこと、また、申立人は、国民年金の加入手続をした際、年金手帳を受領する前であったので区の出張所の窓口で保険料を納付し、領収書を受け取ったと具体的に説明しており、当時の保険料収納方法と合致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和40年1月から同年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、上記手帳記号番号払出時点では、当該期間の保険料は過年度保険料となるが、出張所では過年度保険料の収納取扱いを行っておらず、また、申立人は出張所の窓口以外に保険料の納付を行った記憶が無いとしているなど、申立人が当該期間の過年度保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から46年6月まで
私の妻は、私の国民年金の加入手続を区役所で行い、国民年金保険料を遡って納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和54年1月に払い出されており、第3回特例納付者リストでは、申立人は、同年6月5日から55年4月1日にかけて52か月分の国民年金保険料を12回に分けて特例納付していることが確認できるが、オンライン記録では、第3回特例納付により納付月数は36年4月から40年6月までの51か月とされており、納付月数が1か月少ない記録になっている。これについては、上記リストにより55年2月1日に特例納付した月数及び金額が1か月2,000円と記載されており、第3回特例保険料額1か月4,000円に不足することから、オンライン記録では51か月分の納付とされたと考えられるが、当該1か月分2,000円の納付済保険料は未だ還付処理されておらず、長期国庫歳入金として扱われてきたことは明らかであり、52か月分を特例納付したものと認めないのは信義則に反すること、また、上記の55年2月1日に特例納付の保険料額1か月分を納付したにもかかわらず、上記リストの金額記載を誤った可能性も考えられることなどから、申立人は、52か月分の保険料の特例納付をしたものとするのが相当であり、申立期間のうち、第3回特例納付済期間に引き続く40年7月の保険料は納付したものとすべきである。

しかしながら、申立期間のうち、その後の昭和40年8月から46年6月までの期間については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の妻は第3回特例納付により納付した期間及び保険

料の納付金額に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、上記手帳記号番号払出時点で、60歳到達時まで保険料を納付したとしても国民年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要な納付月数を考慮して過年度納付及び第3回特例納付したものと考えられるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間のうち 6 か月及び 54 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間のうち 6 か月
② 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

私はA職の見習い期間終了後、実家に戻り、しばらくしてから自分で国民年金の加入手続きを行い、結婚前は、同居の母親が国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後は、妻が保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 38 年 9 月に払い出されており、当該時点で、当該期間を含む昭和 38 年度の国民年金保険料を現年度納付することが可能であったこと、申立人は、申立期間当時同居していた母親が自宅に訪れた集金人に保険料を納付していたと説明しており、当時の保険料の納付方法と合致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、当該期間は 3 か月と短期間で、申立人は、昭和 39 年 4 月以降、申立期間を除き 60 歳到達時まで保険料を全て納付していること、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の職業及び住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は見られないことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

私の国民年金は、妻が加入手続きを行い、以後、妻が夫婦二人分の付加保険料を含む国民年金保険料を納付してきた。申立期間の付加保険料が未納であることに納付できない。なお、妻は、申立期間について平成 21 年に同様の年金記録確認の申立てを行い、納付記録の訂正がなされている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 52 年 7 月頃に妻と連番で払い出され、夫婦は同年 6 月以降 60 歳到達時まで申立期間を除き付加保険料を含む国民年金保険料をすべて納付していること、申立人が当時居住していた区では、付加年金加入者に対しては、付加年金保険料を含めた金額の納付書を送付していたとしていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

なお、申立人の妻の申立期間の納付記録については、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 1 月 14 日付けで申立期間について付加保険料を含む保険料を納付していたものと認められる旨の通知が行われ、納付記録の訂正が行われている。

その事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和59年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月までのうち6か月
② 昭和37年4月から38年3月までのうち9か月
③ 昭和38年4月から39年3月までのうち9か月
④ 昭和39年4月から43年3月まで
⑤ 昭和50年1月から同年12月まで
⑥ 昭和55年4月から同年9月まで
⑦ 昭和59年10月から60年3月まで

私の元妻は、結婚後から別居した昭和59年10月前までの私の国民年金保険料を納付してくれていた。また、別居後は、納付書が届いていたので、自分で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑦については、当該期間前の昭和58年4月から同年9月までの国民年金保険料の納付記録は、60年1月26日及び同年3月19日に記録追加されており、申立人は、当該期間中に追納を行ったと考えられること、当該期間直後から60歳到達前の平成5年*月までの期間及び6年2月に任意加入して65歳に到達する前の10年*月までの期間の保険料を全て納付していること、申立人が当時居住していた区では、年4回納付書を発行していたとしており、申立人は、当該期間の納付書を受けて取っていたものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②、③、④及び⑥については、申立人の元妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする元妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、保険料を納付し

ていたとする元妻は、当該期間の保険料が未納となっているなど、申立人の元妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑤については、還付整理簿及び還付・充当・死亡一時金リストから、当該期間の保険料は時効期間経過後納付の理由により、昭和 53 年 8 月 30 日に還付決定されていることが確認できるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から同年6月までの期間及び10年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月から同年6月まで
② 平成9年11月から10年3月まで
③ 平成10年5月
④ 平成11年11月から12年4月まで
⑤ 平成13年2月及び同年3月

私の母は、私の国民年金の加入手続をして、母又は私が国民年金保険料を納付していたはずである。平成12年4月に両親と別居してからは、自身で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、平成7年2月の会社退職に伴う厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていることが、申立人の所持する年金手帳の被保険者資格得喪記録から確認でき、また、当該期間直前の同年2月及び同年3月の国民年金保険料は納付済みであることから、当該期間の保険料納付書を受け取っていたものと考えられること、申立期間③については、申立人は、当該期間直前の10年4月に転居し、同月の保険料を同年7月に転居先の区で納付していることがオンライン記録から確認でき、当該納付時点で当該期間の保険料を現年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成9年10月の会社退職に伴う厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った時期、保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であり、上記手帳に記載された当該期間当初の9年11月1日の資格取得欄には、上記の転居先の区の確認印があり、国民年金の再加入手続は遅れて行わ

れたことが推測されることなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間④及び⑤については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間前の平成11年4月から同年7月までの期間及び同年10月の保険料は13年5月から同年11月にかけて過年度納付されており、また、これらの過年度納付期間に挟まれた厚生年金保険加入期間（11年8月及び同年9月）及び当該期間に挟まれた厚生年金保険加入期間（12年5月から13年1月まで）は、いずれも13年6月に記録追加されたものであり、さらに、申立人は、平成13年度の保険料の免除申請を同年5月に行っていることから、当該免除申請時までは、当該期間前の平成11年4月から当該期間を含む13年3月までの国民年金加入期間は、引き続き未納期間であったことが確認できること、当該免除申請当時は、申立人は両親と別居し、職業訓練校在学中であり、収入が安定していたとは考えにくいことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から同年6月までの期間及び10年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から同年 9 月まで

私は、昭和 54 年 5 月頃に、国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料は海外に在住する直前まで納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が任意加入した昭和 54 年 5 月に払い出されており、申立人は同月以降申立期間直前までの期間の保険料を現年度納付していることが特殊台帳により確認でき、申立人は、申立期間の保険料の納付書を受け取っていたと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から8年3月まで
私の母は、私が学生の頃に国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料は郵便局で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年4月から8年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は6年10月に払い出されており、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であること、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親が記憶する加入当初の保険料額は、当該手帳記号番号払出当時の保険料額とおおむね一致していること、申立人の同級生の母親は、申立人が学生の頃に保険料を納付していることを申立人の母親から聞いたことがあると証言していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、平成4年5月から6年3月までの期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親は、国民年金の加入時期に関する記憶が曖昧である。また、母親が保険料を納付したとする郵便局は5年10月に開設されており、当該期間の過半の期間は当該郵便局で保険料を納付することができないこと、上記手帳記号番号払出時点で、当該期間のうち4年8月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、その後の4年9月以降の期間の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人の母親は、さかのぼって保険料を納付した記憶が曖昧であることなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年4月から8年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から61年3月まで
② 平成4年1月

私の父は、私が20歳になったときに国民年金の加入手続きをしてくれ、国民年金保険料は私が納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は1か月と短期間であり、申立人は、当該期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付しており、当該期間直前の期間の保険料は納付済みである。また、オンライン記録から、平成6年1月に当該期間の保険料に係る過年度納付書が発行されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する年金手帳には、当該期間直前の昭和57年4月3日に任意加入被保険者資格を喪失し、当該期間直後の61年4月1日に第3号被保険者資格を取得していることが記載されており、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から同年 6 月まで

私の義父は、義父が経営する会社に勤務していた夫の給与から天引きして、夫と私の国民年金保険料を納付してくれていた。夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月間と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料の納付を開始した昭和 42 年 4 月以降 60 歳到達時まで保険料を全て納付している。

また、申立人の義父が保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫、義母及び夫と同様に義父の会社に勤めていた二人の義弟の申立期間の自身の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで
私の父の日記には、昭和46年9月に私の国民年金の加入手続を行った記述があり、加入しながら国民年金保険料を納付しないはずがない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付している。

また、父親が保険料を一諸に納付していたとする母親は、国民年金制度発足当初から60歳到達時までの保険料を完納していること、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和46年10月頃に払い出されており、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であり、申立人が当時居住していた区では、年度途中に加入手続が行われた場合には、当該年度分の納付書を発行していたと思うとしており、父親は、申立人の申立期間の保険料の納付書を受け取っていたと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年9月まで

私は、会社を退職したことをきっかけに国民年金に加入し、加入後は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、夫婦二人分の保険料を納付していたとする妻は、申立期間の自身の保険料は納付済みとなっている。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は妻と連番で昭和44年9月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったこと、申立人及びその妻が所持する保険料の領収証書により、夫婦の47年1月から同年3月までの保険料は同一日に納付されていることが確認できること、妻の当該期間の保険料は妻の所持する領収証書により平成17年6月に納付済みに記録訂正されており、当時の行政側の年金記録管理が適切でなかった状況が認められることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

私の夫は、結婚してから3年程度後に夫自身の国民年金の加入手続と私の国民年金の再加入手続をし、その後に納付可能な二人分の未納となっていた国民年金保険料を全て納付した。夫の保険料は資格取得日に遡って全て納付となっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳は昭和47年4月に発行されており、当該時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったほか、申立人の国民年金の再加入手続及び保険料の納付をしたとする申立人の夫は、申立期間の自身の保険料を過年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月

私の父は、私が 20 歳になったときに私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 40 年 4 月に払い出されており、当該払出時点で、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であった。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親は、申立期間を含め自身の保険料を全て納付しており、申立人の 4 人の兄弟は、20 歳当初から保険料を全て納付しているほか、申立人の昭和 40 年 8 月から 41 年 6 月までの保険料は、厚生年金保険料との重複納付により 41 年 10 月に還付された記録があるが、当該還付時点では、当該期間の保険料の一部は申立期間の保険料に充当することが可能であったにもかかわらず、充当されることなく全額還付されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
私の夫は、昭和 47 年に私の国民年金の任意加入手続を行い、それ以降私の国民年金保険料を滞りなく納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間の1回のみであり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立期間直前の昭和 52 年 10 月から同年 12 月までの保険料は 52 年 12 月 27 日に現年度納付されていることが申立人が当時居住していた市の国民年金保険料収滞納一覧表で確認できるなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったとする事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 56 年 7 月から 61 年 9 月まで

私は、申立期間①については、多少支払が遅れても納付書が届けば国民年金保険料を納付してきた。また、申立期間②については、飲食店経営を止めた昭和 63 年 10 月頃にお金のできたので、未納となっていた保険料を銀行か郵便局でまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は 3 か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人は、納付書が届けば多少遅れながらも保険料を納付していたと具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料額は 47 万円から 48 万円であったと説明しているが、当該期間の保険料額約 37 万円と相違するほか、申立人は、50 歳のときに当該期間の保険料を遡って納付したと説明しているが、申立人が 50 歳となった昭和 63 年*月時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年8月から61年3月まで
② 平成10年2月

私は、昭和55年8月頃に国民年金の加入手続を行い、その後自身で国民年金保険料を納付し、前夫が婚姻後の保険料を納付してくれていた。また、平成9年以降は、夫が夫婦の保険料を納付してくれたはずである。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は1か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和61年12月頃に第3号被保険者の資格取得手続をした際に払い出され、同年4月以降は当該期間を除き保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人及びその前夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行い、前夫と婚姻するまでは自身で保険料を納付したと説明しているが、保険料の納付場所、納付方法及び保険料額等の記憶が曖昧であるほか、婚姻後、申立人の保険料を納付したとする前夫から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。また、申立人は、会社を退職した昭和55年8月頃に国民年金の加入手続をしたと説明しているが、上記のとおり申立人の手帳記号番号は当該期間後の61年12月頃に払い出されており、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人及びその前夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成10年2

月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から49年3月までの期間及び昭和49年7月から同年9月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年7月から49年3月まで
② 昭和49年7月から同年9月まで

私は、国民年金制度発足当初から国民年金保険料を納付し、結婚後は、私が夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和37年3月に払い出されており、申立人は、国民年金制度発足当初から60歳到達時まで、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、申立期間は9か月及び3か月と短期間で、前後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立人及びその夫はA業を営んでおり、申立期間の前後を通じて夫婦の事業や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことなど、申立内容に不自然さは見られない。

なお、申立人が保険料と一緒に納付していたとする夫の申立期間①を含む昭和48年4月から49年3月までの期間及び申立期間②に係る申立てについては、当委員会の決定に基づき平成22年6月30日付けで納付記録を納付済みに訂正することが必要であるとする通知が行われている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月及び同年3月
私は、会社を退職した平成10年2月に厚生年金保険から国民年金への切替手続きをして、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続きを適切に行っていることが確認できるほか、平成6年2月及び16年4月の2回の厚生年金保険から国民年金への切替手続きも適切に行っており、いずれの国民年金加入期間も保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月及び同年 8 月

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間前の昭和 48 年 3 月に厚生年金保険の未適用事業所に就職した際に、住民登録を実家所在地としたまま転居し、母親に納付書を送付してもらって保険料を納付していたとしており、転居後の申立期間直前の 48 年 4 月から同年 6 月までの期間の保険料が納付済みであることから、申立期間の保険料の納付書も母親から入手していたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで

私は、申立期間当時、納付額が少し安くなるので一年分ずつ国民年金保険料を前納していた。申立期間は、病気や事故で入院した訳でもなく、収入も前後の期間と変わらなかったのに、申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳に至るまで、国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付している上、オンライン記録により、申立人とその夫は、平成2年4月以降、保険料を前納していない4年4月から5年3月までの期間及び申立期間を除き、60歳に到達した11年*月までの保険料を全て前納していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和60年7月から61年3月までの申請免除期間について、保険料を追納しており、納付日は特定できないものの、平成6年3月30日に当該期間の保険料の追納申出を行っていること、当該保険料に係る納付期限が7年7月31日であることから、申立期間直前の頃に、当該保険料の追納を行ったものと考えられる。

さらに、申立期間直後の平成9年4月に、同年同月から10年3月までの保険料を前納していることが確認でき、当該納付時点で申立期間の保険料を現年度納付することができる上、申立期間前後を通じて、申立人及びその夫の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から59年3月まで

私は、昭和53年に国民年金に加入し、市役所から送付されてきた納付書で3か月ごとに定期的に国民年金保険料を納付していたが、58年7月分以降は納付が遅れたため、就職が決まった59年3月に、手元に残っていた納付書で58年7月から59年3月までの保険料をまとめて1回で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、申立期間は9か月と短期間である。

また、申立人の所持する昭和56年度の領収証書によれば、当該年度の保険料は納付期限内に現年度納付されていることが確認でき、申立期間前後を通じて申立人の住所に変更は無いことから、申立期間の納付書は申立人の元に届いていたものと考えられる上、申立人が保険料を一括納付したと説明する昭和59年3月の時点で、当該納付書により申立期間の保険料を現年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、昭和40年7月から41年3月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から41年3月まで

私の母は、私が会社を退職し家業を手伝い始めて20歳になった頃に、私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付済みである。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された昭和41年8月時点において、申立人の申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

さらに、申立人は、申立期間当時、自営業を営む両親と同居しており、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の母は、申立期間を含む国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳到達時の直前の月までの期間の保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年1月及び同年11月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年7月から平成4年8月まで
私は、昭和51年に会社から解雇通告を受け、平成4年3月まで訴訟をしていた。その間はぎりぎりの生活のため国民年金保険料の免除を申請していた。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成2年10月から4年8月までの期間については、申立人は、免除申請を行い、収入に余裕がある時には国民年金保険料を納付していたと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は2年11月に払い出され、同年10月以降の保険料の申請免除を行うことが可能であるほか、申立人は、当該払出以降に昭和63年10月から同年12月までの期間及び平成元年4月の保険料を過年度納付し、2年4月から同年12月までの期間の保険料を現年度納付していることがオンライン記録で確認できる。

また、平成17年4月から同年12月までの期間のうち、同年10月の保険料は現年度納付している一方、他の期間は申請免除とされていることがオンライン記録で確認でき、申請免除期間中の保険料を納付している状況は、申立人が主張する納付及び免除に関する行動と類似しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

なお、当該期間のうち、平成2年10月から同年12月までの期間、3年2月から同年10月までの期間及び4年4月から同年8月までの期間は保険料を納付済みであることがオンライン記録により確認できること、申立人は事業を開始した以降で収入の多い時は保険料を納付していたと説明していることから、これらの納付済みの期間については納付記録を訂正する必要はないが、オンライン記録で未納とされている3年1月及び同年11月から4年3月までの期間については、申請免除期間と記録を訂正する必要がある。

しかしながら、申立期間のうち昭和 52 年 7 月から平成 2 年 9 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人の手帳記号番号が払い出された 2 年 11 月時点では、当該期間は免除申請をすることができない期間であるほか、申立人は国民年金手帳を受け取ったのは 2 年 5 月以降であったと説明している。また、申立人が最初に免除申請手続を行ったとする区の昭和 52 年 7 月から同年 12 月までの国民年金手帳記号番号払出簿及び手帳記号番号払出簿を全国的に整備したデータベースを当委員会が確認した結果、いずれにおいても申立人に対する上記以外の手帳記号番号の払出しは記録されていないなど、申立人に上記以外の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても新たな資料の提出や前述の状況を覆すに足りる具体的な説明が無いなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 3 年 1 月及び同年 11 月から 4 年 3 月までの期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年3月まで
② 昭和45年7月から51年3月まで

私の妻は、昭和45年頃に夫婦の国民年金の加入手続きを行い、それ以降の夫婦の国民年金保険料を納付し続けてきた。昭和45年4月から同年6月までの保険料が納付済みであり、その後の保険料を未納ということは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和50年4月から51年3月までの期間については、申立人は当該期間後の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の保険料を納付していたとする妻は50年4月から同年9月までの保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②のうち昭和45年7月から50年3月までの期間については、妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の妻自身の保険料も未納であるほか、申立人及びその妻は、45年頃に夫婦同時に国民年金に加入し、その後の保険料を納付したと説明しているが、妻の国民年金手帳の記号番号は51年11月に払い出されており、当該払出時点では申立期間①及び申立期間②の過半は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から同年 12 月まで
私が申立期間当時に勤務していた会社は、厚生年金適用事業所ではなかったが、私の国民年金保険料は会社が負担してくれ、退職するまで保険料を自分で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間の1回のみであり、申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しているほか、昭和61年10月19日の住所変更手続及び同年12月*日の婚姻に伴う氏名変更手続は適切に行われていることが申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録により確認できるなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったとする事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年12月まで
私は、国民年金制度ができたので国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和38年6月時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であり、申立期間直後の37年1月から38年3月までの保険料は過年度納付されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで

私は、義母に国民年金の加入を勧められ昭和50年7月に国民年金に加入し、年金手帳に「被保険者でなくなった日」と記載されている55年4月26日まで、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、昭和50年7月に国民年金に任意加入後、申立期間直前の54年3月までの国民年金保険料を納付している。

また、申立人が当時居住していた市の市町村名簿及び申立人が所持する年金手帳には、申立人が昭和50年7月16日に国民年金に任意加入し、申立期間直後の55年4月26日に資格喪失していることが記載されているほか、申立人が納付書を使用して郵便局で保険料を納付していたとする方法は、申立人が当時居住していた市の状況と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで
私の夫は、婚姻後、金融機関の職員に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。前後の保険料が納付済みとなっているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、国民年金制度発足当初に国民年金に加入して以降、申立期間を除き 60 歳に至るまで国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立人の夫が納付書により金融機関支店の職員に保険料を納付していたと説明しており、申立人が居住している区は、昭和 45 年度から納付書制度を開始していること、夫が保険料を納付していたとする金融機関支店は、申立期間当時に存在しており、保険料の収納事務を行っていたことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの期間及び昭和49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和48年4月から同年6月まで
②昭和49年1月から同年3月まで

私は、退職後、私自身で国民年金の加入手続を行い、昭和44年5月から全ての国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和44年5月以降、申立期間を除き60歳に至るまで国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。また、申立期間は、いずれも3か月と短期間であり、申立人は、44年8月頃、区役所で国民年金の加入手続を行い、最初は印紙検認方式による保険料納付であったが、その後は銀行、郵便局及び区役所の出張所で保険料を納付していたと具体的に説明している上、申立人の国民年金手帳の記号番号は同年同月に払い出されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
私の夫は、結婚後の夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付してくれていた。申立期間の保険料が、夫の分だけ納付済みで私の分が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 48 年 1 月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人の所持する国民年金領収証書により、申立期間直後の保険料は現年度納付されていることが確認できる上、保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間を含め、昭和 41 年 4 月から 60 歳到達時までの保険料が全て納付済みであるなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から37年3月まで
私の父は、昭和36年4月に私の国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間であり、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであること、また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金制度発足時の昭和36年4月頃に払い出されており、申立人は、同年4月から保険料の納付を開始し、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付していることなど、申立内容に不自然さはみられず、申立期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
昭和 46 年 11 月から住み込みで会社に勤務してからは、当時の会社の事業主が同僚の分と一緒に国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立期間当時に申立人が勤務していたとする会社の元同僚は、給与から保険料を控除されていたと説明しており、申立期間の保険料は納付済みである。

さらに、申立人の特殊台帳では、申立期間直後の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの保険料が重複納付を理由に、50 年 6 月 27 日に還付決議されているが、当該決議時点で申立期間の保険料が未納であれば、還付に代えて還付金を申立期間の保険料に充当処理しなければならず、充当処理が行われていないことからみれば、申立期間の保険料は未納とされていなかったと考えられることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月、同年3月及び44年10月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年2月及び同年3月
② 昭和44年10月から45年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、会社を退職して間もない時期の昭和40年4月に払い出され、申立人の国民年金手帳は同年10月に発行されていることが確認でき、会社退職後の2か月分の短期間の保険料を手帳記号番号払出し及び手帳発行当時に納付しなかったとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、6か月と短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであること、申立人の国民年金被保険者名簿から当該期間直前の保険料を同年11月に納付していることが確認でき、特殊台帳に記載されている当該期間の前後の期間の保険料納付済みを示す記号は、現年度納付を示すものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年6月までの期間及び41年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年4月から39年6月まで
② 昭和41年4月から42年3月まで

私は、母から私が20歳になった時に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと聞いていた。申立期間①については、妹は記録確認申立を行い、納付記録の訂正が行われた。申立期間②については、結婚後の転居先で保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金の手帳記号番号は昭和39年8月に妹と連番で払い出されており、当該払出時点で当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であり、当該期間直前の38年2月及び3月の保険料は過年度納付されたと推測されること、申立人の保険料を納付したとする母親は、国民年金制度発足時から60歳到達時まで保険料を全て納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。また、申立人の妹の当該期間の納付記録については、既に当委員会の決定に基づき平成20年7月9日付けで保険料を納付していたものと認められる旨の通知が行われ、訂正が行われている。

申立期間②については、12か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みである。また、申立人は、昭和43年3月29日に転居先の市役所の窓口で氏名変更、住所変更及び被保険者資格の種別変更手続きを行い、当該期間直後の42年4月から43年3月まで期間の保険料を同日に納付しており、当該納付時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人は、当該期間は過年度保険料となるため市役所窓口では収納できない旨の説明を受けたと説明していること、申立人が当時居住していた市では、市役所窓口で過年度納付書を発行していたとしていることなど、申立内容

に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から41年3月まで

私は、昭和41年3月に会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続をした際、遡って加入できると説明を受け、そのとおりに加入し、送付された納付書により申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間が一部国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和41年12月に払い出されており、申立人は、同年4月以降、60歳到達後の任意加入期間を含め国民年金保険料をおおむね納付している。

また、申立人は、国民年金の加入手続をした際、区役所の職員に脱退手当金の計算基礎となった厚生年金保険加入期間を含めて遡って加入できると説明され、当該厚生年金保険加入期間が一部含まれるが、申立人の夫が会社を退職した昭和40年10月まで遡って国民年金に加入したと説明している。脱退手当金の計算基礎となった厚生年金保険加入期間については、国民年金に加入することはできないとされており、40年10月から41年2月までの期間は当該厚生年金保険加入期間に該当し、国民年金に加入することはできないが、申立人が所持する年金手帳、当時の国民年金受付処理簿及びオンライン記録から、平成19年6月11日に記録訂正が行われるまでは、当該期間は誤って強制加入被保険者期間として処理されていたことが確認できる。

さらに、上記手帳記号番号払出時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であり、申立人は、送付された納付書により申立期間の保険料を金融機関で一括納付したと説明しており、当時の過年度保険料の納付方法与合致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を

納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から56年5月までの国民年金保険料は、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年12月から53年3月まで
② 昭和54年1月から56年5月まで

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたはずである。手元に申立期間当時の確定申告書があり、社会保険料控除欄に国民年金保険料の支払額が記載されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和54年から56年までの確定申告書（控）を所持しており、54年分及び55年分の申告書（控）の社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料支払額は当時の納付すべき保険料額とおおむね一致し、56年分の申告書（控）の社会保険料控除欄には、内訳は不明であるが、「国民年金他」とされた支払額が記載されており、国民年金保険料を納付していることがうかがわれること、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間前の53年9月に払い出されており、当該期間の保険料を現年度納付していくことが可能であり、申立人は当該期間の保険料の納付書を受け取っていたものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人は昭和52年及び53年の確定申告書（控）を所持しているが、52年の申告書（控）の社会保険控除欄には国民年金保険料の支払額の記載は無く、53年分の申告書（控）の社会保険控除欄に記載されている国民年金保険料の支払額はオンライン記録の当該年の納付済期間の保険料額と一致していること、申立人は、当該期間の保険料を遡って納付した記憶が無いことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から56年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料は、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から48年3月まで

私は、昭和49年頃に夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行い、その際に夫婦二人分の国民年金保険料を遡って納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和47年10月から48年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和50年1月に夫婦連番で払い出されており、当該払出時点で、当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人は、国民年金加入時に遡って納付したとする金額は1万円を超えていたと説明しており、当該期間及び納付済みとされている48年度の保険料を過年度納付した場合の保険料額とおおむね一致すること、申立人の夫も当該期間及び48年度の保険料は過年度納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和36年4月から47年9月までの期間については、申立人が遡って納付したとする金額は、当該期間を含む36年4月から48年3月までの保険料を全て納付した場合の金額と大きく相違していること、申立人の夫は、当該期間の一部について第2回特例納付を行っているが、これについては、上記手帳記号番号払出時点で、夫は60歳到達時まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付を行ったものと考えられ、申立人は、過年度納付を行うことにより60歳到達時まで保険料を納付すれば受給資格期間を満たすことが可能であり、特例納付をしなければならない状況にはなかったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年

10月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から 50 年 12 月まで
② 昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月まで
③ 昭和 57 年 1 月から 58 年 5 月まで

私の母は、私が 20 歳になり学校を卒業した頃に、私の国民年金の加入手続を行って、申立期間に係る私と私の兄の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の②のうちの昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの期間については、A 区の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 52 年 1 月 6 日に払い出されていることから、当該払出しの時点においては、当該期間の国民年金保険料の現年度納付が可能な期間である。

また、申立人の母は、「申立人とその兄の保険料を一緒に納付していた。」と述べていることから、オンライン記録により、申立期間及びその前後の期間に係る申立人とその兄の保険料の納付状況を調査し、比較したところ、両者の納付状況はほぼ一致している上、申立人の兄の 54 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料は、納付済みと記録されていることが確認できる。これらのことから、申立人の申立内容に不自然さは見受けられない。

2 一方、申立期間の①については、前述の申立人の手帳記号番号の払出しの時点において、当該期間の大半の期間は、時効により保険料を納付することができない期間である上、申立期間の①当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の①、申立期間の②のうちの昭和 53 年 10 月から同年 12 月までの

期間及び申立期間の③については、申立人の母が申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の兄の当該期間に係る納付状況は、オンライン記録によると、申立期間の①の大半の期間、申立期間②のうちの昭和 53 年 10 月から同年 12 月までの期間及び申立期間の③の保険料が未納であることが確認できる。加えて、申立人の母が当該期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない。

このほか、申立人の母が申立期間の①、申立期間の②のうちの昭和 53 年 10 月から同年 12 月までの期間及び申立期間の③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私は、結婚退職をした昭和 54 年 10 月に国民年金に加入し、第 3 号被保険者となる 61 年 4 月直前まで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料については未納の通知を受けた覚えもなく、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 10 月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立期間は 3 か月と短期間である。

また、申立人は、申立人の夫の昭和 57 年分の確定申告書（控）を所持しており、当該申告書（控）には税務署の收受印は無いものの、作成した税理士の署名、押印があり、記載内容に不自然さは見られない上、当該申告書（控）の社会保険料控除額欄に記載されている金額は、夫の共済掛金及び申立人の申立期間を含む昭和 57 年の国民年金保険料の合計額に相当し、その国民年金保険料額は当該年の保険料を納付した場合の金額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 45 年に義姉に勧められて国民年金に加入し、婚姻後は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の妻の保険料は納付済みとされているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き 60 歳到達時まで国民年金保険料をおおむね納付しており、婚姻後、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料が納付済みである上、申立期間は 6 か月と短期間である。

また、申立人は昭和 55 年の確定申告書（控）を所持しており、当該申告書（控）の社会保険料控除額欄に記載されている金額は、当該年の保険料を納付した場合の金額とおおむね一致している上、56 年分の確定申告書（控）は所持していないものの、57 年及び 58 年の確定申告書（控）を所持しており、当該申告書（控）の社会保険料控除額欄には国民年金保険料に相当する金額が記載されていないが、オンライン記録により、申立人及びその妻の当該期間の保険料は申請免除されていたことが確認できるため、当該申告書（控）の記載内容に不合理な点は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から同年7月までの国民年金の定額保険料及び51年7月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から同年7月まで
私は、昭和51年5月頃に市役所で国民年金に加入し、その後、付加保険料の申請をした。申立期間の国民年金の定額保険料及び51年7月の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の妻も申立期間の自身の保険料を納付している。

また、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年7月時点では、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には51年5月20日に強制加入、51年8月2日に資格喪失とあるほか、「附51.7」の記載があり、51年7月に付加保険料の納付の申出を行っていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金の定額保険料及び昭和51年7月の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 53 年 3 月頃に国民年金の加入手続を行い、加入後は口座振替で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 53 年 3 月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったとする事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から46年3月まで

私の父は、私が家業を継ぐこととなったので、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年1月から46年3月までの期間については、申立人は当該期間後の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親は、妻とともに国民年金制度発足当初から60歳になるまで自身の保険料を全て納付しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は47年3月に払い出されており、当該払出時点では、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和42年5月から44年12月までの期間については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間当時に父親から申立人の年金手帳を見せてもらった記憶は無いとしており、申立人に対して申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果〈標準賞与額（あっせん額）〉（別添一覧表参照）とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録である〈標準賞与額（訂正前額）〉（別添一覧表参照）とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額（あっせん額）〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年6月15日

A社の厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が、実際に支給された賞与の額と相違していることが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、訂正後の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

賃金台帳及び所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（〈標準賞与額（あっせん額）〉（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、申立期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であ

ったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 45 件 (別添一覧表参照)

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額(あっせん額)	標準賞与額(訂正前額)
13762	女		昭和20年生		72万円	54万9,000円
13763	男		昭和17年生		41万8,000円	36万3,000円
13764	男		昭和16年生		41万8,000円	34万7,000円
13765	女		昭和17年生		30万8,000円	25万6,000円
13766	男		昭和14年生		41万8,000円	35万円
13767	男		昭和15年生		38万3,000円	32万5,000円
13768	男		昭和16年生		38万3,000円	31万8,000円
13769	男		昭和14年生		38万8,000円	33万3,000円
13770	男		昭和16年生		38万3,000円	32万5,000円
13771	女		昭和20年生		39万2,000円	34万円
13772	男		昭和23年生		58万1,000円	38万3,000円
13773	男		昭和24年生		56万4,000円	46万9,000円
13774	男		昭和14年生		100万円	85万7,000円
13775	男		昭和16年生		34万8,000円	28万9,000円
13776	女		昭和21年生		28万4,000円	23万6,000円
13777	男		昭和18年生		42万円	37万2,000円
13778	女		昭和18年生		37万6,000円	31万9,000円
13779	女		昭和18年生		31万6,000円	26万3,000円
13780	女		昭和24年生		32万4,000円	26万9,000円
13781	男		昭和17年生		88万円	74万8,000円
13782	女		昭和23年生		34万円	28万3,000円
13783	女		昭和53年生		36万円	30万円
13784	男		昭和15年生		44万円	37万7,000円
13785	男		昭和18年生		104万円	86万5,000円
13786	女		昭和54年生		35万2,000円	29万4,000円
13787	女		昭和55年生		35万2,000円	29万4,000円
13788	男		昭和17年生		150万円	138万5,000円
13789	男		昭和19年生		110万円	91万5,000円
13790	男		昭和22年生		50万2,000円	43万6,000円
13791	男		昭和22年生		52万8,000円	44万9,000円
13792	男		昭和22年生		52万8,000円	44万9,000円
13793	男		昭和23年生		49万3,000円	41万9,000円
13794	男		昭和23年生		51万5,000円	43万8,000円
13795	男		昭和12年生		71万円	61万円
13796	男		昭和23年生		51万5,000円	42万8,000円
13797	男		昭和23年生		51万5,000円	43万8,000円
13798	男 (死亡)		昭和17年生		42万円	35万7,000円
13799	男		昭和17年生		39万6,000円	33万6,000円
13800	男		昭和15年生		30万4,000円	25万3,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額(あっせん額)	標準賞与額(訂正前額)
13801	男		昭和17年生		37万4,000円	31万1,000円
13802	男		昭和18年生		37万4,000円	32万4,000円
13803	男		昭和18年生		39万6,000円	34万4,000円
13804	男		昭和24年生		37万9,000円	32万9,000円
13805	女		昭和20年生		24万3,000円	20万2,000円
13806	女		昭和56年生		11万5,000円	9万6,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を35万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月15日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないの
で、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

賃金台帳及び所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳及び所得税源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額から、35万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る訂正の届出を行っていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を6万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月15日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないの
で、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

賃金台帳及び所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳及び所得税源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額から、6万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る訂正の届出を行っていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を6万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 15 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないの
で、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

賃金台帳及び所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳及び所得税源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額から、6万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る訂正の届出を行っていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成15年7月1日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された臨時賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記臨時賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る訂正の届出を行っていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
13810	男		昭和16年生		70万円
13811	男		昭和18年生		150万円
13812	男		昭和20年生		100万円
13813	男		昭和12年生		150万円
13814	男		昭和22年生		150万円
13815	男		昭和23年生		150万円
13816	男		昭和18年生		150万円
13817	男		昭和26年生		100万円
13818	男		昭和20年生		150万円
13819	男		昭和25年生		150万円
13820	男		昭和23年生		150万円
13821	男		昭和12年生		150万円
13822	男		昭和22年生		50万円
13823	男		昭和27年生		150万円
13824	男		昭和23年生		80万円
13825	男		昭和21年生		150万円
13826	男		昭和18年生		150万円
13827	男		昭和25年生		150万円
13828	男		昭和24年生		50万円
13829	男		昭和13年生		150万円
13830	男		昭和13年生		150万円
13831	男		昭和16年生		150万円
13832	男		昭和27年生		150万円
13833	男		昭和16年生		150万円
13834	男		昭和19年生		150万円
13835	男		昭和15年生		100万円
13836	男		昭和20年生		150万円
13837	男		昭和29年生		150万円
13838	男		昭和20年生		150万円
13839	男		昭和17年生		150万円
13840	男		昭和21年生		150万円
13841	男		昭和18年生		150万円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年10月30日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。同社からの届出が違っていると思われるので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成2年10月から3年9月までは24万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年10月30日より後の4年4月8日付けで、8万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人が申立期間において同社の取締役であったことが確認できる。しかしながら、同社の元従業員は、申立人は製造の仕事をしており、社会保険の事務には関与していなかったとしている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を遡って減額訂正する合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人のA社における資格取得日は昭和23年12月25日、資格喪失日は25年6月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和22年7月9日から23年10月まで
② 昭和23年11月から25年7月まで

B社に勤務していた申立期間①及びA社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時の日記を提出するので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の妻から提出のあった日記の記載内容から、申立人が、A社に勤務していたことが推認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人と氏名は一致しているが生年月日が記載されていない記録が確認でき、また、厚生年金保険被保険者台帳には、同社における資格取得日が当該被保険者名簿と相違している記録が確認でき、当該記録は、申立人の基礎年金番号に統合されていない。

しかしながら、申立人について、A社の代表者等から供述は得られないものの、申立人の日記に記載されている年月と当該被保険者台帳に記載されている年月がほぼ一致していることから、当該記録は申立人の記録であると判断することが妥当である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和23年12月25日に被保険者資格を取得し、25年6月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、6,000円とすることが妥当である。

他方、申立期間②のうち、昭和 23 年 11 月、25 年 6 月及び同年 7 月については、A 社の代表者及び従業員から供述が得られないこと及び同社は同年 6 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、当該期間の厚生年金保険料の控除をうかがうことができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間①について、申立人の妻から提出のあった日記の記載内容から、申立人が、B 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、B 社は、厚生年金保険の適用事業所にはなっておらず、同社の所在を管轄する法務局においても、商業登記簿の記録は確認できない。

また、B 社が所在していたとする C 敷地内にある D 社に B 社についての照会を行ったが、B 社の存在を確認できない旨の回答があり、代表者及び従業員に照会することができず、厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記給与支払明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年4月1日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職時期末手当管理集計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記退職時期末手当管理集計表において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年4月1日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職時期末手当管理集計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記退職時期末手当管理集計表において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年4月1日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職時期末手当管理集計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記退職時期末手当管理集計表において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和39年12月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月26日から同年12月8日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の総務経理担当者の供述並びに同社から提出された退職金計算書及び回答書から判断すると、申立人がA社に申立期間も継続して勤務（同社から同社Cゴルフ場に異動）していたことが認められる。

また、B社から提出された人事異動の告示の写しによると、申立人は、昭和39年4月1日付けで取締役兼Cゴルフ場長に発令されており、同社の総務経理担当者は、当該ゴルフ場が同年9月に開業していることから、申立人は、これに合わせて赴任したと思われるが、その際、A社が誤って申立人の資格を喪失する手続を行ってしまったと思われる供述している。

さらに、B社の総務経理担当者及びA社Cゴルフ場の元総務担当者は、役員であれば、当時においても本社で給与計算を行い、給与明細書を作成し、給与を支給していたと供述しており、B社の総務経理担当者は、申立期間の厚生年金保険料についても、その際、控除していたと思うと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りであった旨を供述していることから、事業主が昭和39年9月26日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったもの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成14年7月及び同年8月は62万円、同年9月から15年7月までは56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年7月1日から15年8月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の保険料控除額に見合う標準報酬月額より大幅に低くなっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、当初、平成14年7月及び同年8月は62万円、同年9月から15年7月までは56万円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年8月1日の後の同年8月4日付けで、申立期間の標準報酬月額は、いずれも9万8,000円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間及び標準報酬月額訂正処理日において同社の取締役であったことが確認できるが、同社の元経理担当者は、申立人は社会保険の事務手続には関与していなかったと供述しているほか、同社に係る社会保険料滞納処分票にも、当該訂正処理に申立人の関与がうかがえる記載は見当たらない。

一方、申立人から提出された平成14年分源泉徴収票及び15年1月分の給与明細書によると、当初に記録された上記標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成14年7月及び同年8月は62万円、同年9月から15年7月までは56万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月4日は98万2,000円、同年12月10日は106万5,000円、16年7月5日は99万2,000円、同年12月10日は113万1,000円、17年7月5日は102万1,000円、同年12月9日は113万8,000円、18年7月5日は102万9,000円、同年12月8日は114万5,000円、19年7月5日は104万6,000円、同年12月10日は115万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月4日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年7月5日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年7月5日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年7月5日
⑧ 平成18年12月8日
⑨ 平成19年7月5日
⑩ 平成19年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。賞与支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及びA社から提出された賞与一覧により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書及び賞与一覧において確認できる保険料控除額から、平成15年7月4日は98万2,000円、同年12月10日は106万5,000円、16年7月5日は99万2,000円、同年12月10日は113万1,000円、17年7月5日は102万1,000円、同年12月9日は113万8,000円、18年7月5日は102万9,000円、同年12月8日は114万5,000円、19年7月5日は104万6,000円、同年12月10日は115万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出せず、各申立期間に係る厚生年金保険料について、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の＜申立期間＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

2 申立内容の要旨

申立期間： ＜申立期間＞（別添一覧表参照）

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、申立期間の記録は厚生年金保険の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳における保険料控除額及び賞与額から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年5月28日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該

保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 11 件 (別添一覧表参照)

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
13862	女		昭和40年生		平成20年3月28日	1万円
13863	女		昭和55年生		平成20年3月28日	2万円
13864	女		昭和53年生		平成20年3月28日	4万円
13865	女		昭和39年生		平成20年3月28日	2万円
13866	女		昭和49年生		平成20年3月28日	3万円
13867	女		昭和44年生		平成20年3月28日	3万円
13868	女		昭和56年生		平成20年3月28日	2万円
13869	男		昭和53年生		平成20年3月28日	1万円
13870	女		昭和39年生		平成20年3月28日	3万円
13871	女		昭和47年生		平成20年3月28日	1万円
13872	女		昭和35年生		平成20年3月28日	3万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後に、B社）における資格取得日に係る記録を昭和56年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月1日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与明細を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和56年1月から同年5月までの給与明細により、申立人がA社に同年1月から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された昭和56年4月分の給与明細において確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額が16万円、報酬月額に基づく標準報酬月額が9万8,000円であることから、9万8,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は既に適用事業所でなくなっており、事業主から回答が得られないものの、申立期間当時の給与担当者の供述及び申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日と雇用保険の資格取

得日が昭和 56 年 4 月 1 日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が資格取得日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成3年10月から4年1月までは28万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月から同年6月までの期間及び同年8月は28万円に訂正することが必要である。

また、申立人の、申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成5年11月から6年1月までは28万円、同年2月は24万円、同年3月及び同年4月は28万円、同年5月及び同年6月は20万円、同年7月から同年10月までは28万円、同年11月及び同年12月は20万円、7年1月は36万円、同年2月から同年11月までは20万円、同年12月は28万円、8年1月は24万円、同年2月は50万円、同年3月は14万2,000円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月は22万円、同年7月は24万円、同年8月及び同年11月は22万円、同年12月は11万8,000円、9年1月は12万6,000円、同年2月は19万円、同年3月は47万円、同年4月は44万円、同年6月は16万円、同年7月は15万円、同年8月は20万円、同年9月は15万円、同年11月は12万6,000円、同年12月は15万円、13年1月は24万円、同年2月は28万円、同年3月は10万4,000円、同年4月は59万円、同年5月は41万円、同年6月は53万円、同年7月は22万円、同年8月は59万円、同年9月は36万円、同年10月から同年12月までは59万円、14年1月は24万円、同年2月は59万円、同年3月は53万円、同年5月は36万円、同年6月は62万円、同年7月は15万円、同年8月は50万円、同年9月及び同年10月は41万円、同年11月は20万円、15年1月は19万円、同年2月は22万円、同年3月は41万円、同年4月は59万円、同年6月は34万円、同年7月は59万円、同年8月は18万円、同年9月は59万円、同年11月は47万円、16年1月は34万円、同年3月は62万円、同年4月は59万円、同年5月は62万円、同年6月は59万円、同年7月は30万円、同年8月は62万円、同年9月は47万円、同年10月は38万円、同年11月は24万円、同年12月は32万円、17年1月は59万円、同年2月は32万円、同年3月は34万円、同年4月及び同年5月は36万円、同年6月は62万円、同年7月及び同年8月は59万円、同年9月は26万円、同年10月は59万円、同年11月は26万円、同年12月は44万円、18年1月は59万円、同年2月は53万円、同年3月は44万円、同年4月及び同年5月は62万円、同年6月は47万円、同年7月は62万円、同年8月は36万円、同年9月は47万円、同年10月、同年12月及び19年12月は62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 10 月 1 日まで
② 平成 5 年 11 月 1 日から 20 年 1 月 1 日まで

A 社に勤務した一部期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額より著しく低い額となっている。申立期間の一部の源泉徴収簿を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成 4 年 1 月から同年 6 月までの期間及び同年 8 月の標準報酬月額については、A 社から提出された申立人に係る同年分の所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額及び報酬月額から判断すると、同年 1 月は 28 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 26 万円、同年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 8 月は 28 万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成 3 年 10 月から同年 12 月までの期間については、A 社は、申立人に係る同年分の所得税源泉徴収簿を保管していないが、申立人と同じ営業職に従事し、同様に同年 10 月の定時決定において、標準報酬月額が減額されている同僚から提出された同年 11 月の給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額（26 万円）は、定時決定前の標準報酬月額と同額であることから判断して、申立人についても、当該期間において定時決定前の標準報酬月額（28 万円）に見合う保険料が控除されていたと認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間当時の届出について誤りを認めており、当該期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 4 年 7 月及び同年 9 月については、申立人に係る同

年分の所得税源泉徴収簿により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額よりも低いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②のうち、平成5年11月から8年8月まで、同年11月から9年4月まで、同年6月から同年9月まで、同年11月及び同年12月、13年1月から14年3月まで、同年5月から同年11月まで、15年1月から同年4月まで、同年6月から同年9月まで、同年11月、16年1月、同年3月から18年10月まで、同年12月及び19年12月の期間の標準報酬月額については、A社から提出された申立人に係る平成5年分から9年分まで及び13年分から19年分までの所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、5年11月から6年1月までは28万円、同年2月は24万円、同年3月及び同年4月は28万円、同年5月及び同年6月は20万円、同年7月から同年10月までは28万円、同年11月及び同年12月は20万円、7年1月は36万円、同年2月から同年11月までは20万円、同年12月は28万円、8年1月は24万円、同年2月は50万円、同年3月は14万2,000円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月は22万円、同年7月は24万円、同年8月及び同年11月は22万円、同年12月は11万8,000円、9年1月は12万6,000円、同年2月は19万円、同年3月は47万円、同年4月は44万円、同年6月は16万円、同年7月は15万円、同年8月は20万円、同年9月は15万円、同年11月は12万6,000円、同年12月は15万円、13年1月は24万円、同年2月は28万円、同年3月は10万4,000円、同年4月は59万円、同年5月は41万円、同年6月は53万円、同年7月は22万円、同年8月は59万円、同年9月は36万円、同年10月から同年12月までは59万円、14年1月は24万円、同年2月は59万円、同年3月は53万円、同年5月は36万円、同年6月は62万円、同年7月は15万円、同年8月は50万円、同年9月及び同年10月は41万円、同年11月は20万円、15年1月は19万円、同年2月は22万円、同年3月は41万円、同年4月は59万円、同年6月は34万円、同年7月は59万円、同年8月は18万円、同年9月は59万円、同年11月は47万円、16年1月は34万円、同年3月は62万円、同年4月は59万円、同年5月は62万円、同年6月は59万円、同年7月は30万円、同年8月は62万円、同年9月は47万円、同年10月は38万円、同年11月は24万円、同年12月は32万円、17年1月は59万円、同年2月は32万円、同年3月は34万円、同年4月及び同年5月は36万円、同年6月は62万円、同年7月及び同年8月は59万円、同年9月は26万円、同年10月は59万円、同年11月は26万円、同年12月は44万円、18年1月は59万円、同年2月は53万円、同年3月は44万円、同年4月及び同年5月は62万円、同年6月は47万円、同年7月は62万円、同年8月は36万円、同年9月は47万円、同年10月、同年12月及び19年12月は62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間当時の届出について誤りを認めており、当該期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったことを認めていることから、これを

履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成8年9月、同年10月、9年5月、同年10月、16年2月及び19年1月については、オンライン記録の標準報酬月額が、所得税源泉徴収簿により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②のうち、平成14年4月、同年12月、15年5月、同年10月、同年12月、18年11月、19年2月、同年7月、同年8月、同年10月及び同年11月については、申立人に係る平成14年分、15年分、18年分及び19年分の所得税源泉徴収簿により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額よりも低いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間②のうち、平成10年1月から12年12月までの期間については、A社から提出された振替伝票及び総勘定元帳並びに申立人から提出された住宅ローン契約書により、申立人の報酬月額は推認できるが、所得税源泉徴収簿等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料が無いため、申立人の当該期間における厚生年金保険料の給与からの控除を確認することができない。

加えて、申立期間②のうち、平成19年3月から同年6月までの期間及び同年9月については、申立人に係る平成19年分の所得税源泉徴収簿において、給与が支払われていないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和51年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月1日から同年8月1日まで

A社C支社D支部で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社で継続勤務しており、手続上の誤りだと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和51年3月1日に被保険者資格を取得し、同年7月1日に資格を喪失後、同社本社に係る事業所別被保険者名簿によると、同年8月1日に同社本社において、再度資格を取得しており、申立期間の記録が確認できない。

しかし、雇用保険の加入記録並びにB社から提出された申立人に係る退職者一覧及び同社の社会保険事務担当者の供述により、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社の社会保険事務担当者は、「申立人の未加入期間は、組織改定による理由であると考えられる。」と供述しており、A社本社に係る上記被保険者名簿では、申立人の前後の従業員は、昭和51年7月1日付けで同社において資格を喪失後、同日付けで同社本社において、資格を取得し、被保険者記録が継続していることが確認できる。これらのことから、申立人の被保険者資格の喪失理由は、厚生年金保険の適用事業所が変更になったことによるものであり、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失する事情があったためではないことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和 51 年 8 月の事業所別被保険者名簿の記録から、9 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA法人に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成8年4月1日、資格喪失日が18年8月1日とされ、当該期間のうち、同年7月31日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同法人における資格喪失日を同年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月31日から同年8月1日まで

A法人に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かり、同法人に相談した。同法人は、年金事務所に訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA法人から提出された申立人に係る出勤簿及び給与支給明細書により、申立人が平成18年7月31日まで同法人に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる報酬額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は申立人の資格喪失日に係る届出誤りを認めており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格取得日に係る記録を昭和31年10月1日、資格喪失日に係る記録を32年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月1日から32年3月1日まで

A法人に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同法人に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された在職証明書及び申立人が記憶している同僚の供述から、申立人が申立期間において同法人に継続して勤務していたことが認められる。

また、A法人で申立人と同じ業務に従事していた同僚は、「私が申立人をB法人からスカウトしてきた。申立人は、昭和31年10月にA法人に入団してから、私が同法人を退団する37年4月までの間、継続して勤務しており、厚生年金保険料の控除もされていた。」と供述している。

さらに、A法人で同じ業務に従事していた別の同僚は、「申立人は、正団員として入団し、厚生年金保険料を控除されていた。」と供述している。

なお、A法人は、昭和31年7月1日付けで移転先の所在地で、新規に厚生年金保険の適用事業所の届出が行われ、当時の事業主を含め18名（うち再取得者11名）が被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、昭和32年3月1日付けで、同一の所在地において別の事業主名義により新規にA法人として、厚生年金保険の適用事業所の届出が行われており、申立人を含む82名（うち再取得者67名）が被保険者資格を取得していることが確認できることから、同法人では、別の事業主が同一名の事業所を立ち上げ、申立期間において、一部の従業員

員のみ厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA法人における昭和 32 年 3 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 31 年 10 月から 32 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和46年8月及び同年9月は8万円、48年1月から同年10月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間は11万円、同年10月から51年3月までは16万円、同年4月から52年7月までは20万円、同年8月から同年11月までは28万円、同年12月から53年2月までは26万円、同年3月及び同年4月は28万円、同年5月から同年10月までは26万円、同年11月は24万円、同年12月及び54年1月は26万円、同年2月は24万円、同年3月から同年9月までは26万円、同年10月から同年12月までは24万円、55年1月から同年3月までは26万円、同年4月から同年7月までは28万円、同年8月は26万円、同年9月は28万円、同年10月は30万円、同年11月から56年1月までは28万円、同年2月は26万円、同年3月から58年9月までは28万円、同年10月及び同年11月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月1日から58年12月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和 46 年 8 月、同年 9 月、48 年 1 月から同年 10 月までの期間、49 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 11 月から 58 年 11 月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、46 年 8 月及び同年 9 月は 8 万円、48 年 1 月から同年 10 月までの期間及び 49 年 1 月から同年 3 月までの期間は 11 万円、同年 11 月から 51 年 3 月までは 16 万円、同年 4 月から 52 年 7 月までは 20 万円、同年 8 月から同年 11 月までは 28 万円、同年 12 月から 53 年 2 月までは 26 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 28 万円、同年 5 月から同年 10 月までは 26 万円、同年 11 月は 24 万円、同年 12 月及び 54 年 1 月は 26 万円、同年 2 月は 24 万円、同年 3 月から同年 9 月までは 26 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 24 万円、55 年 1 月から同年 3 月までは 26 万円、同年 4 月から同年 7 月までは 28 万円、同年 8 月は 26 万円、同年 9 月は 28 万円、同年 10 月は 30 万円、同年 11 月から 56 年 1 月までは 28 万円、同年 2 月は 26 万円、同年 3 月から 58 年 9 月までは 28 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 34 万円とすることが妥当である。

また、当該期間のうち、昭和 49 年 10 月の標準報酬月額については、申立人は、保険料控除を確認できる給料支払明細書を保有していないが、同年分の給与所得の源泉徴収票において推認できる厚生年金保険料の控除額から、16 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られないが、上記給料支払明細書並びに給与所得の源泉徴収票において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立期間について、上記給料支払明細書並びに給与所得の源泉徴収票で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 46 年 3 月から同年 7 月までの期間、同年 10 月から同年 12 月までの期間、47 年 2 月から同年 10 月までの期間、48 年 11 月及び同年 12 月の期間については、上記給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和 47 年 1 月については、同年分の給与所得の源泉徴収票において推認できる厚生年金保険料等の控除額から、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間のうち、昭和 47 年 11 月及び同年 12 月、49 年 4 月から同年 7 月までの期間については、上記給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

加えて、申立期間のうち、昭和 49 年 8 月及び同年 9 月については、同年分の給与所

得の源泉徴収票において推認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②の標準報酬月額に係る記録については、当該期間のうち、昭和55年11月から56年9月までは13万4,000円、同年10月は16万円、同年11月及び同年12月は17万円、57年1月は19万円、同年2月から同年4月までは18万円、同年5月から同年10月までは19万円、同年11月は18万円、同年12月は19万円、58年1月から同年3月までは18万円、同年4月から同年9月までは19万円、同年10月から59年1月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月21日から同年9月1日まで
② 昭和54年9月1日から59年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。また、申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。一部期間の給料支払明細書を提出するので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、昭和55年11月から58年12月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、55年11月から56年9月までは13万4,000円、同年

10月 は 16万円、同年 11月及び同年 12月 は 17万円、57年 1月 は 19万円、同年 2月 から同年 4月 まで は 18万円、同年 5月 から同年 10月 まで は 19万円、同年 11月 は 18万円、同年 12月 は 19万円、58年 1月 から同年 3月 まで は 18万円、同年 4月 から同年 9月 まで は 19万円、同年 10月 から同年 12月 まで は 22万円 とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、昭和 59年 1月の標準報酬月額については、申立人は厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有していないが、上記給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額が、58年 10月 から同年 12月 までの期間においても同額であることから判断して、59年 1月 についても上記期間と同額の厚生年金保険料が控除されていたと認められる。

したがって、昭和 59年 1月の標準報酬月額については 22万円 とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られないが、上記給料支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立期間②の標準報酬月額について、上記給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 54年 9月 から 55年 1月 までの期間及び同年 3月 から同年 9月 までの期間については、上記給料支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間②のうち、昭和 55年 2月 及び同年 10月 については、上記給料支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額よりも低いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

2 申立期間①について、申立人より提出されたA社に係る昭和 54年 7月 分の給料支払明細書によると、労働日数が同年 6月 21日 からと記載されていることから、申立人は、同日から同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人から提出のあった当該期間の一部期間である昭和 54年 7月 分及び同年 8月 分の給料支払明細書では、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社の当時の事業主に照会したが、回答が無いため申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 13883 (事案 7912 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA 渉外労務管理事務所における資格取得日に係る記録を昭和 27 年 7 月 22 日に、資格喪失日に係る記録を 28 年 4 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 7 月 22 日から 28 年 4 月 1 日まで

B ホテルに C 職として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い場合、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨を第三者委員会に申し立てたところ、記録を訂正できないと通知を受けたが、当該通知には納得がいかないため、再度調査を行い、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、当時の同僚の供述から、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できるが、当時の人事担当者は、株式会社 B ホテルは終戦直後駐留軍宿舎として接収され、従業員身分は不安定であった。勤務していても雇用関係が変わり当ホテルの籍を離れる者もいたと供述しているところ、被保険者名簿では、昭和 27 年 7 月 22 日に、申立人を含む 29 名の従業員が被保険者資格を喪失していることが確認できること、また、申立人と同様に、同日以降厚生年金保険記録が無い同僚に照会をした結果、2 名の従業員は、被保険者資格喪失後も引き続き株式会社 B ホテルにおいて同じ職種で勤務していた。同ホテルにおいて被保険者資格を喪失した理由は不明だが、資格喪失後は保険料が控除されていた記憶は無いとしていることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 3 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てを受けて調査したところ、D 渉外労務管理事務所を適用事業所とする B ホテルに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている従

業員で、前回申立て時に提出された写真3枚と申立人から新たに提出された写真5枚に写っている同僚16人（前回申立て時に提出された写真に写っている同僚と同一人物が4人）及び同僚調査により申立人と同じ職種であると判明した従業員1人の計17人のうち、連絡先が判明した8人に照会したところ7人から回答があり、このうち3人が、申立人が同ホテルに勤務していたことを記憶していることから、申立人が申立期間に同ホテルに継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、Bホテルで申立期間もC職として勤務していたとしているところ、上記3人の同僚は、申立人はC職であったとしている。

一方、申立人は、学生アルバイトの身分でBホテルに勤務していたとしているが、申立人が同じ職種のC職であったと記憶している同僚で、連絡先が判明した7人のうち、申立期間当時は学生アルバイトであったが昭和31年8月から株式会社Bホテルの正社員となった1人及び申立期間当時から同社の正社員であった1人を除く5人は、申立人と同じ学生アルバイトの身分でBホテルに勤務していたとしており、その退職時期と被保険者資格の喪失日は一致していることから、C職については、在職期間中は厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたと認められる。

また、申立人がBホテルで申立人自身と同じグループに所属するC職だったと記憶している同僚4人は、D渉外労務管理事務所を適用事業所とする同ホテルに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和27年7月1日に被保険者資格を喪失した後、同日付けでA渉外労務管理事務所を適用事業所とするE事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に加入記録が移行していることが確認できる。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のD渉外労務管理事務所における被保険者資格喪失時の昭和27年6月の社会保険出張所（当時）の記録及び同事務所で被保険者資格を喪失後、A渉外労務管理事務所にて被保険者記録が移行した同僚の、同事務所における同年8月の社会保険出張所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、D渉外労務管理事務所及びA渉外労務管理事務所とも廃止されており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険出張所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険出張所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険出張所は、申立人に係る昭和27年7月から28年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和60年6月21日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月21日から同年10月1日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社で事務職として勤務した申立期間の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の元役員の供述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

さらに、A社の元役員は、申立期間当時は、同社の社員であれば職種に関わらず厚生年金保険に加入させ、保険料を控除していたとしている。

また、申立人と同様に、A社において申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い同僚は、申立期間のうち、昭和60年6月及び同年8月の給与支払明細書を所持しており、当該給与支払明細書により、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらのことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の関連会社であるB社における申立人に係る資格喪失時である昭和60年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所

となったのは昭和60年12月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。しかし、商業登記簿謄本により、同社は50年9月9日に法人事業所として設立されていることが確認できる上、同社の関連会社であるB社の社会保険事務を受託している社会保険労務士は、申立期間当時は申立人を含め6人の従業員がA社に勤務していたとすることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において、適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和60年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年6月から同年9月までは30万円、同年10月及び同年11月は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月21日から同年12月1日まで
A社に営業職として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、昭和60年6月分、同年8月分、同年10月分及び同年11月分の給与支払明細書並びにA社の元役員の供述から判断すると、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和60年7月及び同年9月については、申立人は当該期間の給与支払明細書を所持していないものの、上記の給与支払明細書において、当該期間の前後の報酬月額は同額であり、保険料が控除されていることから判断すると、前後の期間と同額の報酬が支給され保険料が控除されていたと推認される。

これらのことから判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、昭和60年6月から同年9月までは30万円、同年10月及び同年11月は32万円とすることが妥当である。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和60年12月1日であり、当該期間は適用事業所となっていない。しか

し、商業登記簿謄本により、同社は 50 年 9 月 9 日に法人事業所として設立されていることが確認できる上、同社の関連会社である B 社の社会保険事務を受託している社会保険労務士は、申立期間当時は申立人を含め 6 人の従業員が A 社に勤務していたとすることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において、適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場（現在は、C社B事業場）における申立期間に係る標準報酬月額
は、10万4,000円であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記
録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から49年7月1日まで
A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生
年金基金の加入員記録と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場が申立期間当時加入していた厚生年金基金における加入員記録によれば、
申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、その主張する10万4,000円と記録されてい
る。

また、C社は、申立期間当時の社会保険事務所（当時）及び厚生年金基金に係る各種
届出は、複写式の様式により行っており、社会保険事務所への届出は当該厚生年金基金
を経由していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準
報酬月額（10万4,000円）に係る届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和44年8月21日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年8月21日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年1月から同年9月1日まで
② 昭和45年1月21日から同年2月1日まで

A社に勤務した申立期間①及び②の加入記録が無い。同社では、昭和44年1月より休み無く型紙を作っており、勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が提出したA社の社名が記載された昭和44年9月分の給料支払明細書によると、「8月分報奨金」が支給されていることが確認できること、また、同社は、給与の締め日は20日であったとしていることから、申立人は、同年8月21日には同社に勤務していたことが推認できる。

また、A社は、厚生年金保険料は翌月控除であったとしているところ、上記給料支払明細書から、昭和44年8月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和44年8月21日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①のうち、昭和44年1月から同年8月21日までの期間については、申立人が提出した給料支払明細書から厚生年金保険料の控除が確認できない上、当該給料支払明細書は、同年9月分以降のものと様式が異なり、このことについて、A社は、「同年9月分より前の給料支払明細書は当社発行のものではない。」とし、複数の元従業員も、同年9月分より前の給料支払明細書が同社のものかは分からないとしている。

また、上記複数の元従業員は申立人のことを記憶していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間②については、申立人は、A社の社名が記載された給料支払明細書は昭和45年1月分までしか所持しておらず、当該期間に係る保険料控除を確認することができない。

また、上記複数の元従業員は、申立人のことを記憶していないため、申立人の退職時期を特定することができない。

なお、A社は当時の資料を保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①のうち、昭和44年1月から同年8月21日までの期間及び申立期間②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のB社C工場（現在は、D社）における資格取得日は昭和20年12月20日、資格喪失日は21年7月20日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年12月から21年3月までは80円、同年4月から同年6月までは180円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年11月から20年4月まで
② 昭和20年12月から21年7月まで

A社に勤務した申立期間①及びB社C工場に勤務した申立期間②の加入記録が無い。それぞれの事業所に勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、D社から提出された工員名簿によると、申立人と漢字が一字異なり（読みは同一）、生年月日が同一である従業員が、昭和20年12月20日から21年7月22日まで勤務したと記録されている上、当該名簿の履歴欄に、申立人が申立期間①で申し立てているA社が記載されていることから、申立人は、B社C工場に、20年12月20日から21年7月22日まで勤務していたことが確認できる。

一方、B社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、上記工員名簿と同じ名前で生年月日が相違する厚生年金保険被保険者記録が確認でき、当該被保険者資格の取得日は、昭和20年12月20日、喪失日は21年7月20日とされている未統合の記録が確認できる。

なお、D社は、「当社では正社員については工員名簿で記録を残しているが、今回提出した工員名簿に記載してある名前の従業員はほかに確認できなかった。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、上記被保険者名簿で確認できる未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和20年12月

20日に被保険者資格を取得し、21年7月20日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記未統合の記録から、昭和20年12月から21年3月までは80円、同年4月から同年6月までは180円とすることが妥当である。

申立期間①について、D社から提出された工員名簿及び申立人が記憶する同僚の供述から、申立人は、A社で勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人が記憶している当時の上司について、E県から提出された昭和19年8月1日現在及び20年12月1日現在の職員録に氏名が記載されているものの、当該上司の所在を特定することができず、当該上司から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人が記憶する同僚についてもA社において厚生年金保険に加入した記録は無く、当該同僚は、当時の厚生年金保険の取扱いについては不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における申立期間に係る標準報酬月額は、4万8,000円であると認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月1日から41年10月1日まで
A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、自分の記憶する給与額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された、申立人の昭和40年10月及び41年10月における「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」並びに同年10月1日における「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立人の40年10月1日及び資格喪失時(41年10月1日)の標準報酬月額は、いずれも4万8,000円と記載されていることが確認できる。

また、A事業所は、「申立期間当時の届書を保管しているが、昭和40年11月の月額変更届が保管されていないということは、当社では月額変更届は届出していなかったのではないかと思う。当社では、提出した届書のとおり、4万8,000円の標準報酬月額に基づく保険料を申立人の給与から控除していたと思う。」旨供述している。

一方、A事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和40年11月に随時改定が行われ、標準報酬月額は2万9,000円と記録されているが、これは当時の等級ではあり得ない額であることが確認できる。

以上のことから、社会保険事務所(当時)における申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の記録管理は適切に行われていなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人に係る昭和40年11月1日付けの月額変更届は行っておらず、申立期間の標準報酬月額は、A事業所から提出された上記通知書から、4万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②については、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成11年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年11月1日から10年1月1日
② 平成10年12月31日から11年1月1日

A社に勤務していた期間のうち申立期間①に係る標準報酬月額の記録が実際に支給された給与と相違しており、また、申立期間②の加入記録が無い。給与明細書からは申立てどおりの厚生年金保険料が控除されているので、各申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書から確認できる保険料控除額から、11万8,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、雇用保険の加入記録及び申立人が提出した給与明細書から、申立人は、A社に平成10年12月31日まで勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書から確認できる保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を平成11年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを10年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から10年4月30日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違している。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年6月から10年3月までの期間は44万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成10年4月30日）の後の同年5月18日付けで、申立期間について9万8,000円へと減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所において、上記遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年8月1日から7年3月27日までの期間について、申立人のA社における資格取得日は6年8月1日、資格喪失日は7年3月27日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険の被保険者資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年8月から7年2月までの期間の標準報酬月額については、28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月11日から7年4月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に正社員として勤務し、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出のあった日記における申立期間当時の状況に関する記載等から判断すると、申立人は、申立期間当時、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人について、平成6年8月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得しているにもかかわらず、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年3月27日付けで、当該資格取得に係る記録が取り消されていることが確認できる。

なお、オンライン記録では、申立人と同様、一旦記録されたA社における資格取得日が、平成7年3月27日付けで遡って取り消されている従業員が13人確認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）において、このように厚生年金保険の被保険者資格取得日を遡って取り消す処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人のA社における資格取得日は、上記取消し前のオンライン記録から平成6年8月1日、資格喪失日は、上記社会保険事務所の取消し

処理日である7年3月27日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、取消し前のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成6年7月11日から同年8月1日までの期間及び7年3月27日から同年4月1日までの期間については、上記のとおり、雇用保険の加入記録等から判断すると、申立人が当該期間当時、A社に勤務していたことは認められるものの、オンライン記録では、同社は同年3月27日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の当時の代表者は、いずれも連絡先が不明又は連絡が取れないため供述が得られず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

また、申立期間のうち、平成6年7月11日から同年8月1日までの期間については、申立人が記憶していた同僚は、「自分は、A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日より前に同社に入社している。」旨供述しており、A社の当時の従業員も同様の供述を行っているところ、これらの者が入社したと供述している時期からオンライン記録における厚生年金保険の被保険者資格取得日（取消し前の記録を含む。）までの期間を見ると、3か月又は4か月となっていることが確認できる。これらのことから、同社では、当時、採用した従業員について、入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、申立期間のうち、平成7年3月27日から同年4月1日までの期間については、申立人から提出のあった同年3月分（同年3月支給）の給料支払明細書において、厚生年金保険料の控除が確認できるものの、A社の当時の従業員から提出のあった複数の給料支払明細書において、当該従業員は、オンライン記録上の被保険者資格取得月と同月に支給された給与からは保険料を控除されておらず、翌月に支給された給与から同記録上の標準報酬月額に見合う保険料を控除されていることから判断すると、当時、同社では、厚生年金保険料の給与からの控除は翌月控除方式であったものと考えられる。このため、上記申立人の給料支払明細書において控除が確認できる保険料は、同年2月の保険料であると判断され、同年3月の保険料の給与からの控除について確認することができない。

なお、当該期間については、申立人は、オンライン記録により、平成7年3月において国民年金に加入し、当該月に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間のうち、平成6年7月11日から同年8月1日までの期間及び7年3月27日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 41 万円とされているところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の 22 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、平成 19 年 9 月から 20 年 2 月までの期間及び同年 4 月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を、19 年 9 月から 20 年 2 月までは 38 万円、同年 4 月は 41 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 3 日から 20 年 5 月 1 日まで

自分の厚生年金保険の加入記録のうち、A 事業所における申立期間に係る標準報酬月額の記録が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。同事業所は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 22 万円と記録されていたが、申立期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 6 月に、申立期間に係る標準報酬月額が 41 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（41 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（22 万円）となっている。

しかしながら、A事業所から提出のあった申立人の申立期間に係る「給料等支給明細書」等の写しにより、申立人は、申立期間のうち、平成19年9月から20年2月までの期間及び同年4月において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記「給料等支給明細書」等の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年9月から20年2月までは38万円、同年4月は41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間当時の事務手続を誤ったとして、申立てに係る標準報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月に年金事務所に対して提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間のうち、平成20年3月については、申立人は、当該月を含む申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主から、厚生年金保険被保険者が負担すべき保険料を源泉控除されていたと認められることが要件とされているところ、上記「給料等支給明細書」等の写しにより、申立人は、当該月において、事業主から給与を支給されていることは確認できるものの、当該給与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、当該月について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該月について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和46年7月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月23日から同年8月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった「職歴証明書」（B社が作成）及びB社が保管する申立人に係る人事記録に基づく事業主の回答から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和46年7月23日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和46年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したものと考えてしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月1日から平成元年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違している。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、昭和63年10月から平成元年9月までの申立期間について6万8,000円と記録されている。

しかしながら、A社が加入している企業年金基金から提出のあった申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」（A社が保管）の写しにより、事業主が社会保険事務所に提出した被保険者報酬月額算定基礎届に基づき、昭和63年10月から申立人の標準報酬月額を47万円とする定時決定が行われていることが確認できる。

また、上記企業年金基金から提出のあった申立人に係る加入者記録により、A社が加入していた厚生年金基金（当時）における申立人の申立期間に係る厚生年金基金の標準給与月額が47万円であることが確認できる。

さらに、上記企業年金基金の担当者は、申立期間当時、A社では、社会保険事務所及び厚生年金基金への被保険者標準報酬月額の決定に係る届出においては、複写式の様式を使用していた旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（47万円）に係る届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後に、B社）における資格喪失日に係る記録及びC社における資格取得日に係る記録を昭和41年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和41年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和41年7月から同年10月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月20日から同年11月1日まで

A社及び同社の社長が設立したC社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる当時の給料支払明細書等を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る「給料支払明細書」（C社が作成・交付）の写し、雇用保険の加入記録及び申立人が記憶していた複数の同僚の供述等から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和41年7月1日にA社から関連会社であるC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間のうち、昭和41年7月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額については、当該期間に係る「給料支払明細書」におい

て確認できる厚生年金保険料控除額から、3万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和41年6月及び同年10月に係る標準報酬月額については、当該期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる資料は見当たらないものの、上記「給料支払明細書」において確認できる同年7月から同年9月までの期間の厚生年金保険料控除額及び申立人のA社における同年5月の社会保険事務所（当時）の記録から判断すると、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、C社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和41年11月1日であり、同年7月1日から同年11月1日までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

しかし、C社は法人事業所であり、上記複数の同僚の供述から、5人以上の従業員が常時勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る昭和41年6月の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録では、B社は58年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社の当時の代表者は既に死亡しているため、保険料を納付したか否か等について確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

次に、申立人に係る昭和41年7月から同年10月までの期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所へ適用の届出を行っていなかったことが認められることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 13901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月2日から同年10月2日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に本店支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった「職歴証明書」（B社が作成）、B社から提出のあった申立人に係る社員台帳及び事業主の回答から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和42年10月2日に同社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和42年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関連資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月31日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社から提出された平成12年分退職所得申告書により、申立人は、同社に申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立人は、申立期間も当社に継続して勤務していたので、申立期間に係る厚生年金保険料を控除していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿により、同社は、昭和45年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、同年11月1日に再び適用事業所となっていることが確認できるが、申立人と同一期間の申立てについて、既に年金記録確認B地方第三者委員会であっせんされたことから、同社が適用事業所でなくなった日は同年11月1日に訂正されている。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、上記被保険者名簿によりA社は、昭和45年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できることから、社会

保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は昭和40年11月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月1日から同年11月1日まで

C社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務した期間の一部は、A社で厚生年金保険の加入記録があるが、申立期間もC社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録によると、昭和40年4月1日から41年10月31日までの期間についてA社で加入していることが確認できるが、申立人は、「C社で継続して勤務しており、A社で勤務したことはない。」と回答しており、C社の上司も同様の供述をしていることから、申立人は申立期間に同社で勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人がA社において昭和40年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録があるが、同社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の資格喪失日が記載されていないことが確認できる。

このことについて、年金事務所は、「上記被保険者名簿に申立人の申立期間に係る資格喪失日が記載されていないにもかかわらず、オンライン記録に資格喪失日が記録されている理由については不明。」と回答しており、社会保険事務所(当時)における記録管理が適切に行われていなかったものと認められる。

また、C社に係る事業所別被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和40年11月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できるが、同社の取締役は、「当社が厚生年金保険に加入するまでは、当社の従業員をA社で厚生年金保険に加入させていた。」と回答していることから、C社は、同社が適用事業所となるまでは同社の従業員をA社で厚生年金保険に加入させていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における被保険者資格喪失日は昭和 40 年 11 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 40 年 9 月の社会保険事務所の記録から、2 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和24年9月1日、資格喪失日は26年1月1日であると認められることから、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年9月から25年7月までは2,000円、同年8月から同年12月までは3,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年9月1日から26年1月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和24年9月1日に同社に入社し、25年12月31日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和24年9月1日と記録されているにもかかわらず喪失日が記録されていないため、申立人に係るオンライン記録では、同社の加入記録が無く、同社に係る申立人の記録は、申立人の基礎年金番号に統合されていないことが確認できる。

また、申立人は、兄とB紙を発行する新聞社を立ち上げるため、A社を昭和25年12月31日に退職したとしており、26年1月10日付けで第一回の新聞が発行されていることが確認できる上、同社の複数の同僚も、「申立人とは、同社で1年半から2年ぐらいいっしょに勤務した。」と回答していることから、申立人は、25年12月31日まで同社に勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和24年9月1日、資格喪失日は退職日の翌日の26年1月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の未統合の記録から、昭和24年9月から25年7月までは2,000円、同年8月から同年12月までは3,500円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和19年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月19日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。召集により昭和19年12月には入隊したが、同年4月の徴兵検査後も引き続き同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった在籍証明書、当時の同僚が「申立人が昭和19年に召集されたことを記憶している。」と供述していること、及び軍歴証明書に申立人が同年12月10日に入隊した旨が記載されていることにより、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

また、A社は、「給与の支払があれば厚生年金保険料は控除していたと思う。」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和19年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、60円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和50年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年11月21日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった申立人に係る辞令書及び従業員台帳から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和50年12月1日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和50年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月28日から同年4月1日まで
昭和40年3月6日から平成16年9月15日までA社及び同社の関連会社に継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間には、A社から同社C事業所に昭和50年4月1日付けで異動しており、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社発行の在職証明書及び同社が保管する従業員名簿から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和50年4月1日に同社本社から同社C事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管している申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和50年3月28日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る50年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和49年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月31日から同年6月1日まで

A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社同支店から同社本社に異動しているが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された個人別人事台帳から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和49年6月1日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和49年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したかどうかについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年9月30日から同年10月8日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年9月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和30年8月30日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和30年8月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年9月30日から同年10月8日まで
② 昭和30年8月30日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る社内歴及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和29年9月30日に同社B支店から同社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和29年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る社内歴及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和30年8月30日に同社から同社B支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和30年12月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和60年7月1日、資格喪失日が平成8年8月1日とされ、当該期間のうち、同年7月31日から同年8月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同事業所における資格喪失日を同年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月31日から同年8月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は年金事務所に喪失日訂正の届出を行ったものの、保険料は時効によって納付できず、当該記録は給付に反映されないの、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事記録(労働者名簿)から判断すると、申立人が、同社に継続して勤務し(平成8年8月1日に同社B事業所から同社C事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における平成8年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が申立人の資格喪失日に係る届出を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に資格喪失日の訂正に係る届出を行ったものであるとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成8年7月の保険料について納入の告知を行ってお

らず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和21年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月25日から22年6月1日まで
昭和16年4月1日から47年9月30日まで継続してA社に勤務し厚生年金保険にも加入していたが、同社C支店へ転勤した際の申立期間が被保険者期間になっていない。会社が手続を誤ったと思われるが、申立期間を厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び被保険者資格喪失届から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和21年11月25日にA社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額については、A社C支店における昭和22年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和44年8月12日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和44年6月及び同年7月の標準報酬月額については、2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月31日から48年12月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和44年5月31日から48年8月12日までの期間に係る雇用保険の加入記録及びA社の事業主の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人のA社における資格喪失日を、遡って昭和44年5月31日とする処理が行われており、当該処理は、同社の事業主から提出された同年の被保険者標準報酬決定通知書（取消届）によれば、一旦、同社から届出された算定基礎届が処理された後の同年8月12日付けで申立人及び事業主を含め被保険者5人の定時決定の取消しを行った後になされていることが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、当該5人の資格喪失日は、申立人と事業主は同社が適用事業所でなくなった昭和44年5月31日、残りの3人は同年4月28日とされているが、当該被保険者名簿の各自の備考欄に受付年月日が同年8月12日と記録されており、同日付けで同社における資格喪失日を同年5月31日として処理したことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における被保険者資格の喪失日に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は昭和44年8月12日であると認められる。

なお、申立期間のうち、昭和44年6月及び同年7月の標準報酬月額については、申立人のA社における当初の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和44年8月12日から48年12月までの期間については、上記雇用保険の加入記録及びA社の事業主の供述から、申立人が当該期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、「申立人も含め従業員から、厚生年金保険は保険料が高額になるのでやめてほしいとの申出があり、加入をやめた。」と供述している上、保険料控除をうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 52 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 6 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賃金台帳により、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、52 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月19日から49年1月1日まで

申立期間については、退職直後に事業所を通じて脱退手当金を受領したが、その後、母の勧めを受け、社会保険事務所（当時）の窓口で返納手続をした。当時の手続を示す厚生年金保険被保険者証を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の事業所に係る脱退手当金を受領したものの、その後に社会保険事務所に出向いて返納したと主張しており、その証拠として提出した厚生年金保険被保険者証には脱退手当金の支給を意味する表示に「×」の書き込みと社会保険事務所名の印が押されていることが確認できることから、厚生年金保険被保険者証の氏名の訂正をする場合は、氏名を二重線で抹消して、その上から押印することとされていることから、当該被保険者証の記載は社会保険事務所において脱退手当金の支給を取り消したものと考えられる上、申立人の当時の社会保険事務所の窓口における応対等に関する具体的な供述から判断すると、脱退手当金の返納に係る何らかの手続があったことがうかがわれる。

また、申立人は、脱退手当金が支給された事業所を退職し、9か月後に厚生年金保険の資格を取得していることから、厚生年金保険を継続する意思がうかがえる上、その際に脱退手当金に係る被保険者記号番号と同一番号で手続をしていることから、申立人は脱退手当金が支給済みであったと認識していたとは考え難く、申立人の当時の状況に係る主張に不自然さは見受けられない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び申立期間③から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①及び③は95万円、申立期間④は130万2,000円、申立期間⑤は95万円、申立期間⑥は127万1,000円、申立期間⑦は92万7,000円、申立期間⑧は132万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を132万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月12日
② 平成16年12月26日
③ 平成17年8月12日
④ 平成17年12月28日
⑤ 平成18年8月21日
⑥ 平成18年12月28日
⑦ 平成19年8月21日
⑧ 平成19年12月28日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び申立期間③から⑧までにおいて標準賞与額の記録が無い。また、申立期間②における標準賞与額の記録が支給額より低額であることが分かった。当該賞与の明細書を提出するので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び申立期間③から⑧までについては、申立人が提出した給料支払明細書（賞与分）によれば、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記給料支払明細書（賞与分）における賞与額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①及び③は95万円、申立期間④は130万2,000円、申立期間⑤は95万円、申立期間⑥は127万1,000円、申立期間⑦は92万7,000円及び申立期間⑧は132万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間については、申立てに係る健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めており、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、申立人が提出した給料支払明細書（賞与分）から、申立人は、申立期間②にA社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、上記給料支払明細書（賞与分）における賞与額から、132万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間の賞与額を実際の支給額より低額で届け出たことについては資料が無く不明としており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。しかし、転勤による異動はあっても途中で退職した覚えも無いので申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和43年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①については、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を6万円に、また、申立期間②については、同社D支店における資格喪失日に係る記録を46年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入期間が無いことが分かった。しかし、転勤による異動はあっても途中で退職した覚えも無いので申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和43年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を

還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社D支店から同社E支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和46年2月の社会保険事務所の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。しかし、転勤による異動はあっても途中で退職した覚えも無いので申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。しかし、転勤による異動はあっても途中で退職した覚えも無いので申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。しかし、転勤による異動はあっても途中で退職した覚えも無いので申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。しかし、転勤による異動はあっても途中で退職した覚えも無いので申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。しかし、転勤による異動はあっても途中で退職した覚えも無いので申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。しかし、転勤による異動はあっても途中で退職した覚えも無いので申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。しかし、転勤による異動はあっても途中で退職した覚えも無いので申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年9月1日から63年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を62年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月1日から63年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和62年7月1日に就職し、1か月間の研修の後、C国のD本社にて研究開発の仕事をした。海外駐在中の給与は本国から支払われており、同年12月に本国に戻り勤務を継続した。なぜA社での資格取得日が63年1月1日と記録されているのか理解できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の承継会社であるE社の回答から、申立人はA社に昭和62年9月1日から勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録から、A社において申立期間に資格取得記録がある従業員19名に同社における資格取得の時期について照会したところ、11名から回答があり、いずれの者も入社したとする時期と厚生年金保険の資格取得日が一致していることが確認できる。

さらに、回答のあった者のうち、入社後の職務及び海外勤務の経歴において申立人とほぼ同様の状況が認められる従業員1名は、「入社後の海外勤務中も引き続き厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している上、当該従業員は、海外勤務期間中においても被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和62年9月1日から63年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと

が認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

なお、申立期間のうち、昭和62年7月1日から同年9月1日までの期間については、E社においては、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況等が確認できる書類等を保管しておらず、申立人を覚えているとする同僚も、「申立人の勤務期間については分からない。」と供述しており、当該期間における勤務実態等を確認できない。

そのほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。支店間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が提出した申立人に係る略歴から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和47年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和47年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保

険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協会（現在は、B協会）における資格喪失日に係る記録を平成19年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月31日から同年4月1日まで

A協会に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。退職日が確認できる辞令及び給料支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された給料支払明細書、辞令及びB協会の回答により、申立人がA協会に平成19年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA協会における平成19年3月の給料支払明細書の保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和50年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年6月30日から同年7月1日まで

A社B工場及びC社に事業主として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和50年7月1日にA社B工場からC社に被保険者となる事業所を変更したが、申立期間の厚生年金保険料は控除されていたので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、A社及びC社の両社の事業主として勤務し、給与は両社から支給されており、厚生年金保険にはA社B工場で加入していたが、C社の業績向上に伴い、昭和50年7月1日からは同社で厚生年金保険の被保険者となった。」旨供述しているところ、オンライン記録において50年6月30日にA社B工場の厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年7月1日にC社において被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間の加入記録が無い。

しかしながら、A社の当時の社会保険事務担当者は、申立人は申立期間当時、事業主として同社B工場及びC社に勤務していた旨供述していることから、申立人は申立期間においてA社B工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記社会保険事務担当者は、「申立人の厚生年金保険料を控除しており、私を含めた担当者が申立人の資格喪失日を間違えて届け出たと思われる。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料をA社B工場により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和50年

5月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

一方、申立人はA社における申立期間当時の事業主であるが、上記社会保険事務担当者の供述から、申立人は同社が保険料の納付義務を履行していないことを知り得る状態ではなかったものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 13944～13961（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を<標準賞与額>（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間： <申立期間>（別添一覧表参照）

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。給与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、<標準賞与額>（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
13944	女		昭和46年生		平成19年10月31日	20万5,000円
13945	女		昭和42年生		平成19年10月31日	21万4,000円
13946	男		昭和48年生		平成19年10月31日	17万5,000円
13947	女		昭和49年生		平成19年10月31日	18万5,000円
13948	男		昭和57年生		平成19年10月31日	16万5,000円
13949	女		昭和54年生		平成19年10月31日	15万6,000円
13950	男		昭和58年生		平成19年10月31日	15万6,000円
13951	女		昭和57年生		平成19年10月31日	14万6,000円
13952	男		昭和55年生		平成19年10月31日	15万6,000円
13953	男		昭和51年生		平成19年10月31日	15万6,000円
13954	女		昭和51年生		平成19年10月31日	13万6,000円
13955	女		昭和46年生		平成19年10月31日	12万6,000円
13956	女		昭和55年生		平成19年10月31日	13万6,000円
13957	女		昭和50年生		平成19年10月31日	12万6,000円
13958	女		昭和60年生		平成19年10月31日	12万6,000円
13959	女		昭和48年生		平成19年10月31日	12万6,000円
13960	女		昭和57年生		平成19年10月31日	8万7,000円
13961	女		昭和57年生		平成19年10月31日	7万8,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 40 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 15 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、給与明細一覧表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、40 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る訂正の届出を行っており、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 60 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 15 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、給与明細一覧表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、60 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る訂正の届出を行っており、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 70 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 15 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、給与明細一覧表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、70 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る訂正の届出を行っており、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 80 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 15 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、給与明細一覧表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、80 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る訂正の届出を行っており、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 75 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 15 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、給与明細一覧表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、75 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る訂正の届出を行っており、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 15 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、給与明細一覧表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る訂正の届出を行っており、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 25 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 15 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、給与明細一覧表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、25 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る訂正の届出を行っており、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 10 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年 生まれ
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 15 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、給与明細一覧表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、10 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る訂正の届出を行っており、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年3月16日から同年4月15日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を同年3月16日、資格喪失日に係る記録を同年4月15日とし、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月15日から同年10月21日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における資格取得日に係る記録を同年4月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年3月16日から同年4月15日まで
② 昭和45年4月15日から同年10月21日まで

昭和45年3月16日にA社B工場で採用され、同年4月15日に同社C工場に配属されたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に継続して勤務していたことは確かであり、社員台帳及び社報を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録、申立人から提出されたA社の社員台帳、同社の社報に掲載された「新入社員紹介」及び同社の人事担当者の供述から判断すると、申立人は、昭和45年3月16日から同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の人事担当者は、社員は入社日から厚生年金保険に加入させていたはずであり、申立人についても、厚生年金保険に加入させていない記録となっていることは不可解であり、保険料も控除していた旨供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人と同時期の昭和45年3月に

入社した 43 人のうち 39 人は、いずれも配属先の事業所において、同年 3 月から、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A 社の上記人事担当者は、申立人について、昭和 45 年 3 月 16 日に同社 B 工場にて採用され、同年 4 月 14 日まで同工場において機械操作研修を受けた後、同年 4 月 15 日に同社 C 工場に配属された旨供述していることから、申立人の同社 B 工場における資格取得日は同年 3 月 16 日、資格喪失日は同年 4 月 15 日とすることが妥当である。

なお、申立期間①の標準報酬月額は、昭和 45 年 3 月に A 社 B 工場に採用された申立人と同年齢の従業員に係る厚生年金保険被保険者原票の記録から、3 万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、保険料を控除していたことから保険料も納付したはずとしているが、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難い。したがって、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 45 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録、申立人から提出された A 社の社員台帳及び同社の人事担当者の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務（A 社 B 工場から同社 C 工場へ異動）していたことが認められる。

また、A 社の人事担当者は、前述のとおり、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を控除していた旨供述していることから判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A 社の上記人事担当者は、前述のとおり、申立人が昭和 45 年 4 月 15 日に同社 C 工場に配属された旨供述していることから判断すると、同日とすることが妥当である。

また、申立期間②における標準報酬月額は、申立人の A 社 C 工場における昭和 45 年 10 月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立人の保険料を控除していたことから保険料を納付したはずとしているが、申立人が昭和 45 年 4 月 15 日に A 社 C 工場において厚生年金保険被保険者資格を取得したとする旨の届出及びその後事業主が行うべき厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主が同年 10 月 21 日を同社同工場における資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月から同年 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年3月16日から同年4月15日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月16日、資格喪失日に係る記録を同年4月15日とし、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月15日から同年10月21日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を同年4月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年3月16日から同年4月15日まで
② 昭和45年4月15日から同年10月21日まで

昭和45年3月16日にA社に採用され、同年4月15日に同社B工場に配属されたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に継続して勤務していたことは確かであり、社員台帳及び社報を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録、申立人から提出されたA社の社員台帳、同社の社報に掲載された「新入社員紹介」及び同社の人事担当者の供述から判断すると、申立人は、昭和45年3月16日から同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の人事担当者は、社員は入社日から厚生年金保険に加入させていたはずであり、申立人についても、厚生年金保険に加入させていない記録となっていることは不可解であり、保険料も控除していた旨供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人と同時期の昭和45年3月に

入社した43人のうち39人は、いずれも配属先の事業所において、同年3月から厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A社の上記人事担当者は、申立人について、昭和45年3月16日に同社に採用され、同社C工場において機械操作研修を受けた後、同年4月15日に同社B工場に配属された旨供述していることから、申立人の同社における資格取得日は同年3月16日、資格喪失日は同年4月15日とすることが妥当である。

なお、申立期間①における標準報酬月額額は、昭和45年3月にA社に採用された申立人と同年齢の従業員に係る厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、保険料を控除していたことから保険料を納付したはずとしているが、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難い。したがって、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録、申立人から提出されたA社の社員台帳及び同社の人事担当者の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務（同社本社から同社B工場に異動）していたことが認められる。

また、A社の人事担当者は、前述のとおり、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を控除していた旨供述していることから判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の上記人事担当者は、前述のとおり、申立人が昭和45年4月15日に同社B工場に配属された旨供述していることから判断すると、同日とすることが妥当である。

また、申立期間②における標準報酬月額額は、申立人のA社B工場における昭和45年10月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立人の保険料を控除していたことから保険料を納付したはずとしているが、申立人が昭和45年4月15日にA社B工場において厚生年金保険被保険者資格を取得したとする旨の届出及びその後事業主が行うべき厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主が同年10月21日を同社同工場における資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月1日から16年6月21日まで

A社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が相違している。一部期間の給料支払明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成15年4月1日から同年9月1日までの期間及び16年2月1日から同年6月21日までの期間について、申立人から提出されたA社に係る給料支払明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額（41万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成15年9月1日から16年2月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る給料支払明細書を所持していないものの、申立人の銀行口座におけるA社からの給与振込額は、当該期間の前後の期間（申立人が給料支払明細書を所持している期間）と同額であることから判断すると、申立人は、当該期間においても、給料支払明細書を所持している期間と同額の標準報酬月額（41万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給料支払明細書から確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、申立期間に係る厚生年金保険料について、過少な納付であることを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成18年9月1日から19年9月1日までの期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果38万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の30万円とされている。

しかしながら、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額(38万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月1日から19年9月1日まで

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に相当する標準報酬月額と相違している。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、訂正後の標準報酬月額の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成18年9月1日から19年9月1日までの期間について、A社から提出された賃金台帳によると、申立人は、その主張する標準報酬月額(38万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る標準報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に誤って提出し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、平成 18 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間について、賃金台帳における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を平成17年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月28日から同年10月1日まで

ねんきん特別便を見て、A社に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間についても同社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与台帳、A社から提出のあった出勤簿及び事業主の供述から、申立人が同社に平成17年9月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与台帳における保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を誤って提出し、申立期間に係る保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含

む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和20年2月26日、資格喪失日に係る記録を21年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を200円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月26日から21年3月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社における被保険者期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る雇用期間証明書及び職員名簿並びに辞令簿から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和20年2月26日にA社本社から同社C工場に異動、21年3月1日に同社同工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、200円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、保険料を納付したものと考えるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行わ

れておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年2月から21年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和42年9月1日）及び資格取得日（昭和43年1月8日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を42年9月は5万2,000円、同年10月から12月までの期間は4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月1日から43年1月8日まで
申立期間に厚生年金保険に加入していた記録が無い。昭和36年4月にA社に入社し、57年6月に同社が解散するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において、昭和38年8月1日に資格を取得し、42年9月1日に資格を喪失後、43年1月8日に同社において再度資格を取得しており、42年9月から同年12月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人と同時期にA社に勤務し、同様の業務に従事していた3人の同僚及び2人の従業員の供述から、申立人は申立期間において、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、上記同僚は、「申立人は申立期間において、雇用形態の変更、他部署への異動や長期欠勤は無かった。」と供述している。

さらに、上記同僚や従業員の厚生年金保険の加入記録は、申立期間においても継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の社会保険事務所

(当時)の記録及び同僚の標準報酬月額の推移から、昭和42年9月は5万2,000円、同年10月から同年12月までの期間は4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年9月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成10年6月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から10年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。しかし、同社には、平成15年7月まで継続して勤務しており、給料支払明細書もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立てに係る事業所であるA社は、オンライン記録では、平成9年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、その後、10年6月1日に再度適用事業所となっている。

また、申立人は、オンライン記録では、A社において平成6年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、9年11月1日に資格を喪失後、10年6月1日に同社において再度資格を取得しており、9年11月から10年5月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間に係る給料支払明細書及び源泉徴収票並びにA社の事業主の供述等から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたものと認められる。

また、平成9年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、A社から社会保険事務所（当時）へ提出され、同年12月24日に社会保険事務所で受理された健康保険厚生年金保険新規適用届には、事業所の適用年月日が同年11月1日と記載されていることから、同社は継続して厚生年金保険の適用を受けるための手続を行ったことが確認できる。さらに、同時に提出された健康保険被保険者適用除外承認申請書に厚生年金保険被保険者が7名記載されており、適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

以上のことから、社会保険事務所が同年11月1日に申立人の厚生年金保険の資格の喪失の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、平成10年6月1日であると認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、A社における平成9年10月のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間②のうち、平成8年11月1日から10年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額（47万円）であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年5月から61年2月まで
② 平成8年11月1日から10年11月21日まで
③ 平成14年8月24日から同年12月1日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務したことは確かなので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、C社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与の支給額に見合う標準報酬月額より低くなっている。給与明細書を提出するので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、当該期間のうち、平成8年11月から10年9月までの期間の申立人に係る標準報酬月額が、同年9月4日付けで、当初47万円であったものが、9万2,000円に遡って減額訂正されていることが確認できるほか、事業主についても同様に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人から提出された給与明細書のうち、平成8年11月分及び同年12月分と推認できる給与明細書によると、標準報酬月額47万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人は、従業員の給料は何とか支払われていたものの、資金繰りは困難であった旨を供述しているところ、C社の元従業員は、社会保険事務所から保険料納付についての督促の電話があったと供述していることを踏まえると、当該期間当時において、同社は社会保険料を滞納していた事情がうかがえる。

一方、C社の商業登記簿謄本によると、申立人は、当該処理日において、同社の取締役

役であったことが確認できるが、営業に従事しており、社会保険事務には関わらなかったとしているところ、同社と契約していた社会保険労務士事務所の担当者及び同社の元従業員は、事業主が社会保険事務所に出向き対応していたと供述しており、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成 10 年 9 月 4 日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考え難く、社会保険事務所において、8 年 11 月から 10 年 9 月までの期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正とは認められないことから、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 47 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②のうち、平成 10 年 10 月について、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成 10 年 10 月 1 日）において、9 万 2,000 円と記録されているところ、当該処理については上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人から提出された給与明細書については、年次の記載が無く、保険料控除額からも、当該期間に係る給与明細書と推認することができず、また、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主に照会したが回答は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、A社の現在の事業主（当該期間当時は専務取締役）の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年 7 月 1 日であり、当該期間においては適用事業所とはなっていない。

また、A社の現在の事業主は、当該期間当時の資料は保存していないものの、同社が適用事業所となるまでは、従業員は国民健康保険に加入していたと思うと供述している上、元従業員の一人は、同社が適用事業所となるまでは、国民年金に加入しており、健康保険は夫の扶養になっていたと供述している。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、当該期間を含め平成 13 年 6 月 1 日から 15 年 3 月 19 日までB社に勤務していたとしているところ、オンライン記録によると、13 年 6 月 1 日から 14 年 8 月 24 日までの被保険者資格をB社（設立日は平成 4 年 10 月 19 日、所

在りはD市。)で、14年12月1日から15年3月20日までの被保険者資格をE社(設立日は平成11年4月12日、所在地はF市。)で確認することができ、雇用保険の加入記録から、B社(設立日は平成4年10月19日、所在地はD市。)において、資格取得日が13年6月1日、離職日が14年11月30日となっており、申立人が当該期間も同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社(設立日は平成4年10月19日、所在地はD市。)は、平成14年8月24日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、E社(設立日は平成11年4月12日、所在地はF市。)が厚生年金保険の適用事業所となったのは、14年12月1日であり、両社は当該期間において適用事業所となっていない。

また、当該期間の前後を通じてB社(設立日は平成4年10月19日、所在地はD市。)及びE社(設立日は平成11年4月12日、所在地はF市。)に継続して勤務していた従業員は、B社(設立日は平成4年10月19日、所在地はD市。)が厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、被保険者資格を喪失した14年8月24日から、E社(設立日は平成11年4月12日、所在地はF市。)が厚生年金保険の適用事業所となり、被保険者資格を取得した14年12月1日までの期間は、任意継続健康保険に加入していたと供述している。

なお、申立人から提出された給与明細書については、年次の記載が無く、保険料控除額からも、当該期間に係る給与明細書と推認することができず、また、B社(設立日は平成4年10月19日、所在地はD市。)及びE社(設立日は平成11年4月12日、所在地はF市。)の事業主(同一人)に照会したが回答は無く、このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における資格取得日に係る記録を昭和25年3月25日、資格喪失日に係る記録を26年4月23日とし、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年3月25日から26年4月23日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は単身で同社B所に転勤した期間であり、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳、A社から提出された昭和26年2月1日現在の職員録、同社管理部長の供述及び申立人から提出された冊子「我が家の歴史」(一部の写し)から判断すると、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上述の管理部長は、昭和26年2月1日現在の職員録のA社B所に氏名があるということは、申立人は職員であり、厚生年金保険に加入していたはずである旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和25年2月の社会保険事務所(当時)の記録及び同社B所における同年3月の従業員に係る資格取得時の標準報酬月額の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 25 年 3 月から 26 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成13年2月は26万円、同年4月から同年7月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和17年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成11年10月1日から13年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低い。申立期間当時に、標準報酬月額34万円相当の厚生年金保険料を控除されていたことが分かる給与明細を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、申立人から提出されたA社作成の給与明細から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるが、事業主は、当該保険料の計算を誤って多く控除してしまったとしている。

したがって、申立期間のうち、平成13年2月及び同年4月から同年7月までの期間の標準報酬月額については、給与明細において確認できる報酬月額から、同年2月は26万円、同年4月から同年7月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届

け出た標準報酬月額に見合う保険料を納付したとしていることから、申立人の給与明細の報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年10月から13年1月までの期間及び、同年3月については、給与明細によると、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であることが確認できるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和44年3月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月29日から同年4月1日まで

A社に昭和33年4月に入社し、平成10年6月に現在のB社を退職するまで一貫して同社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する従業員の履歴に関する名簿から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社本社から同社D部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の異動日については、A社の従業員名簿の記録及び申立人の同社に係る事業所別被保険者名簿から判断すると、同社本社における資格喪失日である昭和44年3月29日とすることが妥当であり、また、異動先の同社D部の所属については、同社の従業員名簿の記録、B社の回答及び申立人の供述から判断して、C工場とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和23年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年7月1日から同年8月1日まで
A社に勤務した期間のうち申立期間の標準報酬月額が、実際の保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額について、平成16年8月1日に38万円から62万円に随時改定が行われたことが確認できる。

また、A社の総務担当者は、「保険料の控除は、翌月控除であった。」と供述している。

しかしながら、申立人については、平成16年7月1日時点で標準報酬月額の随時改定に相当していたことが、申立人から提出されたA社作成の同年3月分から同年8月分までの給与支払明細書から確認することができる。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書における厚生年金保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでな

いと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成15年12月3日の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：	} 別紙一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成15年12月3日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与・継続手当明細表を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賞与・継続手当明細表により、申立人は、平成15年12月3日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与・継続手当明細表において確認できる厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立人の当該標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、事業主は、「フロッピーディスクにより当該賞与支払届を各事業所別に管轄の複数の社会保険事務所へ間違いなく届け出た。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

（注）同一事業主に係る同種の案件47件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
13995	女		昭和9年生		78万1,000円
13996	女		昭和9年生		47万4,000円
13997	女		昭和9年生		80万円
13998	男		昭和9年生		43万7,000円
13999	女		昭和9年生		40万7,000円
14000	女		昭和9年生		56万1,000円
14001	女		昭和9年生		59万3,000円
14002	女		昭和9年生		74万5,000円
14003	女		昭和9年生		40万9,000円
14004	女		昭和9年生		39万7,000円
14005	女		昭和9年生		58万2,000円
14006	女		昭和9年生		54万8,000円
14007	女		昭和9年生		37万5,000円
14008	女		昭和9年生		52万5,000円
14009	女		昭和9年生		57万4,000円
14010	女		昭和9年生		49万1,000円
14011	女		昭和9年生		65万2,000円
14012	女		昭和9年生		50万4,000円
14013	男		昭和9年生		68万5,000円
14014	女		昭和9年生		49万6,000円
14015	女		昭和9年生		45万円
14016	女		昭和9年生		43万8,000円
14017	女		昭和13年生		42万円
14018	女		昭和9年生		48万7,000円
14019	女		昭和9年生		77万5,000円
14020	女		昭和9年生		41万円
14021	女		昭和9年生		58万6,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
14022	女		昭和9年生		31万9,000円
14023	女		昭和9年生		50万2,000円
14024	女		昭和9年生		44万9,000円
14025	女		昭和9年生		33万円
14026	女		昭和9年生		38万6,000円
14027	女		昭和9年生		17万5,000円
14028	女 (死亡)		昭和9年生		67万5,000円
14029	女		昭和9年生		46万7,000円
14030	男		昭和9年生		29万4,000円
14031	女		昭和9年生		24万円
14032	女		昭和9年生		22万円
14033	女		昭和9年生		50万6,000円
14034	女		昭和9年生		51万3,000円
14035	女		昭和18年生		56万1,000円
14036	女		昭和9年生		58万1,000円
14037	女		昭和9年生		27万7,000円
14038	女		昭和9年生		41万1,000円
14039	女		昭和9年生		25万2,000円
14040	女		昭和9年生		90万7,000円
14041	女		昭和9年生		33万4,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成19年12月12日の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年12月12日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与明細書（賃金台帳）」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与明細書（賃金台帳）」において確認できる保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件20件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
14042	女		昭和31年生		平成19年12月12日	150万円
14043	男		昭和49年生		平成19年12月12日	150万円
14044	女		昭和38年生		平成19年12月12日	100万円
14045	男		昭和45年生		平成19年12月12日	150万円
14046	男		昭和54年生		平成19年12月12日	95万円
14047	男		昭和51年生		平成19年12月12日	58万5,000円
14048	男		昭和55年生		平成19年12月12日	24万5,000円
14049	男		昭和52年生		平成19年12月12日	32万円
14050	女		昭和46年生		平成19年12月12日	34万円
14051	男		昭和56年生		平成19年12月12日	29万5,000円
14052	男		昭和54年生		平成19年12月12日	17万円
14053	男		昭和55年生		平成19年12月12日	33万円
14054	男		昭和54年生		平成19年12月12日	37万円
14055	女		昭和57年生		平成19年12月12日	23万5,000円
14056	男		昭和50年生		平成19年12月12日	5万円
14057	女		昭和39年生		平成19年12月12日	19万5,000円
14058	女		昭和54年生		平成19年12月12日	15万円
14059	女		昭和48年生		平成19年12月12日	2万円
14060	男		昭和47年生		平成19年12月12日	2万円
14061	男		昭和58年生		平成19年12月12日	10万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を21万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月19日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、21万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を提出した資料等が保存されていないため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月20日は40万円、同年12月22日は45万円、16年7月2日は33万円、同年12月17日及び17年6月24日は40万円、同年12月22日は57万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月20日
② 平成15年12月22日
③ 平成16年7月2日
④ 平成16年12月17日
⑤ 平成17年6月24日
⑥ 平成17年12月22日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が誤っていることが分かった。正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録によると、標準賞与額は、平成15年6月20日は33万9,000円、同年12月22日は38万1,000円、16年7月2日は28万円、同年12月17日は33万8,000円、17年6月24日は33万6,000円、同年12月22日は47万7,000円と記録されている。

しかしながら、A社から提出された賞与支払内訳明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払内訳明細書にお

いて確認できる支給合計額及び厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 6 月 20 日は 40 万円、同年 12 月 22 日は 45 万円、16 年 7 月 2 日は 33 万円、同年 12 月 17 日及び 17 年 6 月 24 日は 40 万円、同年 12 月 22 日は 57 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月14日は36万5,000円、同年12月12日は41万7,000円、16年7月15日は36万9,000円、同年12月10日は44万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月14日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月15日
④ 平成16年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年7月14日は36万5,000円、同年12月12日は41万7,000円、16年7月15日は36万9,000円、同年12月10日は44万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月1日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員名簿及び同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社から同社B所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の異動日については、A社は同社B所に係る資料を処分しており不明としているが、申立人と同時に同社に入社し、同時に同社B所の被保険者資格を取得した従業員の同社における厚生年金保険の資格喪失日が昭和37年2月1日となっていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は昭和18年11月29日、資格喪失日は19年7月1日であると認められることから、申立人の労働者年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男（死亡）
基礎年金番号：
生年月日：大正13年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和18年11月29日から19年7月1日まで
A社に勤務していた申立期間の労働者年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたので、労働者年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における労働者年金保険被保険者記録は、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に、被保険者資格の取得日が昭和18年11月29日と記録されているものの、喪失日が記録されておらず、当該記録は、申立人の基礎年金番号に統合されていない。

一方、申立人の妻は、「申立人は、徴兵検査で第2乙になり徴用で勤務し、途中異動もあったが、出征までは継続して勤務していた。昭和20年最後の出征兵だとよく話しており、終戦を迎えて帰ってきた。」と供述している。

このことについて、B社は、「当社の社史から、昭和17年7月に軍の監督下に入った記録が確認できる。」と回答しており、また、オンライン記録では、申立人に係る昭和19年7月1日から20年4月13日までの別事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立人の妻の供述は、当時の時代背景を考慮すると、その具体的な内容は信憑性^{びよう}が高いと判断でき、申立人はA社において19年6月30日まで勤務していたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における労働者年金保険被保険者の資格取得日は昭和18年11月29日、資格喪失日は19年7月1日とすることが相当である。

なお、申立期間における標準報酬月額については、A社における厚生年金保険被保険

者台帳の記録から、40 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和40年4月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社D工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月16日から同年5月15日まで
② 昭和45年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった在籍期間証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①の異動日については、B社は人事記録が無く不明としているが、申立人と同時に異動したとする同僚のA社C工場における厚生年金保険の資格取得の記録から判断すると、昭和40年4月16日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和40年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間①に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 40 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった在籍期間証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②の異動日については、B社は人事記録が無く不明としているが、申立人と同時に異動したとする同僚のA社D工場における厚生年金保険の資格喪失日が昭和 45 年 3 月 1 日となっていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社D工場における昭和 45 年 1 月の社会保険事務所の記録から、6 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間②に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 45 年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成5年2月から同年9月までは38万円、同年10月から6年9月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から6年10月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額となっていないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立期間のうち、平成5年2月から同年9月までは38万円、同年10月から6年3月までは36万円と記録されていたところ、同年4月20日及び同年4月21日付けで、24万円に遡って減額訂正されており、代表取締役及び多数の従業員についても、申立人同様に標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の現在の経理責任者は、当時の代表取締役に確認したところ、同社は平成6年頃に厚生年金保険料を滞納したことから、社会保険事務所に、当該保険料の納付について相談し、助言を受けて手続を行ったと思うと聞いたとしている。

さらに、A社が加入する健康保険組合から提出された申立人に係る健康保険の標準報酬月額の記録によると、平成5年2月から同年9月までは38万円、同年10月から6年9月までは36万円となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年4月20日及び同年4月21日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、5年2月から同年9月

までは38万円、同年10月から6年9月までは36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から6年3月31日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、平成6年3月24日付けで、8万円に遡って減額訂正されており、同社においては、申立人のほか28名の従業員の標準報酬月額が同様に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、当時の経理担当者は、平成6年3月に会社を清算するにあたり、社会保険事務所に相談し、標準報酬月額を遡って減額訂正し、未納保険料を減らした旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月24日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 37 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 15 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は厚生年金保険の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 19 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、同年 12 月 15 日に 37 万 4,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 38 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 15 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は厚生年金保険の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 19 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、同年 12 月 15 日に 38 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 37 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 15 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は厚生年金保険の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 19 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、同年 12 月 15 日に 37 万 4,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成10年11月1日に、資格喪失日に係る記録を12年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を28万円、申立期間②の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年11月1日から同年12月1日まで
② 平成12年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時の給与明細を記録した家計簿によると、各申立期間の保険料が控除されているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳から、申立人は、平成8年1月24日から12年3月31日まで同社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は平成10年12月1日、資格喪失日は12年3月31日と記録され、被保険者月数は15か月とされているところ、申立人が提出した申立期間当時の給与明細が確認できる家計簿及び同社から提出された賃金台帳によると、10年11月から12年3月までの17か月間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、上記賃金台帳等から確認できる保険料控除額から、平成10年11月は28万円、12年3月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①に

については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、オンライン記録の資格取得日は雇用保険の資格取得日と同じ平成10年12月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。また、申立期間②については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を誤ったと認めていることから、事業主が、12年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月30日から同年4月24日まで
年金記録確認東京地方第三者委員会からA社について従業員照会を受けたことで、自分の同社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額も引き下げられていることが分かった。申立期間当時、30万円以上の給与を受けていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者資格取得時決定により30万円と記録されていたところ、平成7年4月24日付けで同年1月30日に遡って15万円に減額訂正されたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人以外で平成7年1月途中から同年3月までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年4月以降も在籍した従業員は19人いるが、そのうち13人においては、申立人同様、同年4月24日付けで標準報酬月額が資格取得日に遡って15万円に減額訂正されたことが確認できる。

一方、社会保険及び給与事務担当であった当時の従業員は、「経営コンサルタント(商業登記簿謄本によるとA社の監査役)の指示で、会社の負担する社会保険料を軽減させるため、平成7年4月付けで役員を除く大半の従業員の標準報酬月額を15万円に引き下げるようになった。同年4月付けで随時改定できない従業員(申立人及び自身を含む。)については、資格取得日に遡って標準報酬月額を訂正することになった。」旨供述し、このことはオンライン記録からも確認できる。

また、上記社会保険及び給与事務担当であった従業員は「当該従業員については、当初は、訂正前の標準報酬月額に見合う保険料を控除していたが、遡及訂正に伴い生じた保険料の差額は、還付又は翌月以降の保険料に充当されることは無かった。」とし、申立人と同様標準報酬月額を資格取得日に遡及減額訂正された複数の従業員は、「標準報酬月額の遡及減額訂正により、差額保険料の返還又は翌月以降の保険料に充当するとい

った説明を会社から受けた記憶は無い。当時の会社の経営状況は悪くなかったが、平成7年1月末に社長が代わったことで、会社の雰囲気が悪くなり、会社の経営に不信を抱くようになった。」旨、それぞれ供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、標準報酬月額 30 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、上記社会保険及び給与事務担当であった従業員の供述から、事業主が標準報酬月額の遡及減額訂正に係る届出を行ったことが認められ、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当又は保険料を還付しており、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月1日から16年2月16日まで

A社B薬局に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。一部期間の給与支払明細書及び銀行預金取引明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成15年7月及び同年8月について、申立人から提出された給与支払明細書により、申立人はオンライン記録の標準報酬月額を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

したがって、申立期間のうち、当該期間の標準報酬月額については、上記給与支払明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、平成15年10月については、申立人から提出された支給年月の記載が無い給与支払明細書において、同年10月分の銀行預金取引明細表において確認できる振込金額と当該給与支払明細書で確認できる社会保険料等を控除した差引き支給額の金額が一致していることから、同年10月の給与支払明細書であることが確認できる。したがって、同年10月の標準報酬月額は、当該給与支払明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、53万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成15年6月、同年9月、同年11月から16年1月までの期間については、申立人は給与支払明細書を保管していないが、申立人が提出した上記給与支払明細書では、社会保険料等控除後の差引き支給額が45万8,319円から73万

7,779 円の間であり、厚生年金保険料控除額は、いずれも 3 万 5,987 円であることが確認できるところ、上記銀行預金取引明細表により、当該期間の差引き支給額が 51 万 5,819 円から 68 万 279 円の間であることが確認できることから、当該期間についても給与支払明細書が提出された月と同額の保険料が控除されていたことが推認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与支払明細書及び銀行預金取引明細表から判断して、53 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C支部における資格喪失日に係る記録を昭和22年7月1日に、同社D支社における資格喪失日に係る記録を29年11月1日に、同社E支店における資格喪失日に係る記録を34年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を600円、申立期間②及び③の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月10日から同年7月1日まで
② 昭和29年10月4日から同年11月1日まで
③ 昭和34年3月5日から同年4月1日まで

A社で勤務した期間のうち、各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの申立期間に異動はあったが継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社から提出された申立人に係る在職期間証明書及び同社の人事サービスグループ担当者の供述から判断すると、申立人は当該期間に、A社に継続して勤務し（昭和22年7月1日に同社C支部から同社D支社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和22年6月に標準報酬月額の等級改定があったため、申立人のA社D支社における同年7月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、600円とすることが妥当である。

申立期間②及び③については、雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人に係る在職期間証明書及び同社の人事サービスグループ担当者の供述から判断すると、申立人は当該期間にA社に継続して勤務し（昭和29年11月1日にA社D支社から同社F支

社に異動、34年4月1日に同社E支店から同社G支社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②及び③の標準報酬月額については、申立人のA社D支社における昭和29年9月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録及び同社E支店における34年2月の健康保険厚生年金保険適用事業所台帳の記録から、それぞれ1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和55年2月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年2月10日から同年3月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社C支店から提出された回答及び申立人に係る社員名簿から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和55年2月10日にA社D支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和55年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成元年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月30日から同年10月2日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にB社から親会社であるA社に異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍期間証明書及び定時株主総会招集通知から判断すると、申立人はB社及びA社に継続して勤務し（平成元年9月30日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年10月のオンライン記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としているが、申立人に係るオンライン記録の資格取得日及び厚生年金基金の資格取得日が平成元年10月2日となっており、厚生年金基金と社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日と記録したことは考え難いことから、事業主が資格取得日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年4月から15年10月までは38万円、同年11月は50万円、同年12月は36万円、16年1月から同年5月までは38万円、同年6月は41万円、同年7月から同年11月までは30万円、同年12月から17年3月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から17年4月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与と比較して低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書から、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された申立期間に係る給与明細書から、平成14年4月から15年10月までは38万円、同年11月は50万円、同年12月は36万円、16年1月から同年5月までは38万円、同年6月は41万円、同年7月から同年11月までは30万円、同年12月から17年3月までは28万円とする

ことが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の経理責任者は、「従業員の標準報酬月額を実際の給与支給額より低く届け出た。」と供述していることから、事業主は給与明細書で確認できる保険料控除額又は給与支給額に見合う報酬月額を届け出ておらず、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年4月から15年10月までは38万円、同年11月は41万円、同年12月から16年6月までは38万円、同年7月から同年11月までは32万円、同年12月から17年3月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から17年4月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与と比較して低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書及びA社から提出された申立人の申立期間に係る賃金台帳に基づく資料から、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された申立期間に係る給与明細書及びA社から提出された賃金台帳に基づく資料から、平成14年4月から15年10月までは38万円、同年11月は41万円、同年12月から16年6月までは38万円、同年7月から同年11月までは32万円、同年12月から17年3月までは30万円

とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の経理責任者は、「従業員の標準報酬月額を実際の給与支給額より低く届け出た。」と供述していることから、事業主は賃金台帳に基づく資料で確認できる保険料控除額又は給与支給額に見合う報酬月額を届け出しておらず、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成16年1月から同年3月までは30万円、同年4月から同年6月までは41万円、同年7月及び同年9月は34万円、同年10月から17年1月までは41万円、同年2月は36万円、同年3月は41万円、同年4月から同年10月までは38万円、同年11月は41万円、同年12月は38万円、18年1月は41万円、同年2月は38万円、同年3月から19年3月までは41万円、同年4月から同年7月までは44万円、同年8月は41万円、同年9月は44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②から⑧までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月16日は29万円、同年12月17日は66万2,000円、17年7月15日は31万3,000円、同年12月16日は45万円、18年7月21日は38万円、同年12月22日は40万円、19年7月20日は40万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年1月1日から19年10月1日まで
② 平成16年7月16日
③ 平成16年12月17日
④ 平成17年7月15日
⑤ 平成17年12月16日
⑥ 平成18年7月21日
⑦ 平成18年12月22日
⑧ 平成19年7月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が保険料控除額に見合う標準報酬月額より低い。また、申立期間②から⑧までの標準賞与額の記録が無い。給料明細書及び賞与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成16年1月から18年3月まで、同年5月、同年6月及び同年8月から19年9月までの期間について、申立人から提出された給料明細書により、申立人はオンライン記録の標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成16年1月から同年7月まで、同年9月から18年3月まで、同年5月、同年6月及び同年8月から19年9月までの期間の標準報酬月額については、上記給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、16年1月から同年3月までは30万円、同年4月から同年6月までは41万円、同年7月及び同年9月は34万円、同年10月から17年1月までは41万円、同年2月は36万円、同年3月は41万円、同年4月から同年10月までは38万円、同年11月は41万円、同年12月は38万円、18年1月は41万円、同年2月は38万円、同年3月、同年5月、同年6月及び同年8月から19年3月までは41万円、同年4月から同年7月までは44万円、同年8月は41万円、同年9月は44万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成18年4月及び同年7月については、申立人は給料明細書を所持していないが、上記給料明細書において確認できる前後の月の標準報酬月額が41万円であることから判断して、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主には確認できないが、オンライン記録の標準報酬月額と上記給料明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が長期間にわたり一致しないことから、当該保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成16年8月については、上記給料明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録よりも低いことが確認できる

ことから、特例法の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

2 申立期間②から⑧までについて、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年7月16日は29万円、同年12月17日は66万2,000円、17年7月15日は31万3,000円、同年12月16日は45万円、18年7月21日は38万円、同年12月22日は40万円、19年7月20日は40万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主には確認できず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成15年4月から16年3月までは30万円、同年4月から17年3月までは34万円、同年4月は36万円、同年5月は38万円、同年6月は36万円、同年7月は34万円、同年8月は36万円、同年9月及び同年10月は38万円、同年11月は36万円、同年12月及び18年1月は38万円、同年2月から同年12月までは36万円、19年1月及び同年2月は38万円、同年3月は34万円、同年4月は38万円、同年5月は36万円、同年6月は38万円、同年7月から同年9月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②から⑨までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月18日は2万円、同年12月19日は27万1,000円、16年7月16日は29万円、同年12月17日は35万円、17年7月15日は30万6,000円、同年12月16日は40万円、18年12月22日は36万円、19年7月20日は36万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月1日から19年10月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月16日
⑤ 平成16年12月17日
⑥ 平成17年7月15日
⑦ 平成17年12月16日
⑧ 平成18年12月22日

⑨ 平成19年7月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が保険料控除額に見合う標準報酬月額より低い。また、申立期間②から⑨までの標準賞与額の記録が無い。給料明細書及び賞与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成15年4月から17年8月まで、同年10月から18年2月まで及び同年10月から19年9月までの期間について、申立人から提出された給料明細書により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成15年4月から16年3月までは30万円、同年4月から17年3月までは34万円、同年4月は36万円、同年5月は38万円、同年6月は36万円、同年7月は34万円、同年8月は36万円、同年10月は38万円、同年11月は36万円、同年12月及び18年1月は38万円、同年2月及び同年10月から同年12月までは36万円、19年1月及び同年2月は38万円、同年3月は34万円、同年4月は38万円、同年5月は36万円、同年6月は38万円、同年7月から同年9月までは36万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成17年9月及び18年3月から同年9月までの期間については、申立人は給料明細書を所持していないが、17年9月については、同月より厚生年金保険料率が改定されているところ、同年10月は同年8月より高い保険料が控除されており、同年10月の標準報酬月額が38万円であることから38万円、18年3月から同年9月までの期間については、同年2月及び同年10月の保険料控除額に見合う標準報酬月額が36万円であることから36万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主には確認できないが、オンライン記録の標準報酬月額と上記給料明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、当該保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑨までについて、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認

められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与支給額から、平成 15 年 7 月 18 日は 2 万円、同年 12 月 19 日は 27 万 1,000 円、16 年 7 月 16 日は 29 万円、同年 12 月 17 日は 35 万円、17 年 7 月 15 日は 30 万 6,000 円、同年 12 月 16 日は 40 万円、18 年 12 月 22 日は 36 万円、19 年 7 月 20 日は 36 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主には確認できず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成12年11月から14年3月までは28万円、14年4月から同年8月まで及び同年10月から同年12月までは30万円、15年1月は28万円、同年2月から同年4月までは30万円、同年5月は32万円、同年6月から同年10月までは30万円、同年11月は32万円、同年12月は30万円、16年1月から同年3月までは32万円、同年4月から同年9月までは36万円、同年10月は30万円、同年11月は36万円、同年12月は34万円、17年1月から同年3月までは36万円、同年4月から同年7月まで、同年12月及び18年1月は38万円、同年2月は36万円、同年3月は28万円、同年4月は38万円、同年5月から同年8月までは34万円、同年9月は30万円、同年10月は34万円、同年11月及び同年12月は36万円、19年1月は34万円、同年2月は32万円、同年3月は30万円、同年4月は32万円、同年5月及び同年6月は36万円、同年7月から同年9月までは34万円、同年10月から20年1月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑨までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月18日は28万6,000円、同年12月19日は17万1,000円、16年12月17日は10万7,000円、17年7月15日は29万円、18年7月21日は32万7,000円、同年12月22日は16万円、19年7月20日は32万円、同年12月21日は24万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年11月1日から20年2月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日

- ④ 平成16年12月17日
- ⑤ 平成17年7月15日
- ⑥ 平成18年7月21日
- ⑦ 平成18年12月22日
- ⑧ 平成19年7月20日
- ⑨ 平成19年12月21日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額より低い。また、申立期間②から⑨までの標準賞与額の記録が無い。一部給料明細書、源泉徴収票及び賞与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成14年1月から同年4月まで、同年6月、同年10月、15年1月、同年11月、同年12月、16年3月、同年4月、同年10月から17年7月まで、同年12月から18年5月まで、同年9月から同年12月まで、19年2月から同年7月まで及び同年9月から20年1月までの期間については、申立人から提出された給料明細書により、申立人は、オンライン記録より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成14年1月から同年3月までは28万円、同年4月、同年6月及び同年10月は30万円、15年1月は28万円、同年11月は32万円、同年12月は30万円、16年3月は32万円、同年4月は36万円、同年10月は30万円、同年11月は36万円、同年12月は34万円、17年1月から同年3月までは36万円、同年4月から同年7月まで、同年12月及び18年1月は38万円、同年2月は36万円、同年3月は28万円、同年4月は38万円、同年5月は34万円、同年9月は30万円、同年10月は34万円、同年11月及び同年12月は36万円、19年2月は32万円、同年3月は30万円、同年4月は32万円、同年5月及び同年6月は36万円、同年7月及び同年9月は34万円、同年10月から20年1月までは36万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①のうち、平成12年11月から13年12月までの期間については、申立人は給料明細書を保有していないが、A社における同僚が所持する12年及び13年の給料明細書により、当該同僚は、オンライン記録よりも高い標準報酬月額に基づく保険料が控除され、また、12年8月から14年3月までの期間について、同額の保険料が

控除されていることが確認できること、申立人の給料明細書により、申立人は、同年1月から同年3月まで同額の保険料が控除されており、保険料控除額に見合う標準報酬月額が28万円であることが確認できることから、12年11月から13年12月までの期間の標準報酬月額を28万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間①のうち、平成14年5月、同年7月、同年8月、同年11月及び同年12月については、申立人は給料明細書を保有しておらず、上記のとおり前後の期間において32万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることから当該期間についても32万円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたと考えられるが、当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は前後の期間から30万円と推定できることから、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが妥当である。
- 4 申立期間①のうち、平成16年1月及び同年2月については、申立人は給料明細書を保有していないが、上記給料明細書により当該期間の前後の期間において、同額の厚生年金保険料が控除されていることから判断して、当該期間の標準報酬月額を当該保険料に見合う32万円とすることが妥当である。
- 5 申立期間①のうち、平成15年2月から同年4月まで、同年6月から同年10月まで、16年5月から同年9月まで、18年6月から同年8月まで、19年1月及び同年8月については、申立人から提出された15年、16年、18年及び19年分の源泉徴収票における社会保険料等の金額又は支払金額から、15年2月から同年4月まで及び同年6月から同年10月までは30万円、16年5月から同年9月までは36万円、18年6月から同年8月まで、19年1月及び同年8月は34万円とすることが妥当である。
- 6 申立期間①のうち、平成15年5月については、申立人から提出された給料に関する基礎資料の報酬月額は42万4,225円とされているが、同年1月及び同年11月の保険料控除額から判断して、32万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主には確認できないが、オンライン記録の標準報酬月額と上記給料明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が長期間にわたり一致しないことから、当該保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 7 一方、申立期間①のうち、平成14年9月、17年8月及び同年11月については、上記給料明細書により、申立人はオンライン記録よりも高い標準報酬月額に基づく保険料が給与から控除されていることが確認できるが、報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録よりも低いことが確認できることから、特例法の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、平成17年9月及び同年10月については、市民税・県民税課税証明書の給与等の収入金額から算定した報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録より低いことが確認できることから、特例法の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

8 申立期間②から⑨までについて、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は28万6,000円、同年12月19日は17万1,000円、16年12月17日は10万7,000円、17年7月15日は29万円、18年7月21日は32万7,000円、同年12月22日は16万円、19年7月20日は32万円、同年12月21日は24万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主には確認できず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院（現在は、B病院）における資格喪失日に係る記録を平成5年4月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月31日から同年4月9日まで

A病院に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同病院には平成5年4月に看護専門学校に入学するまで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B病院の回答により、申立人は、平成5年4月8日までA病院に勤務していたことが認められる。

さらに、申立人から提出された個人別年末調整表及びB病院の「申立期間に係る申立人の給与から保険料を控除していた。」との回答により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された個人別年末調整表の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人に係る資格喪失届を誤った日付で社会保険事務所（当時）に提出したことにより、保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成7年9月1日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月31日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社はB社に名称を変更したが、申立期間に継続して勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、当初、平成7年9月1日と記録されていたところ、同日より後に同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨が記録され、申立人の資格喪失日は同年11月1日付けで、同年8月31日に遡って訂正されている上、同社では申立期間当時、被保険者であることが確認できる50人全員の資格喪失日が遡って訂正されていることが確認できる。

一方、A社及びB社に係る商業登記簿謄本では、両社は別法人であるが、オンライン記録における両社の所在地は同一であることが確認でき、A社の申立人の元上司が「A社とB社は実質は同一会社であり、何の変化も無く、申立人は申立期間も継続して勤務していた。」と供述していることから、申立人は申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本では、同社は平成14年12月3日に解散していることが確認できることから、同社は申立期間も厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後に、申立人の資格喪失日を遡って訂正する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の同社

における資格喪失日は、当初記録されていた平成7年9月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当初記録されていたA社における申立人の平成7年8月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和43年5月1日から同年6月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年5月1日に訂正し、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、43年7月から同年9月までは4万2,000円、同年10月から44年3月までは4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の昭和43年5月及び同年7月から44年3月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和43年7月20日から44年4月1日まで

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、学生時代からアルバイトとして勤務し、学校卒業後の昭和43年4月からは正社員として44年3月末まで勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の同僚等の証言により、申立人が同社に正社員として勤務していたことが認められる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により同僚等40人に照会したところ26人から回答があり、このうち、申立人と同じB職であり、入社日が確認できた9人のうち、入社日と厚生年金保険の資格取得日が同日の者は3人で、申立人と同日入社のも含む他の6人は入社日から1か月遅れて被保険者資格を取得していることが確認で

き、このことは、同社の当時の事業主が、B職は適性を見るため試用期間を設けていたと供述していることに符合する。

これらのことから判断すると、申立人は昭和 43 年 5 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 43 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、4 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、A社の営業権を他社に譲渡したため資料が残っていないことから不明であるとしており、その後の事業主の連絡先は不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和 43 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間については、A社の事業主は、試用期間中は厚生年金保険の加入手続を行っておらず、保険料も控除していなかったとしていることから、申立人が当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、昭和 43 年 8 月 1 日にA社に入社したとする従業員は、自身が入社したときには既に申立人が同社に勤務していたとしており、また、申立人と同じ同年 4 月 1 日にB職として入社したとする同僚は、44 年 3 月末日まで申立人がB職として継続して同社に勤務していたとしていることから、申立人の申立期間②における勤務が認められる。

また、申立期間②に被保険者記録のある従業員で、申立人と同じB職であったとする 17 人のうち、退職日を記憶していない 4 人を除く 13 人は、退職日の翌日と資格喪失日は一致している。

さらに、従業員の 1 人は、申立期間当時は景気が良く、固定給が必ず支給されていたとしていることから、経営状況に変化は無かったものと推認され、社会保険の取扱いに変化があったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②のうち、昭和 43 年 7 月から同年 9 月までの標準報酬月額については、申立人のA社における同年 6 月の社会保険事務所の記録から 4 万 2,000 円、同年 10 月から 44 年 3 月までの標準報酬月額については、申立人と同じB職で当該期間当時に厚生年金保険被保険者資格を取得した女子従業員の社会保険事務所の記録から 4 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、A社の営業権を他社に譲渡したため資料が残っていないことから不

明であるとし、その後の事業主の連絡先も不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から同年7月1日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち申立期間の加入記録が無い。申立期間にC社からA社に移籍したが、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された在籍証明書及び申立人から提出されたA社が昭和49年4月1日付けで交付した給与辞令により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（同年4月1日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和49年7月1日と記録され、申立期間は適用事業所となっていない。しかし、同社に係る商業登記簿謄本により、同社は同年2月1日に法人事業所として設立されていることが確認できる上、同社が適用事業所となった日と同日で被保険者資格を取得している者が17人確認でき、そのうち7人が申立期間も同社で勤務していたとしていることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は申立期

間において適用事業所としての要件を満たしているものの、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったものと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月1日から同年2月1日まで

A社（現在は、B社）C支所に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書及び給与所得の源泉徴収票を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び給与所得の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額から、10万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについて

は、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成3年7月から同年9月までは20万円、同年10月から5年3月までは22万円、同年4月から7年5月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から7年6月28日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の給料支払明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年7月から4年11月までの期間、5年1月から6年5月までの期間及び同年7月から7年5月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる報酬額及び厚生年金保険料控除額により、3年7月から同年9月までは20万円、同年10月から4年11月までの期間及び5年1月から同年3月までの期間は22万円、同年4月から6年5月までの期間及び同年7月から7年5月までの期間は24万円とすることが妥当である。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成4年12月及び6年6月の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、4年12月は22万円、6年6月は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、上記給料支払明細書において確認できる報酬額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立期間について、上記給料支払明細書で確認できる報酬額及び厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 22 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 19 万円とされている。

しかし、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（22 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 1 日から 20 年 7 月 1 日まで

A 社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（22 万円）と相違していることが分かった。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出のあった賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（22 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社の事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を誤って行い、また、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 58 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

A 事務所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同事務所は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事務所から提出された平成 19 年 12 月賞与明細により、申立人は、申立期間に同事務所から賞与の支払を受け、58 万 8,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったこと及び当該標準賞与額に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成14年8月21日、資格喪失日が15年7月1日とされ、当該期間のうち、同年6月30日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明し同社に相談した。同社は年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された平成15年7月分支給控除項目一覧表により、申立人が同社に同年6月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記支給控除項目一覧表において確認できる保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出誤りを認めて訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和26年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月28日から同年3月12日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する社員台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和26年2月28日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和26年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和23年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,100円とすることが必要である。

また、申立期間②について、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社D支店における資格取得日に係る記録を昭和24年12月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年9月1日から同年11月1日まで
② 昭和24年12月21日から25年1月4日まで

A社に勤務した期間のうち、各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの申立期間に支店間の異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社から提出された社員台帳から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和23年9月1日に同社E支店から同社C支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和23年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,100円とすることが妥当である。

申立期間②について、上記社員台帳から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和24年12月21日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和25

年1月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和33年12月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月28日から同年12月11日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店出張所間の異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する社員台帳から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C支店から同社D出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、A社D出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和33年12月11日であるところ、B社では、「厚生年金保険の適用事業所となるまでは、異動前に在籍していた各支店において、厚生年金保険に加入させていたはずである。」と供述している。

また、A社D出張所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和33年12月11日に被保険者資格を取得した者について加入記録を確認したところ、複数の従業員が同社における異動前の支店において同日に資格を喪失していることが確認でき、上記B社の供述と符合している。これらのことから、申立人のA社C支店における資格喪失日は同年12月11日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における取り消された昭和33年10月の定時決定の記録及び同社D出張所における同年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失の届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料について、納付していないことを認めていることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（後に、B社。現在は、C社）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和41年10月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月1日から41年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間には、吸収合併等があったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びC社から提出された人事記録から、申立人は申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は昭和40年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録が確認できるものの、1年後の41年10月の定時決定の記録も確認できる。

また、上記被保険者名簿において、申立人と同様の記録となっている被保険者が申立人を除き4人確認できるほか、申立人と同日に被保険者資格を喪失しているものの、資格喪失後の昭和41年8月において随時改定の記録が確認できる被保険者が5人確認でき、社会保険事務所（当時）における年金記録の管理が適切に行われていなかったことが認められる。

さらに、上記被保険者名簿において、昭和40年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録が確認できる被保険者のうち、申立人の前後6名のオンライン記録によると、41年10月1日にA社における被保険者資格を喪失し、同日付けでB社における被保険者資格を取得しており、被保険者記録が継続していることが確認できる。

なお、上記被保険者名簿において、申立人について、被保険者資格を喪失した翌年に定時決定が記録されていること及び上記被保険者名簿において、昭和40年10月1日に

被保険者資格を喪失したと記録されている上記6名がオンライン記録では、41年10月1日に被保険者資格を喪失していることについて、年金事務所では、「関連資料が保存されていないため不明である。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、上記6名のオンライン記録から、昭和41年10月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿における申立人に係る取り消された昭和40年10月の定時決定の記録から、6万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成10年1月31日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成9年6月から同年12月までの標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月31日から14年11月30日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年5月31日から10年1月31日までの期間については、雇用保険の加入記録及び従業員の回答により、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年1月31日）の後の平成10年4月7日付けで、遡って9年5月31日と記録されており、加えて、同社において、33人の従業員が10年4月6日付けで被保険者資格喪失日を9年4月30日とする処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成9年5月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を、同社が加入していたB健康保険組合の記録から、10年1月31日に訂正することが妥当である。

なお、平成9年6月から同年12月までの標準報酬月額については、申立人のA社における同年5月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成10年1月31日から14年11月30日までの期間については、

雇用保険の加入記録及び従業員の回答により、申立人がA社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は、「会社から、厚生年金保険を脱退するので、これからは各自で国民年金に加入するように話があった。」と供述しているところ、オンライン記録によれば、申立人は平成10年2月1日から国民年金に加入し、以後毎月、国民年金保険料を納付したことが確認できる。

また、A社が加入していたB健康保険組合の回答によれば、申立人に係る資格喪失日は平成10年1月31日であり、健康保険証が同年2月9日に回収されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和26年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年1月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和3年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和26年7月1日から同年8月1日まで
② 昭和29年1月21日から同年2月1日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に親会社であるB社からグループ会社であるA社への出向はあったが、B社及びA社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、C社から提出された人事記録カードから判断すると、申立人はB社及びグループ会社であるA社に継続して勤務し（B社からA社に出向）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①における異動日については、C社の社会保険事務担当者の供述から、昭和26年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和26年8

月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、C社から提出された人事記録カードから判断すると、申立人はB社及びグループ会社であるA社に継続して勤務し（A社からB社に復帰）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②における異動日については、C社の社会保険事務担当者の供述から、昭和29年1月21日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和29年2月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、オンライン記録におけるB社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日になっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和29年2月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和57年12月から58年7月までを17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から62年9月まで

A社に勤務していた昭和57年当時、諸手当を含め20万円ぐらいの報酬があったが、標準報酬月額が17万円となっている。証明するものは無いが、退職するまでの標準報酬月額も低くなっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社から提出された給料台帳の厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、昭和57年12月から58年7月までを17万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の厚生年金保険事務担当者は、「昭和57年9月に申立人の標準報酬月額に変更があり、当該変更後の標準報酬月額に見合う保険料を控除すべきところ、誤って変更前の標準報酬月額に見合う保険料を控除し、納付については変更前の標準報酬月額に見合う保険料を納付した。」旨供述していることから、事業主は、上記給料台帳の厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は当該標

準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和57年6月については、申立人が同年6月7日に被保険者資格を取得したことがA社に係る事業所別被保険者名簿において確認できるものの、申立人の給与から厚生年金保険料の控除が無いことが上記給料台帳において認められ、また、同年7月から同年11月までの期間及び58年8月から62年9月までの期間については、オンライン記録における標準報酬月額が、給料台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額かそれよりも高いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月10日から38年6月7日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の社長と同僚と私の3名は共に会社が倒産するまで継続して勤務していたにもかかわらず、私だけが昭和36年3月10日に資格を喪失したことになっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が適用事業所に該当しなくなった昭和38年6月7日まで同社で厚生年金保険に加入していた同僚及び従業員は、「A社が倒産する昭和38年6月まで、申立人は自分と同様に営業担当の正社員として継続勤務していた。」旨供述している。

また、A社の当時の事業主は既に死亡しているが、同社の複数の従業員が申立期間当時、社会保険事務を担当していた人物として名前を挙げている事業主の妻は、「申立人の存在は記憶しており、厚生年金保険に加入すべき正社員であった。」と供述している。

さらに、同僚及び従業員の回答において、各々が記憶しているA社における退職時期と厚生年金保険の資格喪失日は一致しており、申立期間に在籍していた申立人が資格を喪失する理由は見当たらないことから、厚生年金保険料の控除が継続して行われていたと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年2月の社会保険事務所（当時）の記録及び同社における同年代の従業員の標準報酬月額の記録か

ら、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主が死亡しているため、保険料を納付したか否かについては不明であるが、申立期間に事業主が提出すべき2回の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届、これに基づく定時決定や事業主が行う申立てどおりの被保険者資格喪失届などのいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主が昭和36年3月10日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月から38年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成19年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月16日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社へは平成19年8月16日に転籍し、現在まで勤務中であるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された給与明細書及び在籍証明書から、申立人は、B社及び親会社のA社に継続して勤務し（平成19年8月16日にB社からA社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の報酬額及び保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格取得の届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月21日から同年11月1日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務しており、当時の給与明細書も提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びC国民健康保険組合の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社B支店から同社D部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の異動日については、A社は、「当社では、1日付け異動を慣例としている。」と回答していることから、昭和41年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年1月1日から同年2月1日まで

A社には、平成18年8月7日に入社し、19年1月31日に退職したが、申立期間の記録が無い。申立期間の給与明細書及び平成19年分給与所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、給与明細書及び平成19年分給与所得の源泉徴収票により、申立人はA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の報酬額及び保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和53年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月21日から同年3月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社C支店に勤務していた期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有する人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和53年2月21日に同社から同社C支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和53年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、当時の納付を確認できる記録を保管していないので不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和38年10月23日、資格喪失日に係る記録を同年11月9日とし、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月23日から同年11月9日まで
申立期間について、A社の所有するC丸に乗船し、通訳業務をしていた。船員手帳の記録から、C丸に乗船していたことは間違いないので、申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する船員手帳の記録から、申立人が昭和38年10月23日から同年11月9日まで雇用され、A社の所有するC丸に通訳として乗船していたことが確認できる。

また、申立人が申立期間に乗船していたC丸の船長は、申立期間においても船員保険の被保険者としての記録があることが確認できる。さらに、A社に係る船員保険被保険者名簿から、申立期間当時、同社において、通訳として船員保険の被保険者となっている者が複数確認できる上、同社の業務を引き継いだB社では、「申立期間当時、A社では、申立人のように一時的に雇用された通訳についても、船員保険の被保険者にしてはたはずである。」と回答している。

加えて、申立人は、「通訳として乗船した期間については、いずれもD協会からの指示によるものである。同協会から、乗船期間は船員保険に加入する旨説明を受けた。」と供述しているところ、申立人の所持する船員手帳で確認できる申立期間以外の乗船期間については、いずれも船員保険の加入記録があることから、申立期間についても船員保険の被保険者であったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は船員保険の被保険者として、申立期間に係る

船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る船員保険被保険者名簿における申立人と同業種である通訳の標準報酬月額の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の仕事処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年3月4日から同年8月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を同年3月4日に、資格喪失日に係る記録を同年8月27日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月1日から同年8月27日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社B支店には卒業した高校の紹介で入社し、正社員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった同社B支店に係る社員名簿及び申立人と同期入社した同僚の供述により、申立人は申立期間のうち、昭和32年3月4日から同年8月26日までの期間において、同社同支店に勤務していたことが認められる。

また、A社及び同社の事業主は、「社員名簿に記載されていることから、申立人は正社員だったと思う。正社員であれば保険料を控除していたと思う。」と回答している。

さらに、上記社員名簿により昭和32年3月にA社B支店に入社していることが確認できる複数の従業員は、同社同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、入社日から厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、上記被保険者名簿において、上記従業員の被保険者記録は昭和32年8月1日に資格を取得している者の後に記録されていることが確認できること、及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、払出年月日は不明であるが、同年7月21日以降に番号が払い出されていることが確認できることから、当該従業員の被保険者資格の取得手続の処理は、入社から数か月経過した後に、入社日に遡って行われていることがう

かがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 32 年 3 月 4 日から同年 8 月 26 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記同僚の標準報酬月額の記録から、5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 32 年 3 月から同年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和 55 年 7 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった社員カード及び同社の回答から判断すると、申立人が申立期間に同社に継続して勤務し（昭和 55 年 7 月 1 日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和 55 年 5 月の社会保険事務所（当時）の記録から、32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 55 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は資格喪失日を同年 6 月 30 日として届出を行い、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和 63 年 3 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 36 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月 29 日から同年 3 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった申立人に係る辞令書及び従業員台帳から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和 63 年 3 月 1 日に同社B工場から同社本社総務部付けで関連会社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和 63 年 1 月の社会保険事務所（当時）の記録から、36 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 63 年 3 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 2 月 29 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は資格喪失日を同年 2 月 29 日として届出を行い、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を42万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月27日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。勤務していた期間には年2回賞与があり、退職まで未払は無かったので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与明細書により、申立人は申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、42万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料を保管していないことから不明と回答しているが、A社が加入している厚生年金基金の加入記録においても、申立人に係る申立期間の賞与標準給与（標準賞与額）の記録が無いことから、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）の双方が、事業主から当該賞与に係る届出があったにもかかわらず、これを記録しないと考えることから、事業主は、賞与明細書で確認できる保険料控除額及び賞与額に見合う標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月1日から同年11月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与支給明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書、A社から提出のあった人事カード及び昭和63年分所得税源泉徴収簿兼年末調整明細表により、申立人が昭和63年9月1日から同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記所得税源泉徴収簿兼年末調整明細表において確認できる保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間当時に申立人の資格取得に係る手続ミスがあった。」と回答し、当時の事務手続を誤ったことを認めており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月31日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された平成元年分の給与所得の源泉徴収票により、申立人がA社に平成元年4月1日から同年7月31日まで勤務していたことが認められる。

また、上記源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、標準報酬月額が16万円の場合の健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の4か月分のおおむね一致することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は無いものの、事業主が資格喪失日を平成元年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行っ

たものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA校に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成18年4月1日、資格喪失日が20年4月1日と記録され、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同校における資格喪失日に係る記録を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月31日から同年4月1日まで

A校に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同校は、事後訂正の届出を行ったが、申立期間は厚生年金保険の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A校から提出された申立人に係る発令通知書及び嘱託員報酬支給明細書から、申立人が申立期間において同校に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、上記嘱託員報酬支給明細書における支給額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は社会

保険事務所に誤った届出を行い、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る平成 20 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和40年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月29日から同年5月1日まで

A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社同工場から同社C工場への異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立期間当時にA社において勤務していたD社（A社を買収した会社）の取締役及び監査役の供述並びに同僚二人の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C工場への異動日については、申立期間当時の人事記録等の資料が無く不明であるが、上記同僚の供述から昭和40年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場における昭和40年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和48年5月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月18日から49年3月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和48年4月に同社に入社し、研修期間を経て、同年5月18日に同社C支店に配属され、申立期間も継続して勤務していた。企業年金連合会の記録では申立期間も厚生年金基金に加入しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が保管する従業員台帳及び企業年金連合会が保管する厚生年金基金の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和48年5月18日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和49年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成12年6月12日、資格喪失日が16年1月1日とされ、当該期間のうち15年12月31日から16年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月31日から16年1月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は、申立期間に係る資格喪失日を訂正する旨を届け出たが、申立期間の保険料を時効により納付できなかったため、給付に反映されない記録とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された「2004年1月度給与計算台帳」及び同社の回答から、申立人は、同社に平成15年12月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与計算台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、申立期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月3日に当該喪失日に係る訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る15年12月の保険料につい

て納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納入する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和51年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月31日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が保管する人事記録に関する「個人情報」及び同社から提出された厚生年金基金加入員台帳の写しから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和51年8月1日に同社から同社の関連会社であるC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和51年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和51年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から43年3月までの期間、43年10月から44年3月までの期間、44年6月から45年3月までの期間、62年7月から同年9月までの期間、平成4年10月から5年3月までの期間、8年1月から同年3月までの期間、8年7月から10年5月までの期間、11年4月から12年3月までの期間及び12年7月から17年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月から43年3月まで
② 昭和43年10月から44年3月まで
③ 昭和44年6月から45年3月まで
④ 昭和62年7月から同年9月まで
⑤ 平成4年10月から5年3月まで
⑥ 平成8年1月から同年3月まで
⑦ 平成8年7月から10年5月まで
⑧ 平成11年4月から12年3月まで
⑨ 平成12年7月から17年11月まで

私は、元夫と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料は元夫の経営する事業所の事務員が納付してくれていた。離婚後は、私が金融機関等で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人及びその元夫の保険料を納付したとする事務員から、当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、申立期間①については、国民年金手帳の記号番号が元夫と連番で払い出された昭和43年10月時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、元夫も当該期間の自身の保険料が未納となっていること、申立期間②及び③については、申立人の所持する国民

年金手帳の印紙検認記録欄には、当該期間の検認記録が無いことなど、事務員がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨については、申立人は自身で保険料を納付していたと説明しているが、これらの期間は6回に及び申立人は、当時居住していた区から転出したことはなく、特定された手帳記号番号により納付記録の管理が行われる状況下で、これだけの回数及び期間（9年4か月）についての収納事務処理誤りが起こるとは考えにくいこと、申立期間⑨のうち平成14年1月から16年12月までの期間については、申立人の居住地を管轄する税務署が保管する当該各年分の確定申告書に、社会保険料控除として当該各年1年分の国民年金保険料の支払額が記載されているが、当該期間は基礎年金番号が導入された9年1月以降の期間であり、かつ、当該期間の大部分は国民年金保険料の収納事務が国に一元化された14年4月以降の期間でもあり、上記のとおり、3年もの長期にわたって収納事務処理誤りが生じることは考えにくいこと、社会保険料控除の適用について保険料の金額を証する書類を提出することが必要となった17年分においては、国民年金保険料の支払額の記載が無いことなど、上記の確定申告書の記載内容を疑わせる事情が認められ、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から7年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から7年5月まで

私の母は、私が20歳になったときに、国民年金の加入手続を行い、市役所から送付された納付書で、金融機関の集金人を通じて国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の母親は、保険料額についての記憶が曖昧である。

また、申立人の母親は、申立人が20歳になったとき（平成3年*月）に国民年金の加入手続をし、保険料を毎月納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、5年7月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち3年4月及び同年5月の保険料は時効により保険料を納付することができない期間であり、その後の3年6月から5年3月までの期間の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人の母親は保険料を遡って納付したことはないと説明している。

さらに、オンライン記録から、申立期間直後の平成7年6月から9年3月までの期間の保険料については、9年7月29日に過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持した記憶は無く、申立期間当初に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から 62 年 12 月まで

私の父は、昭和 59 年 6 月に A 区の出張所で私の国民年金の加入手続を行い、その時点で納付可能な過去 2 年分の国民年金保険料を遡って同出張所でまとめて納付し、その後はきちんと納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付していたとする申立人の父は、「昭和 59 年 6 月に、A 区の出張所で国民年金の加入手続を行い、同出張所で未納であった過去 2 年分の保険料をまとめて納付した。」と述べている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号の払出しは、A 区ではなく、申立人が昭和 60 年 12 月に転入した B 市において払い出されていることが確認できる。また、当該手帳記号番号は平成 2 年 2 月頃に払い出されていることが推認でき、これ以前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A 区の出張所においては、未納であった保険料を遡って納付することはできない上、オンライン記録によれば、国民年金の手帳記号番号が払い出された平成 2 年 2 月頃の時点で納付可能な 2 年分の保険料が遡って納付されていると推認できる。

加えて、申立人の父が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料について、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月から 48 年 9 月まで

私の夫は、結婚後、私が国民年金に加入していないことを知り、昭和 48 年 10 月頃、A 町役場の B 出張所で加入手続をしてくれた。その際、私の夫は、同出張所長から「20 歳のときまで遡って未納期間の国民年金保険料の全額を支払わなければ国民年金に加入できない。」と言われ、その後、未納だった保険料を全額納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の夫は、結婚後、私が国民年金に加入していないことを知り、昭和 48 年 10 月頃、A 町役場の B 出張所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を全額納付してくれた。」と主張しており、A 町の国民年金の手帳記号番号払出簿によっても申立人の国民年金の手帳記号番号は、昭和 48 年 10 月 5 日に払い出されていることが確認できる。また、申立人は、「私の夫は、加入手続の際、同出張所長から『20 歳のときまで遡って未納期間の保険料の全額を支払わなければ国民年金に加入できない。』と言われた。」と主張している。

しかしながら、申立人の夫が A 町の B 出張所長に言われたと述べている「20 歳まで遡って保険料を納付しなければ国民年金に加入できない。」といった制度は存在しない。

また、申立人の夫が、「未納だった保険料を全額納付した。」と述べている昭和 48 年 10 月頃は、特例納付の実施期間には該当せず、申立期間の保険料の全額を納付することはできない上、仮に、その後の第二回特例納付期間に当該期間の保険料を納付していたとしても、申立人の夫が納付したとする保険料額は実際の保険料額とは大きく相違している。

加えて、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告

書等の関連資料は無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の夫は、申立人の加入手続並びに保険料の納付場所及び納付方法等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から50年6月まで
② 昭和50年7月から51年3月まで

私は、夫に国民年金の加入を勧められ、昭和44年5月以降に転居したA区のB出張所で加入手続を行い、自身で申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の①が国民年金に未加入で、申立期間の②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和44年5月以降に転居したA区のB出張所で、国民年金の加入手続を行い、自身で申立期間の国民年金保険料を納付してきた。」と述べている。

しかしながら、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号は、申立期間後の昭和53年5月25日に払い出されていることが確認でき、申立人に対し、当該払出しの前に別の国民年金の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。したがって、申立期間の①は、当該払出しの時点では、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を遡って納付することができない期間である。また、申立期間の②は、当該払出しの時点では、時効により保険料を遡って納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付金額の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 63 年 3 月まで

私の母は、私が学生のとときに私の国民年金の加入手続を行い、20 歳になった昭和 59 年*月からの国民年金保険料を納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、平成元年4月頃に払い出されたものと推認され、また、申立人は、昭和 63 年 4 月の強制加入期間の始期に遡って国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立期間以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時、大学生であり、申立期間は学生の強制加入制度が実施される平成3年4月より前の任意加入期間となり、オンライン記録によれば、国民年金に加入していない期間となっていることから、申立期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれたとする母は、申立人の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月から 42 年 3 月まで
私の妻は、昭和 54 年頃、私が 20 歳になった 39 年*月から 42 年 3 月に就職するまでの国民年金保険料を A 市役所の窓口において一括で納付した。その時の納付金額は、10 万円前後だった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が A 市役所で国民年金保険料を一括で納付したとする昭和 54 年頃は、第 3 回特例納付の実施期間であり、申立人は、申立期間において、強制加入期間であったことから、申立人の妻が申立期間の保険料を納付することは可能である。

しかしながら、A 市役所では、申立人が主張する第 3 回特例納付の保険料の収納業務は行っておらず、申立人が一括で納付したとする納付金額は、申立期間の保険料を特例納付した場合の実際の保険料とは相違する。

また、申立人の妻は、「保険料を一括で納付したのは申立期間の 1 回のみである。」と述べているが、申立人とその妻に係る A 市の国民年金被保険者名簿及び申立人に係る特殊台帳によれば、申立人とその妻の昭和 51 年度の保険料は 54 年 5 月 1 日に、52 年度の保険料は 55 年 2 月 8 日に、それぞれ過年度納付していることが確認できる上、申立人の所持する領収書でも 51 年度の夫婦二人分の保険料を 54 年 5 月 1 日に過年度納付していることが確認できることから、申立人の申立内容に整合性がみられない。

加えて、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、当時勤務していた飲食店の店主である叔父が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の申立期間の国民年金保険料は、当時勤務していた飲食店の店主である叔父が納付してくれていたはずである。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の叔父が店主である飲食店において申立期間当時に勤務していた元同僚の6人は、昭和 38 年 3 月に国民年金の手帳記号番号が連番で払い出されているものの、申立人の国民年金の手帳記号番号は申立期間中に払い出されることが確認できない。

また、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号は、昭和 46 年以降に払い出されていることが確認でき、当該払出し以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間の保険料は、当該払出時点においては、時効により納付することができない。

加えて、申立人の叔父が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、諸事情により申立人の叔父から申立人の保険料の納付状況について確認することができない。

なお、申立期間当時、申立人の叔父の飲食店に勤務していた前述の元同僚の6人の国民年金の加入手続については飲食店の店主である申立人の叔父が行ったことがうかがえるものの、連絡が取れた2人の元同僚は、申立期間当時の申立人の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人の叔父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわ

せる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月から 48 年 4 月まで
② 昭和 48 年 12 月から 50 年 1 月まで

私は、昭和 43 年 3 月頃会社を退職し、その後、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の①及び②の国民年金保険料を郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人が申立期間当時居住していたB区とは別のA区で昭和 53 年 11 月 16 日に払い出されたものである上、当該払出し以前に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。また、申立人は、「現在所持する表紙がオレンジ色の年金手帳以外に手帳を所持したことはない。」と述べており、このオレンジ色の手帳は昭和 49 年 11 月以降から発行が開始されたものであることから、49 年 11 月よりも前に申立人が当該手帳を所持していたとは考え難い。これらのことから、申立期間の①及び②の保険料は、当該払出しの時点において、時効により納付することができない期間である。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間の①及び②に挟まれた昭和 48 年 5 月から同年 11 月までの期間の厚生年金保険の加入記録は、平成 14 年 10 月に追加された記録であり、当該記録の追加変更前までは、申立期間は国民年金に加入していなかった期間であったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は

見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年5月まで

私は、国民年金制度発足当時に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していた。会社退職後もすぐに国民年金に加入し、保険料を納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、会社を退職後すぐに国民年金の加入手続をしたと説明しているが、再加入手続の時期及び保険料の納付状況に関する記憶は曖昧である。

また、申立人の特殊台帳及びオンライン記録から、昭和46年4月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の国民年金の任意加入取得日は、申立期間直後の47年6月7日であることが確認でき、申立期間は未加入期間であったことから保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から53年3月まで

私の夫と義母は、夫との婚姻後に、私の国民年金の加入手続を行い、婚姻前の未納の国民年金保険料を遡って納付してくれた。その後も、義母が義父母、夫及び私の4人分の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫及びその義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付をしていたとする義母から当時の納付状況等を聴取することはできない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和53年6月時点では、申立期間のうち51年3月以前の期間の保険料は時効により納付することはできないほか、義母と一緒に申立人の加入手続を行ったとする夫は、加入手続の時期は定かでないものの、当該時点で2年分の未納保険料を遡って一括で納付したことは強く記憶していると説明しているが、保険料の納付額、納付場所及び納付方法などに関する具体的な記憶が曖昧であるなど、申立人の夫及びその義母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から48年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から48年8月まで
私は、20歳になったときに国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年6月時点は、第2回特例納付の実施期間であったものの、申立人は保険料を遡って納付した記憶は無く、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年9月から11年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年9月から11年8月まで
私は、会社退職後、国民年金の加入手続を行い、当時居住していた村の役場で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間の保険料を村役場で3か月ごとの納付書で納付し、平成11年8月に転居した後の区で保険料を遡って納付したことはないと説明しているが、申立人が当時居住していた村では1か月ごとの納付書を発行していたこと、申立人のオンライン記録から、申立人が転居した後の11年9月に過年度納付書が作成されていることが確認でき、当該作成時点で、申立期間のうち平成10年度の保険料は未納であったことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から50年3月まで

私の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。申立期間のものと思われる領収証書を所持しており、申立期間の妻の保険料は納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の領収証書と思われるとして提出した2枚の領収証書の金額は、保険料が納付済みである昭和40年7月から42年6月までの第2回特例納付の金額及び42年7月から45年6月までの第3回特例納付の金額にそれぞれ一致すること、申立人の妻は、第2回及び第3回特例納付以外に保険料を遡って納付した記憶は無いとしていることなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことがわける周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から54年9月まで

私は、会社退職後の昭和49年8月頃に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和54年10月16日に任意加入したことにより払い出されていることが申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録から確認でき、申立期間は任意加入前の未加入期間で、保険料を納付することができない期間であること、申立人は、当該払出時に交付された年金手帳以外に別の年金手帳を受領、所持した記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から48年3月まで

私の長姉は、私の国民年金の加入手続を行って、国民年金保険料を金融機関で納付し、毎年の確定申告書に保険料支払分を記載してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の長姉が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人の次姉及び申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和49年4月11日に連番で払い出されており、申立人の保険料を納付していたとする長姉が所持する昭和49年分の確定申告書（控）の社会保険控除欄に記載されている国民年金保険料支払額は、オンライン記録により納付済みとされている次姉の40年4月から49年12月までの期間の保険料額（当該期間のうち47年3月までの期間の保険料は第2回特例納付により納付されている。）及び申立人の48年4月から49年12月までの保険料額に一致する。

また、申立人の次姉は上記手帳記号番号払出時点で60歳到達時まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たすことができなかったため、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付等を行ったものと考えられるが、申立人は、手帳記号番号払出時点で昭和48年4月まで1年間遡って保険料を納付すれば受給資格期間を満たしていたことから、特例納付をしなければならない状況にはなかったなど、申立人の長姉が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、同年4月から49年12月までの保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年12月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、上京前の昭和49年12月まで国民年金保険料を納付してくれ、結婚後に夫が私の母の納付を知らずに48年4月から二重に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、2回払い出されており、最初の手帳記号番号は、昭和35年12月20日に母親と連番で払い出されているが、申立人は、36年4月1日に被保険者資格を喪失しており、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することはできず、当該手帳記号番号による納付の記録は無いこと、2回目の手帳記号番号は、申立期間後の50年3月に払い出されており、48年4月以降の保険料のみが過年度納付されていること、申立人は、母親から国民年金手帳を受け取っていないとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立期間のうち48年4月以降の期間の保険料は、重複納付されていないと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から53年3月まで

私は、昭和47年5月に会社を辞め、別の会社に就職したが、その会社が厚生年金保険に加入していなかったため、同年6月の転居後、妻と一緒に国民年金の加入手続をした。その後、妻が私の分と一緒に国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料の納付場所、納付頻度及び納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和52年12月頃に夫婦連番で払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち50年9月以前の期間は、時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人の妻は、申立期間の保険料を遡って納付はしていないとしていることなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年8月までの期間及び昭和49年8月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から同年8月まで
② 昭和49年8月から53年3月まで

私は、昭和47年4月に就職したが、その会社が当初、厚生年金保険に加入していなかったため、同年6月の転居後、夫と一緒に国民年金の加入手続をした。その後、私が夫の分と一緒に国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付場所、納付頻度及び納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和52年12月頃に夫婦連番で払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち50年9月以前の期間は、時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付はしていないとしていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から4年3月まで

私は、平成7年3月に会社を退職した後、同年4月頃に国民年金の加入手続をした。その際に、市役所職員から、申立期間の国民年金保険料を納付しないと厚生年金保険から国民年金への切替手続をすることはできないと言われ、後日、同市役所窓口で7万円か8万円の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成7年4月頃に、金融機関窓口ではなく市役所窓口で申立期間の保険料を納付したと主張しているが、当該時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となり、区役所窓口では納付することはできなかつたこと、申立人の国民年金手帳の記号番号は、7年4月以降に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から52年3月まで
私は、過去の未納の国民年金保険料を全て納付することができる時期に、遡って約28万円の保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は2回払い出されており、最初の手帳記号番号は、昭和44年8月に払い出されているが、申立人は44年11月に被保険者資格を喪失していることが申立人の所持する国民年金手帳から確認でき、2回目の手帳記号番号は、第3回特例納付実施期間中の55年5月頃に払い出されているが、特殊台帳により被保険者の資格取得日は52年4月20日となっており、申立期間は、未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人が遡って納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を第3回特例納付を利用して納付した場合の保険料額と大きく相違することなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年3月までの期間及び5年6月から11年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月から5年3月まで
② 平成5年6月から11年10月まで

私の母は、私が20歳になった頃、国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料は、郵送されてきた納付書により納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、国民年金の加入手続をしたとする母親は、加入手続の時期及び場所、国民年金手帳の受領、保険料の納付状況等の記憶が曖昧である。

また、申立人は、厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳を1冊所持しており、当該手帳以外の年金手帳は所持したことはないとしており、申立人に基礎年金番号が付番される前に国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、申立期間は、オンライン記録から平成14年11月に資格得喪記録が追加されたことにより未加入期間から未納期間に記録整備されたことが確認でき、申立期間当時は、未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月から同年12月までの期間及び7年2月から14年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、14年4月から15年6月までの保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年5月から同年12月まで
② 平成7年2月から13年3月まで
③ 平成13年4月から14年3月まで
④ 平成14年4月から15年6月まで

私は、申立期間①及び②当時、転居する都度、転居手続と国民年金の手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間③については、免除申請手続はしておらず、保険料を納付したはずであり、申立期間④については、免除申請手続をした際に前年度についても申請できると言われ、遡って免除申請をしたはずである。申立期間①、②及び④の保険料が未納とされており、申立期間③の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成4年11月頃に払い出された国民年金手帳の記号番号により20歳到達時の国民年金被保険者資格を取得しているが、5年8月に厚生年金保険に加入したことに伴って資格を喪失し、その後、当該手帳記号番号による資格の取得は無く、当該手帳記号番号は12年10月に付番された基礎年金番号に15年1月に統合されていること、及び6年5月の資格の取得、7年1月の資格の喪失及び同年2月の資格の取得は、年金番号統合時点の15年1月に記録追加されていることがオンライン記録から確認でき、当該基礎年金番号が付番されるまで当該期間は国民年金の未加入期間で、制度上、保険料を納付することができない期間であったこと、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを

うかがわせる周辺事情は見当たらない。

申立期間③については、申立人は、当該期間の免除申請手続はしておらず保険料を納付していたと主張しているが、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、オンライン記録から、申立人は、平成 13 年 5 月 16 日に平成 13 年度の免除申請を行っていることが確認でき、免除申請日、免除対象期間及び処理年月日に不自然、不合理な点は認められないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間④については、申立人は、当該期間直後の平成 15 年度の免除申請手続の際に、遡って当該期間の保険料の免除申請をしたと主張しているが、オンライン記録から、15 年度の免除申請手続は平成 15 年 8 月 29 日に行われていることが確認でき、当該手続時点では、制度上、当該期間の保険料の申請免除手続を遡って行うことはできないなど、当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間④の保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年8月から12年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月から12年11月まで

私は、20歳になる前から外国留学していたが、母が自分の分と一緒に私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が当時居住していた市及び所轄年金事務所では、加入手続の有無にかかわらず、20歳到達者に交付年月日欄に20歳到達時日を記載した年金手帳を送付しており、その後、加入手続が行われた場合に納付書を送付していたと説明していること、オンライン記録では、申立人は、平成12年12月16日強制加入とされており、申立期間が未加入期間とされているのは、申立期間に係る資格得喪の訂正記録は無いことなどから、申立人が帰国した後に加入手続が行われ、12年12月まで外国留学していたことが判明し、帰国後の日が資格取得日とされたと考えられ、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9596 (事案 3032 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、20歳になる頃に、住み込みで働いていた店に国民年金の加入勧奨員が来て、昭和36年4月からは国民年金保険料を納付しないとイケないと言われ、国民年金の加入手続を行い、それ以降、集金人に保険料を納めていた。また、申立期間当時は、親会社が健康保険組合への加入手続を行ってくれたので、系列店の従業員の国民年金の加入手続も一緒に行ってくれたかもしれない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、「申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が無く、納付方法に関する記憶も曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年10月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は保険料を遡って納付した記憶は無いと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。」として、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、申立期間当時に勤務していた店舗が加盟する国民健康保険組合の国民健康保険に加入していたことから、勤務先の親会社が系列店の従業員の国民年金の加入手続も行ってくれたかもしれないとし、申立期間当時の系列店の同僚19人の名簿を提出したが、当該親会社では、当時の状況は不明であるとしており、また、名簿登載者19人のうち1人だけが申立期間当時に国民年金に加入していたことが確認できたが、当該加入者から加入当時の状況を聴取できないため、当時の状況が不明であり、

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から 54 年 2 月までの期間及び 61 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月から 54 年 2 月まで
② 昭和 61 年 3 月

私の夫は、私の国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の夫が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の夫は、任意加入手続をしたにもかかわらず、保険料を納付しないはずがないと主張しているが、申立人が所持する年金手帳及び当時居住していた市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和 53 年 1 月 5 日の任意加入後、当該期間直後の 54 年 3 月 20 日に被保険者資格を喪失し、同年 7 月 26 日に再度任意加入してその後の保険料を申立期間②を除き全て納付していることが確認でき、上記の申立人の主張は、国民年金の加入を一旦止めた後の状況に合致しているなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人の夫が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、オンライン記録により、当該期間直前の昭和 60 年 9 月から 61 年 2 月までの厚生年金保険被保険者期間は平成 16 年 1 月に記録追加されたものであること、これに伴い、昭和 60 年 9 月分の保険料が還付されていることが確認でき、同年 10 月から 61 年 2 月までの期間の保険料の還付記録は無いことから、当該記録追加以前は、当該期間直前の 60 年 10 月から 61 年 2 月までの期間の保険料は未納であったと推測され、申立人が当時、当該期間の 1 か月分のみの保険料を納付していたとは考えにくいなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年1月から15年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月から15年6月まで
私は、平成14年と15年頃の2回、知人からお金を借りて申立期間の国民年金保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付書の入手方法、納付時期及び納付場所の記憶が曖昧である。

また、申立人は、当時、これ以上の未納期間が続くと年金の受給資格期間を満たさなくなることから、遡って申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立期間直後の平成15年7月から19年4月までの保険料も未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から57年3月まで

私は、20歳になったときに国民年金の加入手続を行った。加入後は、大学生であった期間は母が、社会人になってからは私が、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付額及び納付頻度に関する記憶が、母親は申立人の国民年金の加入時期及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、20歳になった当時に国民年金の加入手続を行い、その後は保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和58年1月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の大部分の期間の保険料は時効により納付することができないほか、申立人は上記手帳記号番号以外の手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から49年3月まで
私の母は、私が結婚したときに私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたように思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和61年8月に払い出されており、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、母親から国民年金手帳を受け取った記憶及び申立期間当時に保険料を納付していた話を聞いた記憶が無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から48年2月までの期間、48年6月から同年9月までの期間及び48年12月から54年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年2月から48年2月まで
② 昭和48年6月から同年9月まで
③ 昭和48年12月から54年1月まで

私の母は、私の将来のことを考え、30歳になるまでの国民年金加入期間の国民年金保険料を特例納付し、その金額は約10万円だったと聞いている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料の納付を行っていたとする母親及び母親から相談を受けたとされる兄から当時の事情を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人が現在所持する年金手帳は厚生年金保険の記号番号のみが記載された手帳であり、申立人は母親から申立人の年金手帳を見せられたことも、手渡されたこともなかったと説明しており、申立期間は、20歳以上の大学生が国民年金の任意加入被保険者とされていた申立期間①の一部の期間も含め未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるほか、母親が特例納付により納付したと申立人が説明する保険料額約10万円は申立期間の保険料額と大きく相違しているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から49年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から49年7月まで
私の母は、私が20歳のときに私の国民年金の加入手続を行い、母が亡くなる直前まで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳には、国民年金手帳の記号番号の記載は無く、厚生年金保険の記号番号のみが記載されており、申立人は、母親からほかに年金手帳を受け取ったことはないとしていること、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は申立人が学生時の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から同年7月までの期間及び49年3月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年2月から同年7月まで
② 昭和49年3月から同年8月まで

私は、会社退職後の昭和47年3月頃に国民年金の加入手続を区の出張所で行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料額及び納付頻度の記憶が曖昧である。

また、申立人は、会社退職後の昭和47年3月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の52年11月に払い出されていること、申立人は、現在所持している年金手帳のほかに年金手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらないこと、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年4月までの期間、9年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から4年4月まで
② 平成9年8月及び同年9月

私は、平成3年4月当時、大学生で無収入であったので、国民年金保険料の納付について市役所に相談した。その際に、大学生は納付しなくてもよいと言われ、免除申請の教示もなかったのに、申立期間①の保険料が未納扱いとされていることに納得できない。また、平成9年以降は、私が夫婦の保険料を納付してきており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当時居住していた市の窓口で国民年金保険料の納付について相談をしたが、その際に納付をしなくてもよいと言われ、申請免除の教示もなかったので、国民年金の加入手続、当該期間について保険料の納付及び免除申請を行っていないと説明していること、当該期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付し、又は保険料を免除されていたとは認められない。

また、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料を時効期間経過後の平成11年11月15日に納付したため、当該納付済保険料は11年12月13日に同年10月及び同年11月の保険料に充当されていることがオンライン記録により確認できることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から6年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から6年7月まで
私は、20歳時から、送られてきた納付書で申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続をした時期、保険料の納付場所、納付時期及び納付額等の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成8年7月から8月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は保険料を遡って納付したかどうかは分からないと説明していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から48年3月まで
私は、20歳になったときに国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間直後の昭和48年4月頃に払い出され、申立人は、昭和48年度の保険料を49年2月25日に納付しており、当該払出時点及び当該納付時点では、申立期間の大部分は、時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間後半の一部の期間の保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能であるが、申立人は、遡って保険料を納付した記憶が曖昧であること、申立人は、現在所持している年金手帳以外の手帳を所持していたことは無く、申立期間当時に居住していた町で保険料を納付していた記憶は無いと説明していることなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 41 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 41 年 11 月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、私が国民年金保険料を市役所で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付頻度及び保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当時居住していた市で 2 回払い出されており、最初の手帳記号番号は婚姻前の昭和 36 年 2 月に、二つ目は婚姻後の 43 年 12 月に払い出されており、国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿から、二つ目の手帳記号番号の納付記録等は、昭和 55 年 12 月に最初に払い出された手帳記号番号のものに転記した旨が確認できる。当該台帳等の納付記録から、申立人は、36 年 4 月から同年 8 月までの保険料を 55 年 5 月 8 日に第 3 回特例納付により納付していること、及び当該台帳に「受給権確保」の記載があり、これにより受給資格期間を満たすことが可能になったことが確認でき、当該特例納付時点までは当該期間及び申立期間は保険料が未納であったこと、申立人は年金の受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して当該特例納付を行ったと考えられることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 41 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付については、私の母が全て行ってくれた。申立期間は大学等に在学中で、下宿費等のかかる中で保険料を払わなければならなかったことを、何度も聞かされていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付には関与しておらず、加入手続及び保険料納付をしていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、国民年金手帳を受領、所持した記憶は無いと説明しており、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、現在所持しているのは基礎年金番号通知書と厚生年金保険被保険者証のみであり、厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として平成 9 年 1 月 1 日に付番されていること、申立期間は学生の任意加入適用期間の未加入期間のため、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から49年12月まで
私の父は、私が20歳になったときに国民年金の加入手続をしてくれ、その都度、両親、姉又は私が家族4人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人、申立人の両親及び姉が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする父親は加入手続等に関する記憶は曖昧である。

また、申立人は、自身が所持する年金手帳の国民年金の資格取得日が20歳の誕生日の前日となっていることから、当該時期に加入手続をしたと思ったとしているが、資格取得日は国民年金の被保険者となるべき時期を示すもので、実際に加入手続をした時期を示すものではないこと、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和50年3月頃に払い出されており、申立期間の保険料を納付するためには当時実施されていた第2回特例納付及び過年度納付による以外にないが、申立人は、その都度保険料を納付しており、保険料を遡って納付した記憶は無いとしていることなど、申立人、申立人の両親及び姉が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 49 年 12 月まで

私は、会社を退職した昭和 47 年 4 月に国民年金の加入手続をし、その都度、両親、妹又は私のいずれかが家族 4 人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人、申立人の両親及び妹が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、自身が所持する年金手帳の国民年金の資格取得日が会社を退職した翌日となっていることから、当該時期に加入手続をしたと思ったとしているが、資格取得日は国民年金の被保険者となるべき時期を示すもので、実際に加入手続をした時期を示すものではないこと、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 50 年 4 月頃に払い出されており、申立期間の保険料を納付するためには当時実施されていた第 2 回特例納付及び過年度納付による以外にないが、申立人は、その都度保険料を納付しており保険料を遡って納付した記憶は無いとしていることなど、申立人、申立人の両親及び妹が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私は、夫婦で店を開業した昭和50年4月に市役所で夫婦の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、国民年金の加入手続きを行った時期は店を開業した昭和50年4月で、当時、市が新庁舎を隣接地に建設中であったと主張しているが、申立人が居住する市の広報紙の記載から、市の新庁舎の着工は51年3月であることが確認できること、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の51年6月に夫婦連番で払い出されていること、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は、保険料を遡って納付したとは主張していないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私の妻は、夫婦で店を開業した昭和50年4月に市役所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の妻は、国民年金の加入手続を行った時期は店を開業した昭和50年4月で、当時、市が新庁舎を隣接地に建設中であつたと主張しているが、申立人が居住する市の広報紙の記載から、市の新庁舎の着工は51年3月であることが確認できること、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の51年6月に夫婦連番で払い出されていること、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度保険料となるが、妻は、保険料を遡って納付したとは主張していないことなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月

私は、平成17年に夫の勤務する会社の労務担当者から申立期間の国民年金保険料が未納であることを聞き、社会保険事務所(当時)で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が納付したとする金額は、当時の保険料額と大きく相違している。

また、申立人は、申立期間直後の平成8年1月から15年5月までの期間が国民年金第3号被保険者としての保険料納付済期間に算入されたとする17年7月19日付けの社会保険事務所からの通知を所持し、この頃に保険料を納付したと主張しており、オンライン記録から、申立期間に係る7年12月の資格取得及び8年1月の資格喪失は17年7月13日に追加されていることが確認できるが、当該通知及び記録追加時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月及び同年 5 月のうち 1 か月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月及び同年 5 月のうち 1 か月
私の夫が昭和 36 年 3 月に私の国民年金の任意加入手続をしてくれたので、私は同年 4 月又は同年 5 月のどちらかの 1 か月分の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が居住していた市では、申立期間当時、保険料の納付は国民年金手帳に印紙を貼付して検認印を押す印紙検認方式であったが、申立人は、国民年金手帳を交付された記憶並びに保険料の納付時期、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9627 (事案 3237 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月から 40 年 4 月まで
② 昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月まで
③ 昭和 61 年 8 月から平成元年 1 月まで
④ 平成 2 年 3 月から 4 年 6 月まで

私は、申立期間の①の国民年金の納付記録が無いため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、同委員会から国民年金保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなどの理由から、記録訂正できない旨の回答をもらった。しかし、国民年金保険料を納付していたことは間違いないので再度調査して保険料を納付していたことを認めてほしい。

また、申立期間の②、③及び④について、私は、妻の分と一緒に国民年金保険料を納付していたので、当該期間が国民年金に未加入又は保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の①に係る申立てについては、前回の申立てにおいて、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間当時の国民年金保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立期間の他にも未納期間及び未加入期間が散見されるなど、申立人が国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無いことなどにより、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知が行われている。

今回、申立人は、前回と同様の申立てを行っているが、今回の申立てに当たり、申立人は、国民年金保険料の納付をうかがわせる新たな関連資料を提出していない。このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな周辺事情等は見当たらない

ことから、申立人の申立期間の①の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

- 2 申立期間の②については、戸籍の附票から、申立人が申立期間の②においてA国に在住していたことが確認でき、申立期間の②当時、海外在住者は国民年金の適用除外であったことから、申立期間の②は、制度上、保険料を納付することができない期間である。また、オンライン記録によれば、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間の②のうち、昭和48年7月から49年2月までの期間の保険料が未納である上、49年3月は国民年金に未加入であることが確認できる。

申立期間の③及び④については、オンライン記録及びB市の被保険者台帳管理簿によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出されたのは、平成6年10月7日であり、当該払出時点では、申立期間の③及び④の保険料は時効により納付できない。また、当該払出以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。さらに、オンライン記録によれば、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間の③及び④の保険料が未納であることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の②、③及び④の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は国民年金の加入手続並びに保険料の納付場所及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の②、③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の②、③及び④の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 7 月から同年 12 月まで

私は、会社を退職した直後の平成 5 年 7 月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は私又は私の妻が納付してきた。申立期間における私の妻の保険料が納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の平成 5 年 7 月 21 日の国民年金の資格取得及び 6 年 1 月 6 日の資格喪失に係る記録は、13 年 7 月 23 日に国民年金の被保険者期間として追加変更されたものであり、当該記録の追加の前までは国民年金に加入していない期間である。このため、申立期間は、申立期間時点においては、制度上、申立期間の国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「会社を退職した直後の平成 5 年 7 月頃に国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人は、現在所持する厚生年金保険の手帳以外に別の年金手帳を所持した記憶が無く、申立期間当時に申立人に国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。

加えて、申立人又はその妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人又はその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 49 年 9 月まで

私は、高校生の頃から家業を手伝っていたが、20歳の昭和39年*月に父から「国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。」と聞いた。実際は母が加入手続きを行い、家族全員の保険料を母が納付していた。また、昭和45年12月の結婚後は、私の妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳の昭和39年*月に父から『国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。』と聞いた。実際は母が加入手続きを行い、昭和39年*月から45年11月までの保険料は母が納付し、45年12月からは私の妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。」と主張している。

しかしながら、申立人に払い出されている2つの国民年金の手帳記号番号のうち、1つ目の手帳記号番号は、A区の国民年金記号番号払出簿によれば、昭和44年6月から同年8月までの間に払い出されていることが確認でき、当該手帳記号番号が払い出された時点においては、申立期間のうち、少なくとも39年3月から42年3月までの期間の保険料は、時効により納付することができない。また、同払出しの時点では、申立期間のうち、昭和42年4月から49年9月までの期間の保険料は過年度納付及び現年度納付することが可能であるものの、当該手帳記号番号の払出簿の備考欄には「取消」と記録されていることが確認できる。

さらに、申立人に払い出されている2つ目の国民年金の手帳記号番号は、A区の国民年金記号番号払出簿によれば、昭和51年12月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立人の申立期間の保険料は、時効により納付できない。

加えて、申立人の母又は妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家

計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない。なお、実際に申立人の国民年金の加入手続を行い申立期間のうち申立人の婚姻前の保険料を納付していたとする申立人の母からは、諸事情により当時の状況を聴取できないため、当時の納付等の状況について確認することができない上、申立人の婚姻後の保険料を納付していたとする申立人の妻は保険料の納付金額等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母又は妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 48 年 9 月までの期間のうち 5 か月
私は、国民年金に加入していなかったが、昭和 45 年 1 月に婚姻してから 5、6 年後に「今なら国民年金の保険料を納付できます。」という案内が区役所から届き、私の妻が区の出張所で私の国民年金の加入手続を行った。その際、4 年間遡って国民年金保険料を納付し、それ以後は妻と一緒に保険料を納付したが、私が 65 歳になった平成 16 年*月に老齢基礎年金の裁定請求に行った際、申立期間のうち 5 か月間が未納になっていると説明された。5 か月間のみ保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「婚姻した 5、6 年後に国民年金の加入手続を行い、その際、4 年間遡って国民年金保険料を納付した。」と主張しており、オンライン記録によれば、昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの 4 年間の保険料が第 2 回特例納付により納付されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「申立期間の 5 か月間がどこの期間か特定できない。」と述べていることから、申立人の申立期間は曖昧である上、オンライン記録によれば、申立期間の可能性のある期間の全てが未納期間と記録され申立人が主張する 5 か月間のみの未納期間は見受けられない。

加えて、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9631 (事案 4246 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月まで
② 昭和 42 年 10 月から 45 年 3 月まで
③ 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで

私は、申立期間の①、②及び③の国民年金保険料の納付記録が無いため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、同委員会から保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるとの理由から記録訂正できない旨の回答をもらった。しかし、保険料を納付していたことは間違いないので再度調査して、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③に係る申立てについては、前回の申立てにおいて、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、当初、国民年金保険料の納付場所を郵便局としていたが、その後、記憶していないと変更するなど保険料の納付時期、納付場所、保険料額等、納付状況に関する記憶が曖昧であることなどにより、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 5 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知が行われている。

今回、申立人は、前回と同様の申立内容で申立てを行っているが、申立期間の①、②及び③の保険料を納付していたことの新たな記憶として、「申立期間当時、アパートの大家である姉夫婦に月々の家賃、光熱費等と一緒に私の国民年金保険料も納めていた。」と述べている。しかし、この新たな記憶の内容は、申立期間の保険料の納付を行っていたことを裏付ける事情は見受けられず、また、諸事情により、申立人の保険料の納付について姉夫婦に確認することもできない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな周辺事情等は見当たらないことから、申立人の申立期間の①、②及び③の国民年金保険料については、納付されていた

ものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年3月まで
② 昭和59年4月から60年3月まで

私の妻は、私の国民年金保険料の納付を開始してからは保険料を全て納付していると思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の②直後の昭和60年4月から62年5月までの期間の国民年金保険料は、時効直前の期間も含め62年4月に一括納付されていることが確認できるが、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、「1年分とか遡って納付した記憶は無いと思うが覚えていない。」と述べており、保険料の納付方法に関する記憶が曖昧である。また、オンライン記録によれば、申立人の妻の昭和61年4月から62年3月までの期間の保険料は、61年11月に一括納付されているが、申立人の同期間の保険料は、前述のとおり、62年4月に一括納付され、夫婦の納付時期が矛盾していることが確認できる。

さらに、申立人の妻も、申立人の申立期間の①と同時期の昭和46年4月から48年3月までの期間及び申立期間の②と同時期の59年4月から61年3月までの期間の保険料が未納である。

加えて、申立人の妻が申立期間の①及び②の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人の妻は、申立人の当該期間の保険料の納付場所及び納付金額等に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、自宅に区の職員が国民年金の説明に来たので加入し、国民年金保険料は全て納付してきた。60歳頃に、区の職員から「全部納めています。全額年金が受給できます。」と言われた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入時期及び加入時に納付した保険料の期間に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和38年10月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の一部の期間の保険料は時効により納付することができないほか、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和63年6月に60年1月から63年3月までの免除期間の保険料を追納するとともに、60歳到達後の同年8月29日に任意加入し、同年8月から平成元年3月までの8か月分の保険料を納付することで満額の年金受給資格を得ていることがオンライン記録で確認できることから、申立期間を未納期間と認識した上で国民年金に任意加入し保険料を納付していたものと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年12月から9年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月から9年4月まで

私は、平成10年10月の婚姻後に区役所で国民年金の加入手続を行った際、国民年金保険料の未納があると言われたので保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、婚姻後に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、加入手続の時期に関する記憶が曖昧であるほか、申立期間の保険料額も定かでないとして説明している。

また、申立人は、平成10年9月に厚生年金保険被保険者資格を喪失後に国民年金に未加入であったため、申立人に対して国民年金の加入手続の勧奨が行われ、未適用者一覧表が作成された12年2月時点でも、申立人は国民年金の加入手続を行なっていなかったこと、申立期間は同年9月12日に国民年金の加入期間として記録が追加された期間であることがオンライン記録で確認でき、当該記録追加の時点では申立期間の保険料は時効により納付することができないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から41年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から41年11月まで
私は、20歳まで遡って国民年金保険料を納付できるとの案内が役所から届いたの
で、夫婦の国民年金の加入手続を行い、20歳から3年分の夫婦二人分の保険料を遡
って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は遡って納付した夫婦二人分の保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、区役所から20歳まで遡って保険料を納付できるとの案内があったので、夫婦の国民年金の加入手続を行い、二人分の保険料を納付したと説明しているが、夫婦の国民年金の加入時期は、申立人が昭和52年6月であり、夫が53年6月頃と相違しているほか、申立人の夫は、第3回特例納付により36年4月から39年3月までの保険料を納付したことにより60歳まで保険料を納付すれば年金受給資格を満たすのに比し、申立人は60歳まで保険料を納付すれば納付済月数が334か月となり、20歳まで遡って納付しなくても年金の受給資格期間を満たすことが可能であったこと、第3回特例納付の「附則4条納付者リスト」には、夫の36年4月から39年3月まで3年間の期間を納付した記録は確認できるが、申立人の記録は記載されていないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から46年3月まで

私の母は、私が20歳になった昭和40年*月に、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は父母の保険料と一緒に納付してくれていた。45年10月に婚姻した後は、私が夫婦二人分の保険料を区の出張所に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間のうち、昭和40年7月から45年9月までの期間については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの期間については、申立人は、45年10月に婚姻した後は、自身が夫婦二人分の保険料を納付していたと説明するが、保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫も当該期間の保険料が未納であり、申立人及びその夫が所持する領収証書から、当該期間直後の46年4月から48年3月までの保険料は、同年12月に遡って納付されていることが確認できる上、当該納付時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、婚姻後の昭和46年2月に払い出されていることが確認できるものの、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 12 月から 51 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月から 51 年 5 月まで

私は、当時、勤務していた会社が昭和 51 年 6 月に厚生年金保険適用事業所となるまでの間、当該会社の役員が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を私の給料から差し引いて納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた会社の役員が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする会社役員から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、当該会社の事業主は昭和50年3月から51年5月までの期間が国民年金に未加入となっている上、申立人が説明する会社役員については、関連会社の厚生年金保険に加入しており、当該加入期間の前後は国民年金に未加入であるなど、当該会社役員が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶が無いと説明しており、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの期間及び43年10月から45年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年3月まで
② 昭和43年10月から45年7月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を数か月に一度、自宅に来る区役所の集金人に納付し、領収証を受け取っていた。居住地と勤務先は違う区だったが、毎回集金人と集金日を事前に打ち合わせて自宅で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付時期及び納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人は、区の集金人に数か月に一度、自宅に来てもらって申立期間の保険料を納付し、領収証を受け取っていたと説明するが、申立人が当時居住していた区では、申立期間当時には印紙検認方式による保険料の納付が行われており、納付方法が相違している。

さらに、オンライン記録及び第3回特例納付の納付者リストによると、申立人の昭和36年4月から42年3月までの保険料は、第3回特例納付により、遡って納付されることが確認できることから、当該期間については、当該特例納付時点まで、未納期間であったものと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から50年5月まで
私は、「これからは、主婦も国民年金に入らなければいけない。」という趣旨の講演を聞き、夫が転職した昭和47年6月頃に、国民年金の任意加入手続を市役所で行い、その後は国民年金保険料を毎月金融機関等で納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額及び納付方法等の記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳により、申立人が初めて被保険者となった日は、申立期間直後に任意加入した昭和50年6月28日とされていることが確認できるため、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から54年3月まで

私は、学校卒業後、厚生年金保険非適用事業所に就職したため、母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和54年9月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の保険料を納付するためには、当時実施されていた第3回特例納付及び過年度納付による以外にないが、申立人は、母親から保険料を遡って納付したとは聞いたことがないとしているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9652 (事案 7032 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から48年3月まで

私は、昭和44年3月の退職の際に、勤務先の担当者から、厚生年金保険から国民年金に切り替わることを教えられたため、退職後に、区の出張所で加入手続をした。その後は、郵送されてきた納付書で、母の分と一緒に国民年金保険料を納付してきた。母の申立期間の領収書も所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、「申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金加入手続及び国民年金手帳の受領に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、申立期間の保険料を納付書により納付したと説明しているが、当時申立人が居住している区では、昭和46年4月から納付書制度を採用しているとしており、申立期間の過半の納付方法と相違すること、申立人が現在所持している国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年3月頃の時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。」として、既に当委員会の決定に基づく平成22年3月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、新たな資料として、母親が経営していた会社の登記簿謄本の写し、総勘定元帳の写し及び母親の薬剤師免許證の写し等を提出したが、当該資料は、申立期間の保険料の納付をうかがわせるものではなく、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から49年6月まで

私は、母から国民年金の加入を勧められ、20歳のときに加入し、私が自身で又は叔母に依頼して国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその叔母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、20歳のときに国民年金に加入し、少し遅れて叔母が加入したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和50年3月に払い出され、叔母の手帳記号番号は同年4月に払い出されており、当該払出時の状況は申立人の30歳当時の状況に合致していること、申立人が所持する領収証書から、申立人は、51年9月3日に申立期間直後の49年7月から同年12月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認でき、当該過年度納付時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人及びその叔母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年11月から51年3月まで
私の兄の会社の経理担当者は、私の国民年金の加入手続をし、給与から天引きして国民年金保険料を町内会の徴収員に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄の会社の経理担当者が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする会社の経理担当者から当時の納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和51年10月以降に払い出されており、当該払出時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人と同様に会社の経理担当者が国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の兄夫婦は、申立人と同様、51年4月から保険料の納付を開始しており、申立期間の保険料は未納であること、申立人は町内会の徴収員に保険料を納付してくれていたと説明しているが、申立人が居住していた市では、徴収員制度は昭和47年度で終了していることなど、申立人の兄の会社の経理担当者が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持するオレンジ色の年金手帳以外の手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで
私は、妻と一緒に国民年金に加入し、加入後は妻が全期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその妻は、夫婦同時に国民年金に加入し、全期間の保険料を一緒に納付したはずと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間直後の昭和38年6月に払い出されているのに対し、妻の手帳記号番号は36年2月に払い出されており、申立人及びその妻の国民年金の加入手続時期が相違していることが確認できること、申立人の手帳記号番号払出時点で申立期間の保険料は過年度納付となるが、申立人及びその妻は遡って保険料を納付した記憶が曖昧であることなど、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 12 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月から 54 年 3 月まで

私の義母は、同居を始めた昭和 47 年 4 月頃に私の国民年金の加入手続を行い、自身と義父、夫及び二人の義妹の分と一緒に私の国民年金保険料を納付してくれていた。また、義母が亡くなった後は、夫が保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義母及び申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、当時加入手続及び保険料の納付をしてくれたとする義母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況を確認することができず、義母が亡くなった後に保険料を納付してくれていたとする申立人の夫は、申立期間当時の保険料の納付状況等についての記憶が曖昧である。

また、申立期間当初に婚姻するまで同居していた二人の義妹も、婚姻前の期間は国民年金に未加入であること、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 54 年 10 月に払い出されており、申立期間の保険料を納付するためには、当時実施されていた第 3 回特例納付等による以外にないが、申立人及びその夫は特例納付を行った記憶が無いこと、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに年金手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から58年3月まで

私の父は、私が短大に入学する際に、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和58年9月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在所持する上記払出時に交付された国民年金手帳以外の年金手帳を受領、所持した記憶は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年10月までの期間及び42年1月から45年9月までの期間の国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から41年10月まで
② 昭和42年1月から45年9月まで

私は、姉が病気で入院した昭和39年より前に、姉の国民年金の加入時期に少し遅れて私の加入手続を行い、国民年金保険料及び付加保険料を納付しているはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、姉が病気で入院した昭和39年より前に、姉の国民年金加入から少し遅れて加入手続を行い、加入時から年金が上乗せされる保険料を納付していたと説明しているが、姉の国民年金手帳の記号番号は44年6月に、申立人の手帳記号番号は翌年の45年10月に払い出されており、付加保険料の制度は、45年10月に開始されていることから、同制度発足前の申立期間は、付加保険料を納付することができない。

また、申立人は、郵便局で納付書により申立期間の保険料を納付したと説明しているが、申立人が当時居住していた区では、昭和45年9月以前は印紙検認方式が採られており、納付したとする方法が当時の方法と相違している。

さらに、申立人の手帳記号番号は、昭和45年10月に任意加入したことにより払い出されており、申立期間は、申立人が厚生年金保険被保険者の配偶者であったため任意加入前の未加入期間となり、保険料を納付できない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年1月まで

私の妻は、昭和49年頃に夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、その際に夫婦二人分の国民年金保険料を遡って納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、また、申立人の妻が遡って納付したとする申立人の保険料の金額は第2回特例納付及び過年度納付により納付済みの昭和44年2月から49年3月までの期間の保険料額と一致していること、申立人は、手帳記号番号が払い出された50年1月時点で40歳であり、60歳到達時まで保険料を納付したとしても、年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要な納付月数を考慮して第2回特例納付及び過年度納付を行ったものと考えられることなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、A市役所から国民年金の加入勧奨の通知をもらい、同市役所で国民年金の相談をし、国民年金の加入手続を行った。その際、同市の窓口の職員から「遡って納付できます。年金が全額もらえるようになります。」と勧められ、その日のうちに金融機関から預金をおろし、納付を勧めた同市の窓口の職員に対して国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市役所で国民年金の相談をし、国民年金の加入手続を行った。その際、国民年金保険料の納付金額を計算してもらい、同市の窓口の職員に直接納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、昭和50年10月頃に払い出されたことが確認でき、また、A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の当該払出し前後の期間を含む50年度の保険料は、51年2月に一括で納付されていることが確認でき、当該保険料の納付の時点において第2回特例納付の実施期間が終了しており、申立期間の保険料を特例納付することができない。

さらに、A市の担当職員は、「特例納付及び過年度納付は、窓口で取り扱っていなかった。」と述べている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月から 48 年 5 月まで

私の父は、私が 20 歳になった昭和 43 年頃に、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間当時、一緒に住んでいた私の母及び兄夫婦の保険料が納付されているにもかかわらず、私だけ国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿によれば、申立期間後の昭和 48 年 8 月頃に払い出されていることが確認でき、申立期間当時において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録及び申立人に係る特殊台帳によると、申立期間は国民年金に加入していない期間とされているため、申立期間は、当該払出時点において、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の父は、既に死亡しているため、当時の納付状況等を確認することができない。

加えて、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から同年12月まで
② 昭和44年1月から同年12月まで

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料をそれぞれまとめて納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳に記載された国民年金の手帳記号番号は、申立期間後の昭和51年8月14日に任意加入の手続をしたことにより払い出されている。また、申立人が所持する年金手帳は、49年11月以降に全国的に発行されたオレンジ色の表紙の年金手帳であり、申立人は、「この手帳のほかは年金手帳を所持していたことは無い。」と述べていることなどから、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間において、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であることから国民年金の任意加入の適用者となり、昭和51年8月14日より前の期間は、申立人が任意加入の手続をしていなかったことにより、未加入期間とされている。これらのことから、申立人は、制度上、当該加入手続をした時点で、当該加入手続より前の期間である申立期間の国民年金保険料を遡って納付することができない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期並びにこの保険料の納付金額及び納付方法の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月から 47 年 9 月まで
私は、昭和 39 年 4 月に結婚し、そのときに夫に勧められて国民年金に加入し、遡って国民年金保険料を納付した。その後は空かすことなくきちんと保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「結婚した昭和 39 年 4 月に国民年金に加入し、遡って国民年金保険料を納付した。」と述べている。

しかしながら、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金の手帳記号番号は、昭和 49 年 11 月頃に払い出されており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、前述の払出当時において、申立期間に係る保険料の納付の可能性については第2回特例納付の実施期間中であることから可能であるが、A区の年度別納付状況リストによると、申立期間は「未納」と記録されていることが確認できる上、申立人は申立期間に係る保険料の納付場所及び納付方法等の記憶は曖昧である。なお、当該払出しの時点で遡って過年度納付が可能であった時効期限の直前の昭和 47 年 10 月から現年度納付の法定納付期限の直前の 49 年 9 月までの期間の保険料については遡って納付されているものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から同年 9 月まで
私は、父から「督促状が来たから国民年金保険料を郵便局で納付してきた。」と言われ、領収証書も見つた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間当時、申立人に対して国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は無い上、申立人の基礎年金番号は、申立人が申立期間以前に勤務していた会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に払い出された手帳記号番号に基づいて、平成 9 年 1 月に付番されていることが確認できる。また、申立人は、「父又は母から、国民年金の加入手続をしたとは聞いていない。」と述べており、申立人も国民年金に加入手続をした記憶が無い。これらのことから、申立期間は、国民年金に加入していない期間となっており、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人が、申立期間の保険料を納付したとする申立人の父から見せてもらった領収証書に記載されていたとする金額は、申立期間の保険料額と相違している。

加えて、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料を納付したとする父は既に死亡しているため、申立期間当時の申立人の加入手続及び保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する

と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 5 月から 50 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月から 40 年 7 月まで
② 昭和 40 年 8 月及び 9 月
③ 昭和 40 年 10 月から 47 年 9 月まで
④ 昭和 47 年 10 月から 50 年 11 月まで

私は、昭和 38 年に結婚して 2 年くらい後に、国民年金の加入手続を行い、58 年に離婚するまで、国民年金保険料を未納なく毎月きちんと納付していた。申立期間①及び③が国民年金に未加入で、全ての申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、毎月、納付書により保険料を納付していたと説明するが、申立期間当時、申立人が居住していた区の保険料の納付方法は 3 か月ごとの印紙検認方式であり、当時の納付方法と異なっている。

さらに、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 50 年 12 月以降、申立人は保険料をおおむね納付していることが確認できるものの、平成 9 年 4 月 7 日に国民年金被保険者の資格記録が訂正されるまで、申立期間は、いずれも未加入期間であるため、当該記録訂正時点までは、制度上、保険料を納付することができない期間である上、当該記録訂正時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶は無いと

説明しており、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から49年3月まで
私の両親は、私が20歳になったとき、私の国民年金の加入手続きを行い、大学を卒業するまで国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、両親から当該加入手続き及び保険料の納付に関する話を聞いたことがないと説明している上、加入手続きを行い、保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、当時同居していた申立人の兄についても、両親が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたはずであると説明するが、兄の国民年金手帳の記号番号の払出しは、申立期間よりも後の平成7年5月頃であり、当時同居していた申立人の妹には手帳記号番号が払い出された記録が無い上、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時、両親から申立人の国民年金手帳を見せられ、渡された記憶は無いと説明する上、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、手帳記号番号が払い出された記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から6年3月まで

私は、平成3年3月の婚姻時に国民年金に加入し、加入前の国民年金保険料を遡って一括で納付した。その後は共済年金に加入するまで、納付書で定期的に保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は平成3年3月に国民年金に加入し、保険料を納付していたと説明しているが、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができないほか、申立人が現在所持する年金手帳は厚生年金保険の記号番号のみが記載され、国民年金手帳記号番号は記載されていないなど、申立期間当時に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、遡って一括で納付したとする保険料の納付額、納付月数及び一括納付後の保険料額等に関する記憶が曖昧であり、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、上記のような状況を覆すに足りる新たな資料の提出や具体的な説明は無いほか、申立人は平成3年3月頃に国民年金に加入し、保険料を納付していたと再度主張していたこともあって、当委員会においてオンライン記録での各種の氏名検索等により申立人の国民年金手帳記号番号及び納付状況を再度確認した結果、申立人の手帳記号番号の払出しは記録されていないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで
私は、昭和51年頃1年ほど勤めた会社への入社時に、国民年金保険料を納付してくれると聞き、退社時に年金手帳を受け取った記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和51年頃に勤めていたとする会社が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、当該会社の従業員名簿では、申立人は51年1月16日に入社し、同年12月25日に退社していることが確認できるものの、同名簿の「国民年金記号番号・資格取得喪失年月日」欄には申立人の国民年金資格の得喪に関する記載が無い。

また、当該会社は、申立期間当時、各所属長が勤務実績などから社員の国民年金保険料の納付の取扱いを決めていたと説明しており、会社が社員の保険料を国民年金事務組合に納付していたことは確認できるものの、申立人の上記名簿には得喪に関する記載が無いことから、申立人の保険料を当該会社が取り扱っていなかったと考えられるなど、当該会社が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9679 (事案 5342 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 10 月から 15 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 10 月から 15 年 3 月まで

私は、平成 14 年 10 月に区役所国民年金課に出向き、申立期間の国民年金保険料 6 か月分を一括で前納し、その半年後に国民年金の被保険者資格を喪失する手続を済ませたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は半年分の保険料を一括納付したとする保険料額及び納付方法等に関する記憶が曖昧である上、申立人は、被保険者資格を平成 14 年 10 月 4 日に喪失しており、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付できない期間であること、申立期間の保険料を納付していたとすれば、過誤納還付処理が行われるがその事実は認められないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 8 月 26 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、申立人の本人口座普通預金元帳の平成 14 年 9 月 2 日から同年 10 月 31 日までのコピーを新たな資料として提出し、当該口座普通預金元帳には 14 年 9 月 17 日に 10 万円を銀行窓口で引き出したことが記録されており、当該日に国民年金の口座引落を停止すると同時に、半年分の保険料として 10 万円を引き出していることが裏付けられると主張しているが、本人口座普通預金元帳の 14 年 4 月から 15 年 3 月までの期間に 5 万円から 10 万円までの窓口での出金が 5 回あり、14 年 9 月 17 日に引き出された 10 万円が保険料の納付に当てられたと特定することはできないため、この資料が委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料とは認められず、その他に委員会の当

初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から48年10月まで
私は、23歳頃に母から「国民年金に加入しておいたよ。」と聞いたことがあるので、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成6年8月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、母親から自身の国民年金手帳を受け取った記憶が無く、申立人が現在所持している手帳以外の手帳の記憶は無いと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 1 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 平成 2 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社（現在は、C社）に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間①及び②についてそれぞれ勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録により、当該期間の一部を含む昭和 60 年 3 月 1 日から同年 10 月 31 日までA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 61 年 4 月 1 日であり、申立期間①当時は適用事業所にはなっていない。

また、申立期間①当時の事業主は既に死亡しており、資料も保存されておらず、さらに、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に同社の被保険者全員が資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、C社の回答によると、申立人は平成 2 年 9 月 11 日から同年 11 月 20 日までB社に在籍していたことが認められる。

しかし、C社は、「本人希望の営業職社員となるためには、資格の取得が前提であるため、入社後は企業内関連研修を 1 か月程度受講させる。申立人の場合には、平成 2 年 10 月 1 日に営業職の正規社員として登用され、同日以後同年 11 月 21 日までの間、厚生年金保険に加入していた。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 6 月 26 日から同年 7 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成 4 年 6 月 30 日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった申立人の「退職届」には、申立人の同社における退職日は平成 4 年 6 月 25 日と記録されており、従業員からは月末までの勤務実態について供述が得られないことから申立期間の勤務が確認できない。

また、申立人が主張している金融機関の給与の振込記録について、A社は、「給与が毎月 20 日締めであることから、申立人の平成 4 年 6 月 21 日から同年 6 月 25 日までの勤務に対する給与及び退職金の振込記録であると思う。」と回答している。

さらに、B厚生年金基金から提出のあった申立人に係る加入記録はオンライン記録と一致しており、申立期間の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から同年8月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた従業員の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、当時の書類が無いため、厚生年金保険料の控除等について不明であると回答しており、また、回答のあった従業員から、同社における厚生年金保険の取扱いについての供述は得られない。

さらに、A社は、B厚生年金基金及びC健康保険組合に加入しているが、申立人に係る加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 9 月 1 日から 17 年 9 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低く記録されている。同社は、報酬月額を誤って届け出たとして事後訂正の届出を行ったが、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の記録となっているので、訂正後の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたが、同社は、平成16年9月の定時決定に誤りがあるとして、年金事務所に対し訂正の届出を行い、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の22年8月4日に、28万円に訂正されている。

しかし、申立期間は、時効により保険料は納付できず、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の26万円となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出のあった申立期間の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳では、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

このほか、申立人の主張する厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び

周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月1日から41年1月1日まで
② 昭和41年1月1日から同年4月1日まで
③ 昭和41年4月1日から44年10月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間①及び③について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を受給していないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

また、申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無いことを知ったが、昭和39年10月1日から引き続きA社（現在は、B社）に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③については、申立人は脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の当該期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和44年11月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②については、B社から提出された在籍資料により、申立人が当該期間もA社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、厚生年金保険の被保険者期間と雇用保険の加入記録は符合しており、B社は、厚生年金保険と雇用保険の得喪年月日については、同一年月日で手続をしていた旨回答している。

また、当該事業所は、「営業職員は、成績により嘱託に変更する取扱いがあった。嘱託の期間は、厚生年金保険に加入させていないし、厚生年金保険料の控除はしていない。」と回答している上、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同時期に被保険者資格を喪失し、再度資格を取得している者が17名確認でき、そのうち連絡が取れた同僚は、「営業職員は営業成績により嘱託に変わった。嘱託になると、健康保険証も返却した。」と回答している。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 13853 (事案 8042 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月21日から38年11月17日まで

私は、申立期間の事業所を退職するときに会社から脱退手当金について説明を受けたが、受給することを断った上、脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった記憶が無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしいと第三者委員会に申し立てたが、認められなかった。

しかし、前回の調査結果に納得ができないので、改めて審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年11月17日の前後約2年以内に資格喪失した者28名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、27名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち24名が資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和39年4月8日の直前の同年2月15日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする平成22年3月31日付け通知が行わ

れている。

今回、申立人は、脱退手当金を受給していないので、審議内容に納得できないと再度申し立てている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあつせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後約2年以内に資格喪失した者28名中27名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち24名が資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていること、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されていること、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後に支給決定されているなど、むしろ申立期間についても脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年8月1日から38年12月1日まで
② 昭和38年12月1日から40年7月15日まで

数年前に年金記録の通知が来たので、記録を確認したところ、申立期間①及び②について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、脱退手当金の制度を知らない上、受給した記憶も無いので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、「脱手」表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の申立期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和40年10月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 13855 (事案 2634 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から43年10月30日まで
私は、申立期間前に勤務していたA社を退職後には、脱退手当金を受給したが、申立期間については、脱退手当金を受給していないので、申立期間の支給記録を取り消してほしいと第三者委員会に申し立てたが、認められなかった。
しかし、前回の調査結果に納得ができないので、改めて審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前の被保険者期間の脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無いこと、ii) 申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、オンライン記録上、申立期間とそれ以前の期間を基礎として、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和44年1月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬこと、iii) 申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする平成21年7月8日付け通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の脱退手当金は受給していないと再度申し立てている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせん」に当たっての基本方針（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっている

が申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記されており、申立人が受給したとするA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該「脱」表示が無いこと、申立人が受給したとするA社の被保険者期間と申立期間を基礎として支給額が計算されていること、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和44年1月21日に支給決定されているなど、むしろ申立期間についても脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月6日から40年1月1日まで
平成20年4月に、ねんきん特別便が届き、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、脱退手当金の制度を知らない上、受給した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和40年1月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月頃から 45 年 8 月頃まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚及び元従業員の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中において同社の営業部に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、昭和 43 年 9 月 1 日から 45 年 7 月 17 日までとなっており、申立期間のうちの一部期間は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない期間であることが確認できるほか、事業主は既に亡くなっていることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社総務部の元従業員によると、従業員の中には歩合給のウエイトが大きかったため、給与の手取り額を多くしたいとする一部の者は健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していなかったと供述をしており、申立人も雇用保険には加入していなかったと供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、同社に勤務していたとする同僚の被保険者記録が確認できないほか、同名簿から、申立期間内に被保険者資格を有し、所在が判明した同僚を含めた元従業員 17 名に照会したところ、10 名が申立人を記憶していたが、これらの者から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除がうかがえる供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生

年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間も、同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立期間を含む平成 11 年 3 月 21 日から 15 年 10 月 31 日まで、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 11 年 6 月 1 日であり、申立期間は同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、申立期間当時、A社の顧問をしていた会計事務所やA社の親会社とされるB社のいずれにも、申立期間当時のA社に関する資料は保管されていない上、当時の状況について記憶している者がいないことから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、A社の事業主は申立人に関する記憶は無いと供述している上、申立期間において、同社には申立人以外に従業員がいなかったため、当時の申立人の勤務状況及び同社における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人から提出されたA社からの給与振込口座の預金通帳の写しによると、平成 11 年 4 月 26 日以降、同社から給与が振り込まれていることが確認できるが、当該振込額から保険料控除額を推認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に係る給与明細書を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務していたと主張している。

しかし、A社が提出した執行役員退任届（申立人の署名捺印有り）によると、申立人は平成 16 年 6 月 29 日付けで同社の執行役員を退任する旨の届出を同社に提出したことが確認できる上、同社は、申立人は同年 6 月 29 日に離職し、厚生年金保険の資格喪失日は同年 6 月 30 日であると回答している。

また、申立人は、「申立期間当時、A社の給与からの厚生年金保険料の控除は当月控除であり、支給日の変更もあった。」と供述しているが、A社は、「給与支払日は、取締役就任時（平成 7 年 6 月 28 日）に 25 日から 15 日に変更となったが、厚生年金保険料の控除は翌月控除のまま変更は無かった。」と回答していることから、申立人が提出した給与明細書（平成 16 年 6 月 15 日支給）の厚生年金保険料は平成 16 年 5 月分であったと推認できる。

さらに、申立人のB厚生年金基金における資格喪失日及びC健康保険組合における資格喪失日は、平成 16 年 6 月 30 日と記録されており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人は厚生年金保険被保険者資格の喪失日と同日の平成 16 年 6 月 30 日にC健康保険組合の任意継続被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月25日から10年10月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたと記憶しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、平成9年3月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所になっていない上、同社の事業主は、「当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保管していないため、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することはできないが、当時はA社の経営状況が悪く厚生年金保険料を負担することが困難であったため、厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続きを行った。従業員には、厚生年金保険被保険者資格の喪失に関する説明を行い、納得してもらったと認識しており、従業員が厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に給料から厚生年金保険料を控除するようなことは無かった。」と供述している。

また、厚生年金保険被保険者資格喪失日が申立人と同日である従業員の一人は、厚生年金保険から国民年金に切り替えるよう会社から説明を受けたと回答している上、当該従業員から提出されたA社が説明の際に配布した資料から、平成9年3月24日に同社が従業員に前述の説明を行ったことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、当該従業員がA社における厚生年金保険被保険者資格喪失後の平成9年4月から10年9月までの期間については、国民年金保険料の納付済期間となっている。

加えて、オンライン記録から申立人の健康保険被保険者証が平成9年4月11日に回

収めたと記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 12 日から 45 年 1 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和 44 年 5 月 12 日から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が記憶していた同僚の供述から、申立人が昭和 44 年 5 月 12 日からA社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は既に解散し、申立期間当時の事業主は死亡しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社における申立期間当時の社会保険事務担当者は、「当社は、試用期間として臨時職員の期間を定め、その間は厚生年金保険に加入させておらず、上司（工場長）からの申請で同社B課に提出され、事務部長に上申、決裁を受けた後、一般職となると厚生年金保険に加入させていた。」と供述していることから、同社では、申立期間当時、従業員を採用後、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがわれる。

さらに、申立期間当時の上記以外の社会保険事務担当者は、「申立人の厚生年金保険の未加入期間に関して、当該期間は見習期間（試用期間）だったと思う。厚生年金保険料は控除していなかったと思う。」と供述している。

加えて、上記同僚は、申立人と同様、昭和 44 年 5 月 12 日にA社に入社した旨供述しているが、当該同僚の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人の同社における資格取得日と同日の 45 年 1 月 1 日となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 12 日から 40 年 9 月 30 日まで
A幼稚園に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同園に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A幼稚園の園長の親族は、期間は定かではないが申立人が同園で勤務していたとしている。

しかし、A幼稚園は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、A幼稚園の園長は既に死亡している上、申立人は、当時の同僚二人の姓を記憶しているが、その連絡先は不明であり、これらの者から、同園における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 1 日から 49 年 7 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の事業主及び申立期間当時に A 社で勤務していた同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 62 年 7 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B 社は、「申立期間当時、A 社は厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答しており、事業主、同社の取締役及び同僚は、申立期間は国民年金の保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月31日から同年9月1日まで
厚生年金保険の加入記録によれば、A社（現在は、B社）の社内診療所にC職として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、平成3年8月31日まで勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録では、申立人のB社における離職日は平成3年8月30日と記録され、申立期間の勤務が確認できない。

また、B社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳では、資格喪失日が平成3年8月31日と記録されている上、健康保険組合の提出した健康保険喪失・削除証明書に記載のある資格喪失日も同日であることが確認できる。

さらに、B社は、平成3年8月31日は土曜日であることから、申立期間当時、申立人の勤務する診療所は休業日であり、申立人の勤務形態は定時社員（アルバイト）であったことから、最終出勤日の同年8月30日を退職日としたのではないかとしており、退職月の保険料は給与から控除していないとしている。

このほか、申立人の申立期間における事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 13894 (事案 2391 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から 42 年 2 月まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社で勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと申し立てたが、同社での勤務が確認できないなどの理由から認められなかった。新たに、同社から交付された失業保険被保険者証を提出するので、再度調査し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の加入記録が確認できない上、B社は申立期間当時の人事記録等の資料は廃棄しており、また、A社の元事業主、同僚及び複数の従業員はいずれも申立人について記憶が無いとしていることから、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。さらに、元従業員は、当時のA社では臨時従業員が40人から50人程度勤務し、厚生年金保険の加入については個人によって違っていたとしていることから、既に当委員会の決定に基づく平成21年6月24日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、今回、申立人は、A社から交付された失業保険被保険者証が出てきたとして再申立てを行っている。

そこで、公共職業安定所に申立人の雇用保険の加入記録を改めて照会したところ、申立人は、A社に昭和40年9月10日から同年12月25日まで勤務していたことは確認できるが、申立期間における勤務を確認することができない。

なお、元事業主、同僚及び複数の従業員は、いずれも申立人を記憶していないことから、申立人の勤務形態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

これらのことから、申立人が再申立ての理由としている事情は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他、委員会の当初の決定を変更すべき新

たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が下がっている。給料は毎年ベースアップしており、下がったことはない。昇給通知書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給料が下がったことが無いのに申立期間の標準報酬月額が下がっているの
で訂正してほしいと申し立てているが、B社は、「法定の保管期間を超過しているため、
申立期間当時の厚生年金保険料の控除額を確認できる資料を保管しておらず、当時の経
理担当者は不明であり、詳細を把握できない。」と回答している上、申立人及びA社の
元同僚等も給与明細書等を保有していないため、申立人の主張する標準報酬月額に基づ
く厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬
月額、昭和 51 年 10 月の定時決定で 19 万円、52 年 10 月の定時決定で 18 万円と記録
されているが、同年 10 月の定時決定の処理は同年 8 月 8 日に行われていることが確認
でき、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

また、申立人の申立期間より後の標準報酬月額の記録は、昭和 53 年 4 月の随時改定
により 20 万円に変更されているところ、申立人から提出された昇給通知書により、A
社では毎年 1 月に昇給していることが確認でき、当該随時改定の基礎期間となる同年 1
月から同年 3 月までの固定的給与の引上げにより、事業主は社会保険事務所 (当時) に
当該変更の届出を行ったものと考えられる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控
除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がそ

の主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 8 月 31 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。専門学校で知り合った友人の紹介で同社に入社し、通学しながら正社員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の当時の事業主は、「正社員であれば面接したはずなので覚えていると思うが、申立人のことを記憶していない。通学しながら勤務していたということから、正社員ではないと思う。厚生年金保険には正社員のみ加入させる取扱いであったはずである。」と供述している。

また、申立期間にA社に勤務していた従業員に申立期間の勤務状況を確認したところ、複数の者が、「通常午前 10 時から午後 8 時までの勤務であり、午後から勤務していた正社員はいなかった。」と回答している。

加えて、申立人を紹介した同僚は、「私も申立人も、朝から午後 2 時頃まで学校に行き、午後 3 時から午後 8 時までの勤務だった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 5 月 1 日から 17 年 10 月 1 日まで

A社の海外現地法人に駐在した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が契約した手当額と相違している。契約書及び給与支給明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかし、給与支給明細書により、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社健康保険組合から提出のあった申立人の同組合における加入記録により、申立期間の同組合における標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から11年10月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬月額と相違している。平成11年分年末調整明細表及び同社から渡された賃金台帳兼源泉徴収簿を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった賃金台帳兼源泉徴収簿により、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、年末調整明細表における社会保険料額も上記源泉徴収簿において確認できる社会保険料の合計額と一致している。

さらに、A社は、「当時の資料及び平成9年以前の賃金台帳は保存していないが、標準報酬月額の手続については、厚生年金基金及び健康保険組合を含め適切に行っていた。」と回答しているところ、申立人に係る厚生年金基金及び健康保険組合における標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、申立期間当時の定時決定は、通常では各年5月から7月までの3か月間に実際に支払われた給与の総額を3で除して得た額を標準報酬月額等級表の範囲に当てはめて決められているが、上記源泉徴収簿において確認できる各年の5月から7月までの給与支給額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、当該定時決定の処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月から27年7月まで

A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。知人の紹介で同社の面接を受け、面接には妹が同行した。同社には電話交換手として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間にA社に勤務していたとしているが、同社は、「昭和37年以前の人事記録の資料は無く、当時の状況を知る者も在籍していないため、申立人の雇用実態及び厚生年金保険の加入の取扱いについては不明。」と回答している。

また、A社への入社を紹介したとする知人は既に死亡しており、申立人の妹は面接に同行したことは記憶しているものの、申立人の勤務期間等については記憶していない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に勤務した複数の従業員に照会したところ、10人から回答があったが、申立人を記憶している者がいなかったことから、申立人の勤務実態及び同社における厚生年金保険の加入の取扱いを確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 13916 (事案 6998 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 8 月 2 日から 25 年 7 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、保険料控除が確認できないなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、使用される者として弟と同じように勤務しており、判断に納得できないため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の兄である事業主及び申立人は、昭和 23 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 8 月 2 日に資格を喪失しているが、申立人の弟は、同年 8 月 1 日に被保険者資格を取得し、申立期間も継続して被保険者となっていることが確認できる。

このことについて、A社の事業主は、「同社において、申立期間当時に自身は代表取締役役に就任し、弟（申立人）は取締役になった。もう 1 名の弟は工場長で取締役ではなかった。厚生年金保険には、申立期間当時は会社役員であることから加入できなかったかもしれない。厚生年金保険の加入資格について社会保険事務所（当時）から難しい話があったような気がする。」と供述している。

また、A社の当時の事業主は、同社に係る申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できる資料を保管していないことから、申立人に係る保険料の控除を確認することができないとしている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる 21 人の従業員については、死亡、連絡先不明等のため、これらの従業員から申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 2 月 24 日付けで年金記録の訂

正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料等を提出しておらず、申立期間に使用される者として申立人の弟と同じように勤務していたと主張しているのみである。

これらのことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から32年9月6日まで
厚生年金保険の記録によると、A省（現在は、B省）に勤務していた申立期間の加入記録が無い。申立期間は同省に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B省C局長の在職期間証明書から、申立人は、昭和24年4月1日から25年12月9日まではA省雇、同年12月10日から32年9月6日まではA技官として勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、A省は昭和29年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、24年4月1日から29年3月1日までは厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、国家公務員共済組合連合会は、「申立人が非現業の雇員として勤務した昭和24年4月1日から同年9月30日までは国家公務員共済組合法（旧法）適用前の期間のため、年金制度の適用は無く、同年10月1日から25年12月9日までは同法の期間であり、当時6か月以上期間があれば退職時に旧法による退職一時金が支給されているものと思われるが、当会の保有するデータには該当者がいないため、確認ができなかった。同年12月10日から32年9月6日までは恩給法の適用を受けた期間のため、当会には資料が無い。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月21日から40年2月1日まで
A病院（現在は、医療法人B会）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同病院に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院の複数の同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人が申立期間に同病院に勤務したことは推認できる。

しかし、医療法人B会は、申立人の在籍を確認できないとしており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A病院で看護婦として勤務したとしており、同様の職種の同僚8人を記憶している。この8人について、同病院に係る事業所別被保険者名簿を調査したところ、5人は厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、ほかの3人は被保険者記録が確認できないことから、当時、同病院では、従業員全員を厚生年金保険に加入させる手続を行わなかったことがうかがえる。

さらに、上記の事業所別被保険者名簿において、A病院が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年7月1日から申立期間を含む42年12月までの健康保険証の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。中学を卒業した直後から同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主は所在が不明であり、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったときの事業主は申立人の在籍を確認できないとしていることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶していない。そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間に被保険者資格を取得した従業員10人について調査したところ、二人は死亡しており、7人は所在が不明であり、住所が判明した一人は申立人を記憶していなかったことから、これらの者から申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿における申立人の被保険者資格取得日は全て一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月1日から同年10月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の社長から引き抜かれ、昭和49年8月1日から本採用として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保管する雇用保険被保険者資格喪失確認通知書及び従業員名簿では、申立人の同社における入社日は昭和49年10月1日と記録されており、申立期間の勤務が確認できない。

また、A社では、「申立期間当時のことは、必ずしも明らかではないが、当社で提出した資料から、申立人が雇用保険の資格取得日以前に入社したことは考え難い。また、申立期間当時には、試用期間は設けておらず、入社と同時に雇用保険及び厚生年金保険を両者一体で加入させていたと思う。」と回答している。

さらに、A社で昭和46年から48年に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の元従業員に係る雇用保険の資格取得日を確認したところ、厚生年金保険及び雇用保険の資格取得日がいずれも一致していることが確認できる。このことから、同社では入社と同時に厚生年金保険及び雇用保険の資格取得の手続を一体で行っていたことがうかがわれる。

加えて、A社が加入するB厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員資格取得届において、申立人の資格取得日は昭和49年10月1日と記録されており、オンライン記録の資格取得日と一致している。

また、公共職業安定所に照会したところ、「日付の特定はできないものの、申立人が申立期間に求職の申込みをしていることが確認できる。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月から同年12月まで

A社で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社で勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年9月頃、A社に入社し、B県にある原子力発電所に派遣され、原子炉の保守の業務に従事していたとしている。

しかし、A社では、「申立人の申立期間における資料が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明。」と回答している。

また、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録も確認できないことから、申立期間に厚生年金保険の被保険者である元従業員及び申立期間の始期である昭和55年9月に被保険者資格を取得している元従業員75名に照会し、53名から回答を得たが、申立人が申立期間に同社で勤務していたことを記憶している者はいなかった。

一方、申立人が申立期間以後に勤務した事業所から提出された労働者名簿には、昭和55年8月から58年3月まで他の事業所で勤務していたことが記載されており、また、別の事業所から提出された申立人の履歴書には55年6月から56年11月までの期間について職歴の記載が無い。

また、A社から親会社に出向した元従業員で、上記原子力発電所で建設及び修理業務の監督代行を務めていた者は、「原子炉の保守に従事する者は短期勤務として採用されていたことから、社会保険に加入していない者がほとんどであったはずである。」と供述している。

さらに、現在のA社総務部の役職者は、「申立人が勤務していたとする現場での業務は、当該業務がいつまで継続するか不透明であったことが考えられる。したがって、申立期間が3か月程度であれば、正式な雇用契約をせず、社会保険に加入する前に業務が

終了してしまった可能性がある。」と供述し、申立期間に同社で厚生年金保険の被保険者であった元従業員は、「同社では短期で退職する社員が多く、社会保険の加入手続きをすぐに行わないという話を聞いたことがある。また、同社では3か月程度の試用期間があったと思う。」旨回答している。

加えて、監督代行を務めたとする上記元従業員が出向していた親会社に照会したが、同社では、「申立期間に係る申立人の資料は無く、申立人の勤務実態等については不明である。」と回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月17日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和46年3月31日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社の従業員のうち住所が判明した従業員47人に照会し、34人から回答があり、3人の従業員が、「申立人を知っている。」と回答している上、そのうちの一人からは、「申立人は昭和46年3月頃まで勤務していた。」と回答があったことから、申立人は、勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は昭和46年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間の一部において適用事業所ではないことが確認できる上、当時の事業主は所在不明であり、また、上記の従業員の回答から社会保険事務担当者とされた従業員は、「私は、社会保険業務は担当していなかった。誰が担当していたか覚えていない。」と供述していることから、申立期間当時の申立人の勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人が同僚として名前を挙げた従業員からは供述が得られず、複数の従業員は、「厚生年金保険の資格喪失後もA社に勤務したが、給与をもらっていなかった。」と回答しており、申立期間当時の保険料控除を裏付ける資料は得られなかった。

なお、申立人のA社における被保険者原票によると、申立人の資格喪失日は昭和46年1月17日で、厚生年金保険進達記録欄には、喪失届が同年1月25日と記載されており、同日に健康保険証が社会保険事務所（当時）へ返納されていることが確認できるほか、144人の従業員全員の被保険者原票の資格喪失日も確認したが、資格喪失手続に遡

及処理等の不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 2 月から同年 8 月まで
② 昭和 40 年 4 月から同年 9 月まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。A社では案内広告の営業職として勤務し、B社では営業、主に集金業務を担当していた。各社に勤務したことは確かであり、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社において、申立人と同職種で勤務していた従業員は、「時期は分からないが、同じ営業をしていた従業員の中に、申立人の氏名を記憶している。」と供述していることから、申立人が同社に勤務していたことはいくらかは分かる。

しかしながら、A社は、「当時の資料が無く、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除については確認することができない。また、創業者も含め、当時の役員数名にも可能な限り聞き取りをしたが、申立人を記憶している者はおらず、厚生年金保険の取扱いについても分かる者がいなかった。」と回答している。

また、申立人が名字のみ挙げた同僚3人のうち二人は、申立人を記憶しておらず、残りの一人からは回答が得られない上、回答のあったうちの一人は、「自分の入社時期をはっきり記憶していないが、試用期間が3か月ほどあり、試用期間中は厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間①当時の従業員 85 人のうち、加入期間6か月以上で住所の判明した従業員 28 人に照会したところ、13 人から回答があり、7人は、「A社では試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述しており、自身の入社時期を記憶していた5人

について、上記被保険者名簿から厚生年金保険の資格取得日を確認したところ、入社後2か月から6か月程度経過後に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できることから、同社では、申立期間①当時、従業員を採用後すぐに厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

加えて、上記被保険者名簿には、申立期間①に健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社の入社から退社に至る経緯及び同社での業務について詳細に供述し、同社における同僚3人の名前を記憶していることなどから、同社の業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、昭和40年12月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は死亡しているため、申立期間②当時の、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が名字のみ挙げた同僚3人のうち一人は、申立人を記憶しておらず、二人は連絡先不明のため、申立人の勤務状況等について確認することができない。

一方、B社に係る事業所別被保険者名簿では、昭和39年9月以降に厚生年金保険の資格を取得した者はおらず、40年4月1日現在の被保険者10人のうち、同年12月30日に資格を喪失した一人を除く9人全員が、同年4月11日付けで資格を喪失していることが確認できる。

さらに、上記の被保険者名簿から、B社において厚生年金保険の資格を取得したことが確認できる従業員43人のうち、住所が判明した従業員22人に照会したところ、15人から回答があったが、申立人を記憶している者はいなかった。

加えて、昭和40年4月11日付けで厚生年金保険の資格を喪失している従業員9人のうち、回答の得られた5人全員が、「昭和40年4月頃は、会社が事実上倒産状態となっており、その頃に新しい従業員が入社して来た記憶は無い。」と供述しており、うち一人は、「厚生年金保険の資格を喪失した後も、1か月くらい残務整理のため勤務していた。ほかにも二人から3人の従業員がいたと記憶しているが、申立人の氏名は記憶に無い。」と供述していることから、申立人が申立期間②当時に厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月1日から13年12月1日まで
代表取締役としてA社を経営していたが、平成13年頃から経営不振となり、社会保険料を滞納し保険料の納付ができなくなった。申立期間の標準報酬月額が遡って減額されているので、当初の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成11年12月から12年9月までの期間は59万円、同年10月から13年11月までの期間は62万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成13年12月1日）の後の同年12月5日付けで、11年12月に遡って、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円に減額処理されていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本により、上記減額処理が行われた当時、申立人はA社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成13年頃からA社は経営不振となり、社会保険料の滞納があった。社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続を自ら行った。」と供述している。

さらに、A社の会計顧問担当者は、「申立人が、社会保険事務所から、自分の標準報酬月額を減額する旨の説明を受けていたことを記憶している。また、当該処理により滞納保険料の不足額を補ったことを申立人に説明した。」と供述していることから、上記減額処理に申立人が関与し、同意していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人はA社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与し、同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月1日から63年10月1日まで
ねんきん定期便で標準報酬月額を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に受け取った報酬額より低くなっていることが分かった。会社は手続の誤りを認めたが、時効により訂正できないので、一時金で補てんしたいということであった。しかし、年金事務所で相談すると、第三者委員会で認められれば、本来の標準報酬月額に戻せるということだったので、今回申し立てることにした。調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、昭和63年1月から同年9月までについては、B社から提出のあった同年1月から同年9月までの給料支給明細書により、報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人の主張どおりオンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和62年10月から同年12月までについては、当該期間の給料支給明細書は、B社及び申立人は保管していないことから、申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料が控除されていたことを確認することができない。

なお、事業主は、申立人の資格取得時の標準報酬月額を誤って本来の報酬額より低額

で届け出たことを認めている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 11 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 44 年 7 月 21 日から同年 12 月 31 日まで
③ 昭和 46 年 3 月 1 日から同年 7 月 25 日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間①及び②並びにB社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間は、間違いなく両社に勤務をしていたので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A社に当該期間を含め昭和 43 年 3 月 11 日から 44 年 12 月 31 日までの間、継続して勤務していた旨申し立てしているところ、同社が保管する同年 7 月 17 日付けの申立人作成の退職届では「43 年 4 月より 44 年 7 月まで 1 年と約 4 か月貴社にて勤務」、「自己都合により、7 月 20 日をもって退職させていただきます。」と記載されていることが確認できる。

また、A社が保管する同社の昭和 44 年 7 月 21 日付け「発令通知」において、申立人は依願退職した旨の記載が確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録においても取得日が昭和 43 年 4 月 1 日、離職日は 44 年 7 月 20 日であり申立期間①及び②の勤務が確認できない。

次に、申立期間③について、申立人は当該期間についてB社に勤務したと申し立てているが、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人が記憶する当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の当該期間における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、B社に昭和 35 年に入社し、58 年から同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる 61 年 11 月 13 日まで事業主であった者は、「申立人について記憶がはっきりとしないが、当社業務の内容から半年から 1 年くらいの勤務では仕事にならず、申立人は見

習か、試用期間だったのではないか。」と供述をしている。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿により申立期間③当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に、申立人の勤務について照会したところ、連絡の取れた5名はいずれも申立人を記憶しておらず、そのうちの2名は「入社して一定期間経過後に厚生年金保険に加入した。」旨供述しており、他の3名は「試用期間があったかは覚えていないが、自分の厚生年金保険加入時期については、いつからであったか覚えていない。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月1日から36年11月30日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の解散時の事業主の供述から、期間までは特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記事業主は、「申立期間当時の事業主及び社会保険担当者は既に死亡しており、申立期間の資料を保管していないことから、申立人の厚生年金保険の加入状況等について不明である。」旨回答している。

また、申立人は4名の同僚を記憶しているが、2名は連絡先が不明であり、1名は既に死亡しており、1名は照会したが回答が得られず、申立人の勤務や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。なお、上記同僚のうち1名は、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人が同社を退職したとする時期の後に被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社においては、入社から相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことが推認される。

さらに、上記被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員は、申立人のことは記憶に無い旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月1日から39年10月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは間違いないので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、親族が経営する4店舗を母体としたA社において経理及び社会保険事務を担当していた申立人の妻の供述により、申立人が申立期間に同社従業員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、現在の事業主は、申立期間当時の資料を保管していない旨供述しており、当時の事業主は既に死亡しているため供述が得られないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は昭和38年5月1日に被保険者資格を喪失し、39年10月1日に再度被保険者資格を取得した記録が確認でき、さらに、それらの記録には、それぞれ届出の受理番号が記録されていることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号及び健康保険番号は、最初に被保険者資格を取得した昭和35年8月22日と2度目に資格を取得した39年10月1日とでは、それぞれ異なった番号となっていることが確認できる。

これらのことから、社会保険事務所（当時）における被保険者資格の喪失及び取得に係る手続に不自然な事務処理が行われたことはうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 41 年 12 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 38 年 4 月 1 日に同社に入社したことを記載した日記を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された日記及びA社の当時の同僚の供述から、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和 41 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、A社の当時の事業主は、既に死亡しており、当該事業主の妻は、申立期間当時、同社の業務に関わっておらず、当時の資料は何も無いため分からない旨供述している。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 41 年 12 月 1 日付けで、申立人とともに被保険者資格を取得した 10 人のうち、連絡の取れた 3 人からは、申立期間における申立人の保険料控除をうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月頃から6年6月頃まで
② 平成6年10月頃から8年1月5日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたのは確かなので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に平成4年6月頃に再入社し、デザイナーとして2年間ぐらい勤務したと主張している。

しかしながら、A社の元事業主は、申立人が再入社したことは記憶しているものの、申立人の勤務状況について記憶しておらず、また、複数の元従業員が、申立人を記憶しているものの、申立人の申立期間①における勤務状況について記憶している者はいない。

また、元事業主は、A社では正社員のデザイナーと契約社員のデザイナーがおり、契約社員のデザイナーは厚生年金保険に加入させていなかったと供述していることから、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

申立期間②について、申立人は、B社に平成6年10月頃から8年9月20日まで勤務したと主張しているところ、雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間のうち、7年9月4日から8年9月20日まで同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社の元事業主は、申立期間当時の従業員採用等について、入社後の3か月間は契約社員として、その後、正社員契約を結び厚生年金保険に加入させており、同保険に加入するまでは保険料を控除していなかったと供述するとともに、申立人について、採用時の状況を記憶しており、平成7年9月4日に契約社員として採用し、8年1月に厚生年金保険に加入させたと供述している。

また、B社の複数の元従業員が、同社には3か月の試用期間があったと供述しており、その供述する入社月は、厚生年金保険の被保険者資格取得日より3か月くらい前となっている。

なお、申立人は、厚生年金保険に加入していないときは、手続が遅れることはあっても国民年金に加入していると供述しているところ、オンライン記録によると、申立人は、両申立期間において国民年金に加入し、その保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月 1 日から 38 年 5 月 31 日まで
② 昭和 38 年 6 月 5 日から 42 年 6 月 30 日まで

A社から派遣社員として、B社に勤務していた申立期間①及びC社（現在は、D社）に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両期間とも勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社から派遣社員として、申立期間①についてはB社に、申立期間②についてはC社に勤務していたと主張しているところ、A社に係る事業所別被保険者名簿から照会した各申立期間当時の複数の従業員は、同社から、申立人とは異なるそれぞれ別の事業所に派遣されて勤務していたため、申立人を記憶していないとしている。

また、申立期間①については、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から照会した申立期間①当時の複数の従業員は、申立人を記憶していないとしている。

一方、申立期間②については、申立人から提出されたA社の身分証明書及びC社の複数の従業員の供述から、申立人が、申立期間②において、A社の派遣社員としてC社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の連絡先は不明であることから、申立人の両申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の元従業員の一人は、入社時に、事業主から社会保険に加入するかしないかの説明があったと供述していることから、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿の被保険者整理番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然さは見られない。

なお、申立期間②について、D社の総務担当者は、申立人は、A社からの派遣社員であり、C社の厚生年金保険には加入していなかったと供述している。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月22日から40年5月まで
② 昭和42年6月から49年12月まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたのは確かなので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和38年4月1日から40年5月までA社に継続勤務したと主張している。

しかしながら、A社が保存している健康保険台帳によると、申立人の被保険者資格の取得日は、昭和38年4月1日で、喪失日は同年10月21日と記載されており、社会保険事務所（当時）の同社に係る事業所別被保険者名簿の被保険者記録と一致していることが確認できる。

また、申立人が同じ頃に退職したとして名前を挙げた同僚は、申立人の方が先に退職し、申立人はA社に1年も勤務していなかったように思うと供述している。

さらに、A社の従業員に照会したところ、複数の従業員が申立人を記憶しているものの、申立人が申立期間①に勤務していたことを記憶している者はいなかった。

申立期間②について、申立人は、昭和42年6月からB社のC店に再入社し、49年12月まで勤務したと主張している。

しかしながら、申立人が記憶している申立期間②における上司は、申立人を記憶しているものの、申立期間②にはC店ではなく、別の事業所に勤務しており、申立人が申立期間②にC店に勤務していたかどうかは不明であると供述しており、また、B社の現在の総務担当者は、保存されている申立期間②当時の社会保険関係資料には申立人に係る記録は無いと供述している。

また、B社に係る事業所被保険者名簿から複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間②に勤務したとするC店の元従業員からの回答が無く、申立人の申立期間②における勤務実態について確認することができない。

なお、上記被保険者名簿の被保険者整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年頃から 38 年頃まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間当時、A社における実質的な事務担当者であった元従業員（事業主の子）は、申立人を記憶しているが、同社では、希望者のみを厚生年金保険に加入させていたと思うと供述しているところ、申立人及びほかの従業員が同僚として名前を挙げた複数の従業員が、同社に係る事業所別被保険者名簿において確認できないことから、同社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A社の当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、上記被保険者名簿の被保険者整理番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月31日から同年8月1日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所には、昭和47年4月から同年7月31日までは臨時職員として継続して勤務しており、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出のあった人事記録から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A事業所の人事担当者は、「申立期間当時の厚生年金保険の取扱いを確認できる資料が無く、社会保険担当者の所在は不明である。」旨供述していることから、同事業所における申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「私は、申立人と同様に臨時職員として勤務し、臨時職員を退職した月の月末に厚生年金保険の資格を喪失しており、全ての臨時職員が同じ取扱いであった。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、上記被保険者名簿によると、昭和46年3月から48年4月までの期間において、厚生年金保険被保険者の資格を喪失したA事業所の従業員は、全て申立人と同様に月末日に資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月 1 日から 60 年 3 月 26 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 57 年 8 月 1 日から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員による「申立人が昭和 57 年 8 月頃から当社で勤務していたのを覚えている。」旨の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社の当時の社会保険担当者は、「当社は倒産し、書類も残っていない。」旨供述していることから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「当時、見習期間が1年ぐらいあった従業員も在籍しており、このような従業員には、その後、厚生年金保険に加入させる取扱いがあった。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することはできなかった。

また、雇用保険の加入記録から、申立人は、A社において、昭和 60 年 3 月 26 日に資格を取得し、平成 2 年 12 月 15 日に離職しており、当該加入記録は、オンライン記録による厚生年金保険の被保険者記録と合致していることが確認できる。

さらに、申立人がA社の前に勤務したとするB社において、申立人は、オンライン記録によると、昭和 56 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、59 年 2 月 1 日に資格を喪失しており、申立期間のうち、過半の 57 年 8 月 1 日から 59 年 2 月 1 日ま

での期間については、B社の被保険者記録が確認できる。

なお、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、両社における申立人の厚生年金保険の被保険者番号は、同一番号であり、新たに被保険者番号が付番されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月26日から21年3月1日まで
② 昭和25年6月16日から26年2月27日まで

昭和15年にA社(昭和20年8月17日にB社へ改称)に入社し、終戦までは技師として勤務し、戦後も同社に残って整理業務を行った。25年5月に同社が解散した後も残務整理のため残り、26年1月か同年2月に同社跡地に建設されたC研究所(現在は、D社)に、そのまま技師として引き続き勤務していた。厚生年金保険の加入記録に「もれ」があるので、申立期間①及び②の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、D社企業年金基金が保管する職員名簿、申立人の著書(昭和59年4月10日発行)に記載されている自身の略歴及び平成2年12月吉日付け申立人作成の「ご挨拶」と題する手紙の内容から判断すると、申立人は、昭和15年1月10日にA社において勤務を開始してから、申立期間①も同社に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、昭和20年4月に国家管理の第一軍需工場となり、同年8月17日には生産停止命令を受けているほか、申立期間①当時における同社E製作所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、同事業所は同年8月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人は、全ての従業員と一括して厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。一方、B社F工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は21年3月1日であり、申立期間①は、いずれの事業所においても厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、A社E製作所に係る資格喪失日及びB社F工場に係る資格取得日は、上記それぞれの被保険者名簿の日付といずれも一致しており、A社の資格喪失原因欄には「終戦」と押印されていることが確認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険記号番号の払出簿においても、A社に係る資格喪失の年月日及び原因欄は、上記被保険者台帳の記録と一致しており、複数の従業員についても、申立人と同一の内容が記録されていることが確認できる。

加えて、A社及びB社の代表者は既に死亡している上、同社の後継会社であるG社は、「A社は、同社の前身ではあるが法人格も異なっており、人事記録等の資料は保管していない。」と回答しているほか、申立人の親族が記憶している当時の同僚一人も既に死亡しており、申立期間①当時の従業員（被保険者）の多くが死亡又は所在が不明であるため、これらの者から申立人の勤務実態等について確認することができない。

このほか、申立人について申立期間①に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、B社E事業所に昭和26年2月27日まで勤務し、同社跡地に設立されたC研究所に引き続き勤務した旨申し立てている。

しかし、D社企業年金基金へ申立人に関する申立期間②当時の状況について照会を行ったところ、申立人については、C研究所に昭和26年2月1日に採用となり、採用日と同日に共済組合に加入している旨回答があり、さらに、当該基金が保管する申立人に係る職員名簿のうちの「勤務に関する記録」には、「昭和25年6月15日、B社E工場整理業務進捗に伴い退職」と記録されていることが確認できることから、申立人は、申立期間②の事業所に25年6月16日以降の期間は勤務していなかったものと考えられる。

また、B社E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が被保険者資格を喪失した日（昭和25年6月16日）と同日に被保険者資格を喪失した者が9人いたが、これらの者の連絡先は不明であり、申立期間②のうち25年6月16日から26年2月1日までの期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

さらに、上記9人のB社E事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の状況について、社会保険事務所（当時）の記録を調査したところ、このうちの3人は資格喪失日と同日付けで関連会社と考えられるH社において被保険者資格を再取得しており、別の二人は他社へ転職しており、さらに別の二人はその後の記録が無く、残りの二人はオンライン記録が確認できない。

なお、H社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらない。

また、申立期間②当時の雇用保険の加入記録は保存されておらず、申立人の当該期間に係る勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人について申立期間②に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年頃から 57 年 1 月 11 日まで
② 昭和 57 年 5 月 6 日から 62 年 10 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に、昭和 56 年頃から 63 年 1 月まで勤務した。途中一時退職し他社に移った期間はあるが、他社で勤務した期間以外は、同社に勤務していた。同社には、私が写っている写真もあり、確かに勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、申立期間①及び②当時のA社における給料事務担当者の供述並びに同担当者から提出された「職員名簿」から判断すると、申立人は、申立期間①及び②にA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社の事務担当者は、「昭和 57 年 9 月頃の保険料控除一覧表に申立人の氏名の記載が無い。」と供述し、同社から提出された、申立人の「昭和 62 年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」によれば、昭和 62 年 10 月から同年 12 月までの期間に社会保険料控除の記載が確認できるほか、前述の給料事務担当者から提出された「健保番号及び社会保険加入年月日一覧表」によると、申立人は、昭和 62 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、雇用保険の加入記録及びC健康保険組合の回答によると、A社における申立人の加入日は、いずれも昭和 62 年 10 月 1 日であり、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

さらに、申立期間①及び②当時に厚生年金保険の加入記録がある複数の従業員は、A社での厚生年金保険の加入について、「希望したので加入できた。」と供述している上、当該期間当時の社会保険事務担当者は、「加入を希望しない場合は加入させなかった。」と供述している。

加えて、同僚及び従業員が同僚として 45 人の氏名を挙げたが、そのうちの 6 人の氏名は、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において確認できない。

これらのことから判断すると、申立期間①及び②当時のA社においては、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月10日から49年12月29日まで
年金受給の手続をしたときに、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、A社を退職した後に脱退手当金を受給し、海外旅行へ行ったが、申立期間の事業所であるB社を退職した後には出産を控えていたので、手続はできないことから、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっているA社以前の被保険者期間の脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無い上、申立期間の脱退手当金は、B社を資格喪失した後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として脱退手当金が支給されており、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和50年6月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年2月22日から36年1月24日まで
② 昭和36年2月11日から38年9月1日まで
③ 昭和38年9月2日から39年3月31日まで
④ 昭和39年4月6日から40年4月16日まで
⑤ 昭和40年4月16日から41年4月26日まで

年金受給の手続をしたときに、各申立期間に係る脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、脱退手当金を受給していないので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る厚生年金保険被保険者期間は、オンライン記録によると、四つの事業所に係る五つの被保険者期間が確認できるところ、申立人の脱退手当金については、当該事業所を管轄している各社会保険事務所（当時）で管理されていた厚生年金保険被保険者期間が漏れなく請求されている上、申立人の申立期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額は、申立期間①から⑤までの期間を対象として計算されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑤までに係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から38年8月21日まで
平成20年に、ねんきん特別便が届き、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、脱退手当金の申請をした記憶は無く、受給していないので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和39年1月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月 1 日から 44 年 10 月 1 日まで
② 昭和 45 年 12 月 1 日から 46 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 11 月 1 日から 47 年 8 月 1 日まで

A社B支店及びA社に勤務していた申立期間①から③までの厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額より低く記録されている。当該期間において、給与明細書等の資料は無いが、給与が減額されたとは考えられないので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社B支店における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和 40 年 10 月から 41 年 9 月までは 6 万円であるにもかかわらず、同年 10 月から 44 年 9 月までは 5 万 6,000 円とされており、給与明細書等は無いのもの、給与が減額された記憶は無いと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間①当時の報酬月額及び保険料控除額が分かる資料を保有していないことから、申立人の申立期間①の報酬月額及び保険料控除額について確認することができないと回答している。

一方、厚生年金保険の標準報酬月額は、申立期間当時、当該年の 5 月から 7 月までの 3 か月間に実際に支払われた給与の総額を 3 で除した額を標準報酬月額等級表の範囲に当てはめて決められている。

申立人の場合、昭和 41 年 9 月までの標準報酬月額 6 万円の標準報酬月額等級表の範囲は、5 万 8,000 円以上であり、同年 10 月、42 年 10 月及び 43 年 10 月の定時決定による標準報酬月額 5 万 6,000 円の標準報酬月額等級表の範囲は、5 万 4,000 円以上 5 万 8,000 円未満とされているところ、申立人は、「当時、現場作業所長との雇用契約で年度末に給与を話し合いで決めていた。日給月給の待遇であった。」と

述べており、給与の月額に変動があることがうかがえることから、申立人の標準報酬月額額の算定基礎となる期間の5月から7月までの平均給与月額が減額となることは十分に考えられ、その結果、従前の標準報酬月額より減額となっても不自然とは言えない。

また、A社B支店に勤務していた複数の従業員の申立期間①における標準報酬月額について、雇用形態は確認できないものの標準報酬月額が申立人と同様に減額となっている記録が確認できる。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は見受けられず、オンライン記録と一致している上、遡って標準報酬月額の訂正を行った形跡も無い。

2 申立期間②について、申立人は、A社における厚生年金保険の標準報酬月額額の記録が、同社B支店の昭和45年10月及び同年11月は10万円であるにもかかわらず、同社の準社員となった同年12月から46年7月までは6万4,000円とされており、給与明細書等は無いものの、給与が減額された記憶は無いと申し立てている。

しかし、A社は、「申立人は、昭和45年11月30日まで当社B支店の契約社員であり、同年12月1日から当社の正社員として改めて採用となった。それに伴い給与形態も変更になった。」と回答している。

また、A社から提出のあった「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、昭和45年12月1日資格取得、標準報酬月額6万4,000円の記載が確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、申立人と同時期にA社B支店からA社に異動となった複数の従業員について、同社における資格取得時の標準報酬月額が従前の標準報酬月額より減額となっている記録が確認できることから、申立人の標準報酬月額が減額となっていることについて、雇用形態及び給与形態の変更によるものと考えられる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は見受けられず、遡って標準報酬月額の訂正を行った形跡も無い。

3 申立期間③について、申立人は、A社における厚生年金保険の標準報酬月額額の記録が、昭和46年8月から同年10月までは10万円であるにもかかわらず、同年11月から47年7月までは9万8,000円とされており、給与明細書等は無いものの、給与が減額された記憶は無いと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間③当時の報酬月額及び保険料控除額が分かる資料を保有していないことから、申立人の申立期間③の報酬月額及び保険料控除額について確認することができないと回答している。

一方、昭和46年に厚生年金保険法の一部が改正され、標準報酬月額の上限の引上げが行われたことから、報酬月額に対応する標準報酬月額の適用範囲が変更となった(昭和46年11月1日施行)。

申立人の場合、昭和46年11月から標準報酬月額が10万円から9万8,000円に変更されたが、従前の10万円の標準報酬月額等級表の範囲は、9万5,000円以上であ

ったところ、上記の法律改正により、9万5,000円以上10万1,000円未満の報酬月額に対応する標準報酬月額が9万8,000円に改定されたため、申立人の標準報酬月額が変更されたと考えるのが自然である。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は見受けられず、オンライン記録と一致している上、遡って標準報酬月額の訂正を行った形跡も無い。

- 4 このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から③までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から33年5月1日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするA社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、同社の所在地を管轄する法務局においても商業登記の記録は確認できない。

また、申立人から、A社での上司、同僚の氏名等の情報が得られないため、これらの者から、申立人の同社における勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月から 35 年 9 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚及び元従業員の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の総務担当者は、当時の事業主から、手取りの給料が多い方がよいとする従業員については、アルバイト扱いにして、厚生年金保険に加入させていなかった者もいたと聞いたことがあると供述している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿に、申立人の記憶する3人の同僚の氏名は無く、そのうちの一人は、アルバイト扱いで厚生年金保険には加入していなかったと供述している。

さらに、申立人を記憶している元従業員の一人は、申立人を含むアルバイト扱いの従業員は厚生年金保険には加入していなかったと思うと供述している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿の健康保険証の番号に欠番は無く、遡って訂正処理を行った等の不自然な記載は見当たらない。

なお、オンライン記録によると、当時の事業主及び経理・社会保険事務担当者は既に亡くなっているため、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から9年7月4日まで
A社で勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際の標準報酬月額より低いものとされている。同社では代表取締役として勤務していたが、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年7月4日の後の同年8月15日に、遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、同社は平成9年7月*日に裁判所により破産宣告を受けているが、申立人は、申立期間において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A社の厚生年金保険の手続は自らが行っており、厚生年金保険料の納付のために振り出した約束手形の決済が不可能になったので、社会保険事務所（当時）に出向き、申立人を含む3名の取締役の標準報酬月額を最低額に下げて未納保険料に充当できるとの説明を受け、その書類に自ら代表印を押したと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額に係る減額訂正に同意しながら、その減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 3 月 1 日から同年 9 月 20 日まで
② 昭和 59 年 12 月 21 日から 60 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人が昭和 59 年 3 月 1 日から同年 9 月 20 日までA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所検索システムによると、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社の所在地を管轄する法務局に、同社の商業登記の記録を照会したが、既に保存期間が過ぎており、記録自体を確認することができない上、事業主の所在は不明であることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人のA社における同僚の妻によると、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったために、夫は、申立期間当時は国民年金に加入していたとしており、オンライン記録によると、当該同僚が申立期間当時において、国民年金の保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人が、当該期間もB社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所名簿によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 60 年 4 月 1 日であり、当該期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない期間であることが確認できる。

また、申立人から提出された昭和 60 年の給与に係る給与支払報告書の写しによると、申立人が同年中にB社から受けた給与から控除された社会保険料等の金額は、オンライン記録上の標準報酬月額から算出した保険料額9か月分に相当する額であり、同社の元経理担当者は、厚生年金保険の保険料は当月控除であったと供述していることから、当該保険料額は同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年4月からの控除額であることが推認できる。

さらに、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 60 年4月1日に被保険者資格を取得している同僚によると、厚生年金保険に加入するまでは国民年金に加入していたと供述しており、オンライン記録によると、当該同僚は、申立期間②において、国民年金の保険料が納付済みとなっている記録が確認できる。

なお、オンライン記録によると、B社の事業主は、既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 14083 (事案 1870 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 31 日から平成元年 12 月 4 日まで
A社で勤務した期間の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが、昭和 60 年 3 月 31 日に同社が適用事業所ではなくなっており、保険料控除を確認できる資料が無いなどの理由から認められなかった。
今回、新たに商業登記簿謄本及び会社経歴書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の社員の証言から、期間は明らかでないものの、申立人は、同社に代表取締役として勤務していたことは推認できるが、オンライン記録によると、同社は、昭和 60 年 3 月 31 日に適用事業所ではなくなり（以下「全喪」という。）、申立期間は厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、申立人は、申立期間に係る保険料控除を確認できる資料を所持していない。また、申立人は、同社の代表取締役であり、同社の全喪について知り得る立場にあったことから、同社の全喪について知らないとする主張は認められず、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 18 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料としてA社の商業登記簿謄本及び会社経歴書を提出しているが、当該資料から、申立人は、同社が解散する平成元年 12 月*日まで同社の代表取締役であったことは確認できるものの、申立期間に係る保険料控除を確認することはできず、申立人は、保険料控除を確認できる給与明細書等は所持していないとしている。

以上のことから、申立人が再申立ての理由としている事情は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 14084 (事案 4622 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 22 日から 11 年 12 月 1 日まで
申立期間の標準報酬月額が実際の給与と比較して低いことが判明したことから、第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立期間当時はA社に係る記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められるとの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。
しかし、判断に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社から提出のあった健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書により、同社では、オンライン記録どおりの届出を行っていることが確認でき、また、申立人から提出のあった確定申告書(控)によると、同社からの給与の他に、関係会社であるB社からも給与の支払が確認できるものの、当該確定申告書(控)に記載された社会保険料控除欄から、申立期間当時のそれぞれの社会保険料率で計算すると、A社の標準報酬に基づいた保険料控除額であることが確認できることから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 21 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間当時はA社ではなく、B社に勤務しており、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったことにより、標準報酬月額 50 万円に見合う保険料を納める機会を失っており、上記通知に納得できないとして再度申し立てているが、前回の申立て時に審議したとおり、申立人が提出した確定申告書(控)には、A社及びB社の2社から給与が支給されているものの、保険料控除額はA社の標準報

酬に基づいた額であることが確認できることから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 5 月 1 日から 12 年 5 月 31 日まで

A社の代表取締役で勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が9万2,000円となっているが、実際は59万円であった。社会保険事務所(当時)から遡って標準報酬月額を下げるというような話は聞いていないし、お願いしたこともない。申立期間に係る「社会保険納入証明書」を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成12年5月31日)より後の平成12年6月5日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、10年5月から12年4月までは59万円と記録されていたものが、9万2,000円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は申立期間及び減額訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成10年頃から社会保険料の滞納があり、保険料支払の猶予、社会保険からの脱退についての話し合いはしたが、社会保険事務所の職員から、遡って標準報酬月額を下げる話は聞いていないし、お願いしたこともない。社会保険事務所が滞納保険料の支払を猶予してくれたと思った。」と供述しているが、滞納処分票によると、A社では、平成10年頃から社会保険料の滞納が始まり、その後、滞納が続いたことで、督促を受け、申立人自ら滞納保険料の解消について交渉していることが確認できる。

さらに、申立人は、「社会保険事務手続は自分が担当しており、滞納保険料解消の交渉は自分が行った。」と供述している。

なお、申立人は、A社における申立期間に係る「社会保険納入証明(申請)書」を提出し、申立期間のうち平成10年8月から11年9月までの期間は、社会保険料を納

付していることが証明できると主張しているが、申立期間に係る滞納保険料を全額納付した記録は確認できない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月1日から62年10月1日まで
A組合に勤務した期間のうち、給料が下がった記憶が無いのに、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が下がっている。給与明細書は無いが、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給料が減額された記憶が無いのに、昭和61年10月1日から62年10月1日までの期間の標準報酬月額が28万円に減額されており、給与明細書等はないが、正しい記録に訂正してほしいと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和61年10月の定時決定により、28万円と記録されているが、同定時決定は、同年9月3日に処理されており、遡って減額訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

また、A組合が加入していた厚生年金基金及び健康保険組合における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、同組合における申立人のオンライン記録と一致していることが確認できることから、同組合の申立期間当時の社会保険事務担当者は、「当時、社会保険事務所（当時）、厚生年金基金及び健康保険組合には、複写式の届出用紙で提出しており、当時の資料はないが、申立期間に係る厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料を控除していた。」と供述している。

さらに、申立人が勤務していたA組合は既に解散している上、申立期間当時の事業主は死亡していることから、当該期間に係る申立人の保険料控除額を確認することができない。

加えて、オンライン記録において、申立人と期間は異なるものの、昭和60年10月の定時決定により標準報酬月額が26万円から24万円に減額されていることが確認できる従業員が保有する給与明細書では、定時決定の算定基礎月である同年5月から同年7月

までの報酬額の平均額を標準報酬月額等級区分に当てはめると 24 万円となり、オンライン記録と一致していることが確認できることから、A組合は、申立人の申立期間当時における標準報酬月額について、社会保険事務所に適正な届出をしていたことがうかがわれる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月から22年3月まで
A会に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同会に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和21年4月から22年3月までA会に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人が勤務していたと申し立てているA会は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、A会の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無いため、同会の代表者を特定することができないことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、A会における同僚2名を記憶しているが、1名は死亡しており、1名は申立人を記憶しておらず、同会における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月5日から31年11月1日まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違している。「ねんきん定期便」では、申立期間の標準報酬月額は1万円となっているが、入社当時から月額2万円、昭和30年4月からは3万円、31年4月からは4万円の給与を支給されていたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の相違について申し立てているが、同社では、申立期間当時の申立人の厚生年金保険等に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない旨回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる8人の従業員は、いずれも死亡又は連絡先が不明であるため供述が得られず、当時の同社における厚生年金保険料の給与からの控除に係る取扱いや、当該控除の状況等について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿から、申立人がA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和31年11月1日の後の33年4月に、同社において被保険者資格を取得していることが確認できる従業員は、申立人と同様、「自分は、A社では住み込みで勤務し、営業に従事していた。」旨供述しているところ、当該従業員が供述している同社入社時の報酬月額（総支給額）は、当該被保険者名簿及びオンライン記録における、当該従業員の同社における被保険者資格取得時（昭和33年4月）の標準報酬月額とおおむね一致している。

加えて、上記被保険者名簿、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン

記録を確認したものの、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、また、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無いことから、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、申立内容を裏付ける給与明細書、給与所得の源泉徴収票等を保管していないため、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 9 日から 46 年 4 月 15 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社において紳士服の販売（営業）に従事していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとして申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主から、厚生年金保険被保険者が負担すべき保険料を源泉控除されていたと認められることが要件とされている。

雇用保険の加入記録では、事業所名は不明であるものの、当時のA社と同一区内に所在する事業所において申立人の被保険者記録（昭和 45 年 11 月 21 日資格取得、同年 11 月 30 日離職）が確認できること、及び同社に勤務していたとする当時の状況についての申立人による供述等から判断すると、期間を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認することができる。

一方、A社では、申立人の申立期間における勤務の実態について確認できない旨回答しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除についても確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時の上司や同僚の氏名を記憶していないため、これらの者を特定できず、当時のA社における厚生年金保険の取扱いや厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

なお、当時、申立人のA社への就職をあっせんしたとされる申立人の親族の知人は、既に死亡しているため供述が得られず、当時の状況について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において申立期間に被保険者資格を有する

複数の従業員のうち、連絡の取れた従業員は、「当時、A社では、正社員、臨時雇用員、派遣社員、下請業者等、様々な雇用形態の従業員が勤務又は出入りしていたところ、同社では、このうち正社員のみを入社時から厚生年金保険に加入させていたものと思われる。」旨供述しており、同社の給与担当者も同様の供述を行っている。

加えて、申立期間及びその前後の期間について上記被保険者名簿を確認したものの、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 9 月 頃 から 12 年 8 月 11 日 まで
A 社 (現在 は、B 社) に 勤 務 し た 申 立 期 間 に つ い て、 厚 生 年 金 保 険 の 加 入 記 録 が 無 い。 申 立 期 間 に 同 社 に パ ー ト と し て 勤 務 し て い た の で、 申 立 期 間 を 厚 生 年 金 保 険 の 被 保 険 者 期 間 と し て 認 め て ほ し い。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する申立人に係る資料に基づく事業主の回答その他の関連資料により、申立人は、申立期間のうち、平成 9 年 10 月 29 日から 12 年 8 月 10 日までの期間について、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が勤務したと主張しているA社については、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、当該事業所名及び類似の名称での確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、B社では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができず、しながら、「当時、パートやアルバイトが所属していたA社は、健康保険・年金等への未加入者が所属する会社であったと聞いている。」旨回答している。

さらに、B社から提出のあった当時の従業員に係る名簿では、申立人について、「職種：パート」と記載されている。そして、同名簿において、申立人と同様、「パート」として申立期間当時 (平成 11 年) にA社に入社し、かつ、申立人と同一の店舗に勤務していることが確認できる二人の従業員は、オンライン記録では、共に申立人と同日の平成 12 年 8 月 11 日に、申立人と同様、同社の関連会社であるC社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、申立人と同様、各々の入社日から当該資格取得日 (平成 12 年 8 月 11 日) までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

加えて、B社から提出のあった申立人に係る平成9年分、10年分及び12年分の「給与所得の源泉徴収票」において確認できる「支払金額」（A社から支給された給与等の収入金額。以下同じ。）等を基に算定した申立人の雇用保険料は、当該源泉徴収票において確認できる「社会保険料等の金額」とほぼ一致している。このことから、平成9年、10年及び12年当時、申立人は、A社において、事業主により給与から雇用保険料のみ控除されていたものと判断される。

また、B社から提出のあった申立人に係る平成11年分の「給与所得の源泉徴収票」において確認できる「社会保険料等の金額」は、当該源泉徴収票において確認できる「支払金額」等を基に算定した申立人の雇用保険料より高額となっている。このことについて、申立期間当時にA社を含むグループ会社の社会保険事務を担当していた従業員は、「当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったA社の従業員については、厚生年金保険には加入させていなかったはずである。したがって、源泉徴収票上の『社会保険料等の金額』は、雇用保険料以外としては、従業員が会社に申告した国民健康保険料などではないかと考えられる。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月頃から39年10月頃まで
② 昭和39年11月頃から44年3月頃まで

A事業所に勤務した申立期間①及びB事業所に勤務した申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間にそれぞれの事業所に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A事業所に勤務し、塗料販売の事務に従事していた旨申し立てている。

しかしながら、申立人が勤務したと主張しているA事業所については、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、当該事業所名及び類似の名称での確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、A事業所の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録は無く、同事業所の代表者等を特定することができない。

さらに、申立人が記憶していたA事業所における当時の代表者及び複数の同僚については、申立人がその姓を記憶しているのみでこれらの者を特定できず、連絡先も不明であるため、申立人の申立期間①における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

加えて、申立人の申立期間①における雇用保険の加入記録は確認できない。

2 申立期間②については、申立人は、B事業所に勤務し、複数の店舗において楽器の演奏に従事していた旨申し立てている。

しかしながら、申立人が勤務したと主張しているB事業所については、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、当該事業所名及び類似の名称での確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、B事業所の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録は無く、同事業所の代表者等を特定することができない。

さらに、申立人が記憶していたB事業所における当時の複数の同僚については、いずれも連絡先が不明であるため供述が得られず、申立人の申立期間②における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

加えて、申立人の申立期間②における雇用保険の加入記録は確認できない。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月25日から35年9月8日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に正社員として勤務し、食品の製造に従事していた旨申し立てている。

しかしながら、申立人が勤務したと主張しているA社については、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、当該事業所名及び類似の名称での確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、A社に係る商業登記簿謄本において確認できる同社の代表取締役及びその他の役員は、いずれも連絡先が不明であるため供述が得られず、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないため、これらの者を特定できず、申立人の申立期間における勤務の実態やA社における当時の厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から26年1月27日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和25年4月に入社し、申立期間に同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった役職員名簿により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記役職員名簿により、申立人と同日に入社した者は申立人を含め8人確認できるところ、同社に係る事業所別被保険者名簿において、全員の厚生年金保険の資格取得日が昭和26年1月28日であることが確認できる。

また、事業主は、「資料が無いため、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについては不明。」と回答している。

さらに、同期入社の従業員を含む複数の従業員に照会したが、申立期間のA社における厚生年金保険の取扱い及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から37年7月まで
厚生年金保険の記録によれば、A社で勤務した申立期間の加入記録が無い。A社に勤務したのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、人事記録及び職員名簿を保管しているが、申立人の在籍記録は確認できないとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の妻は、申立人の上司や同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務実態及び保険料控除についての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年5月から49年5月1日まで
② 昭和49年8月21日から同年9月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務していた申立期間①及び同社の親会社であるB社に勤務した申立期間②の加入記録が無い。A社からB社には、経理を手伝うように言われて異動したはずなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録によれば、申立人のA社における被保険者資格取得日は昭和49年5月1日、離職日は同年8月20日と記録されており、厚生年金保険の加入記録と一致していることから、申立人の申立期間①における同社での勤務を確認することができない。

また、A社の当時の事業主及び役員に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会したが、当時の資料を保管していないことから不明としており、当時の上司であったとする経理部長も既に死亡していることから、これらの者から、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和48年3月1日に被保険者資格を取得した従業員4人に申立人の申立期間①に係る入社日を照会したが、入社日は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 雇用保険の加入記録によれば、申立人のA社における離職日は昭和49年8月20日と記録されており、B社における被保険者資格取得日は同年9月1日とされていることから、雇用保険の加入記録は厚生年金保険の加入記録と一致しており、申立人の申立期間②における同社での勤務を確認することができない。

また、B社の当時の事業主は連絡先が不明であり、同社の後継会社の代表取締役も当時の資料を保管していないとしていることから、これらの者から、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、B社において被保険者資格を取得している従業員31人に、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会したが、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについての供述を得ることができない。

加えて、A社及びB社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員のうち、申立人と同日に移籍し、申立期間②において厚生年金保険の加入記録が無い従業員は二人おり、このうち一人の従業員の雇用保険の加入記録は、A社における離職日及びB社における被保険者資格取得日とも申立人と同日とされていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から同年9月1日まで
昭和33年3月に短期大学を卒業後、同年4月1日からA事業所（現在は、B事業所）にC職として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の従業員の供述により、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B事業所は、当時の資料を保管していないとしていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いを確認できない。

また、申立人の上司は連絡先が不明であることから、申立人の厚生年金保険の取扱いを確認できない。

さらに、申立期間当時にA事業所に勤務していた従業員に入社日及び試用期間について照会したところ、入社日について回答のあった3人のうち2人は、3か月から6か月程度の試用期間があったと回答しており、試用期間が無かったとする他の一人の資格取得日も入社日の3か月後であることから、同事業所では、入社後、一定期間経過後に、厚生年金保険に加入させていたものと推察される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月 1 日から 50 年 2 月 1 日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同僚の氏名を記憶しているの、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA社に勤務していた複数の従業員の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の関連会社であるB社は、同社が保管するA社の人事記録によれば、申立人の氏名は見当たらないとしており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、B社は、申立期間当時からA社はC厚生年金基金に加入し、当時から複写式の届出様式を使用していたとしているが、同基金は、申立人の申立期間における加入記録が確認できないとしている。

さらに、申立人は、同僚二人の氏名を記憶しており、このうち一人の同僚はA社において事務職として勤務し、身分は正社員であったとしているところ、当該同僚については、同社における厚生年金保険の加入記録が確認できるが、申立人と同じD職であったとする他の一人の同僚については、同社における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

加えて、申立期間当時、採用担当だった同僚は、当時は、手取り収入が少なくなるため、厚生年金保険に加入を希望しないD職も多かったとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 9 月から 48 年 8 月まで
② 昭和 48 年 9 月から 49 年 6 月まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両社にC職として勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①にA社、申立期間②にB社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、申立人の主張する所在地において、A社及びB社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、A社及びB社の所在地を管轄する法務局には商業登記の記録が無いことから、両社の代表者を特定できない上、申立人は当時の上司及び同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者に両社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から43年5月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録を確認することができない。

また、申立期間当時のA社の代表取締役は既に死亡しており、役員については連絡先が不明なことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は同僚二人を記憶しているが、連絡先が不明であることから、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月17日から8年4月30日まで
厚生年金保険の記録によると、A社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低くなっている。当時は営業成績が良く、高額な給与を支給されており、実際の標準報酬月額はもっと高かったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主及び社会保険担当者に申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について照会したが、回答を得ることができない。

また、オンライン記録により、申立人のA社における標準報酬月額の届出は、おおむね適切な時期に行われていたことが確認でき、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間にA社に勤務していた複数の元従業員に、同社の厚生年金保険の取扱いについて照会したが、当時の取扱いについて確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間の標準報酬月額はオンライン記録より高かったと主張しているところ、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を保有していないことから、申立期間の控除額を確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から38年3月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元従業員の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡している上、申立期間当時の役員は、資料を保存していないとしていることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、A社における社会保険担当の元従業員に、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について照会したが、回答は得られない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により申立期間に同社に勤務していたことが確認できる元従業員に同社における厚生年金保険の取扱いについて確認したところ、複数の元従業員が厚生年金保険への加入は希望制であったと回答している。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立人に係る記号番号は申立期間後の昭和38年3月25日に払い出され、資格取得日は同年3月1日とされているところ、当該記録は申立人のA社に係る事業所別被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から同年6月26日まで
② 昭和30年12月21日から31年1月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B県の高校を卒業し、同級生と一緒に昭和30年4月1日に同社に入社、同年6月にC社に転勤し、同年12月20日から同月26日の間に社長の指示でA社に戻り、同年12月31日に退職したので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の「昭和30年4月にB県出身者が2名入社したと思う。」旨の供述及び申立人の「昭和30年4月1日にB県の高校を卒業し、同級生と一緒に入社した。」旨の供述から、期間までは特定できないが、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、「当時の資料が保存されていないため、申立人の申立期間①及び②における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について不明である。」旨回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①及び②に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡が取れた4名はいずれも申立人を記憶しておらず、そのうちの3名は「A社では、見習期間があり、入社して一定期間厚生年金保険に加入していなかった。」旨供述している。

さらに、申立期間①について、申立人は、「一緒に入社した同僚は、自分がC社に転勤した昭和30年6月に、同じグループ会社のD社に転勤し、自分よりも早く同社を退職した。」と供述しているところ、上記同僚の厚生年金保険の被保険者記録は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では確認できず、D社に係る同名簿でも昭和

30年8月1日に被保険者資格を取得し、同年10月1日に資格を喪失していることが確認できることから、申立人と同様に一定期間経過後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、申立期間②について、上記のとおり、A社の回答からは、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等は確認できない上、当時の複数の従業員も申立人を記憶していないことから、申立人の当該期間における勤務実態等を確認することができない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月 31 日から 64 年 1 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 64 年 1 月 1 日に転職したが、それまでは同社に途切れることなく勤務した。今回、給与明細書を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにB社が提出した申立人のA社における退職願及び従業員カードによると、申立人の同社における退職日は昭和 63 年 12 月 30 日と記録されており、申立期間の勤務が確認できない。

また、B社の総合管理部担当者は、「A社では、給与は毎月末日締めで当月 25 日払いで、厚生年金保険料は翌月控除である。月の末日まで勤務し、翌月 1 日に被保険者資格を喪失した者は2か月分の厚生年金保険料を控除する。」旨回答しているところ、申立人が提出した昭和 63 年 12 月分の給与明細書によると、控除が確認できる厚生年金保険料は1か月分であり、上記担当者の回答から同年 11 月の保険料であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月1日から59年7月1日まで
A法人に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額より低くなっている。確認できる資料は無いが、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、標準報酬（現在は、標準報酬月額）は、厚生年金保険法（旧法）第21条に基づき、毎年8月1日に現に使用される事業所において、報酬支払の基礎となった日数が20日未満の月を除き同日前3か月間の報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定（以下「定時決定」という。）し、同年10月から翌年9月までの期間の厚生年金保険料の徴収にかかる標準報酬とされている。また、同法第23条により、連続した3か月間（各月とも報酬支払の基礎となった日数が20日以上）の報酬の総額を3で除して得た額がその者の標準報酬の基礎となった報酬月額に比べて、標準報酬等級に著しい高低（2等級以上）が生じた場合は、標準報酬の改定（以下「随時改定」という。）を行うこととされている。

A法人に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の標準報酬は、昭和58年10月の標準報酬の定時決定において、申立期間直前の同年9月まで34万円であったものが32万円とされ、59年7月の随時改定により36万円に引き上げられていることが確認できるが、これらの記録について社会保険事務所（当時）において不自然な事務処理が行われた形跡は確認できない。

また、A法人は、昭和58年10月の定時決定で従前等級より1等級下がり、59年7月の随時改定で2等級上がった記録となっていることについて、「法定文書保存期間を経過した書類は廃棄するため、確認できる資料は残っていないため不明である。」旨回答している。

一方、上記事業所別被保険者名簿において申立期間に勤務が確認でき、申立人と同時

期に被保険者資格を取得している 59 名について、申立人と同様に昭和 58 年 10 月の定時決定で標準報酬の減額、59 年 7 月の随時改定の記録がある従業員は、申立人を含め 5 人が確認できる。

また、上記被保険者名簿から申立期間に勤務が確認できる複数の従業員に照会したところ、回答のあった 7 名のうち 1 名から提出された給料支給明細書により、昭和 59 年 4 月に昇給していることが確認できることから、申立人についても同年 4 月に昇給していることがうかがえる。

以上のことから、申立人の申立期間の標準報酬（32 万円）は、昭和 58 年 10 月の定時決定に当たっては、それ以前の標準報酬月額（34 万円）より 1 等級下がっているとして決定されているが、59 年 4 月から同年 6 月までの間の報酬月額の変動により 2 等級の差が生じたことから、事業主は同年 7 月の随時改定に係る届出を行ったものと推認でき、A 法人においては、従業員の報酬月額の変更に対応した標準報酬に係る事務処理が適正に行われていたものと推認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月1日から57年10月1日まで
② 昭和63年3月1日から同年10月1日まで
③ 昭和63年10月1日から平成2年8月1日まで

A社における申立期間①、②及び③の厚生年金保険の被保険者期間に係る標準報酬月額が、給与の報酬月額に相当する標準報酬月額と相違している。所得税の確定申告書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「社会保険庁（当時）のA社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、昭和55年10月から56年9月までは41万円であったが、同年10月の定時決定から1年間、38万円に減額されている。減額されていないことを証明できる給与明細等はないものの、同社では申立期間以前から役員をしており、また、同社は創業以来、常に対前年比増収増益であり、給与が減額されることは考えられない。」として申し立てている。

しかし、A社では、「申立期間①に係る給与額や厚生年金保険料の控除が分かる賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間①の標準報酬月額について不明。」と回答している。

また、当時の同僚に照会したが、申立期間①当時の給与明細書等を保管しておらず、厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、標準報酬月額について遡った記録訂正が行われている等の記載内容の不備は確認できなかった。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②及び③について、申立人は、当該期間についても標準報酬月額が相違して

いる旨申し立てているが、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、申立人が提出した申立期間②及び③の「所得税の確定申告書(控)」によると、報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人の主張どおりであることが確認できるものの、社会保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、A社は、「申立期間②及び③当時の賃金台帳等を保管していないことから、申立人の標準報酬月額について不明。」と回答している。

このほか、申立期間②及び③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月1日から32年10月1日まで

A社B支店（現在は、同社C支店）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和30年8月に臨時作業員・準社員、32年10月に正社員として採用され、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社C支店から提出された社員カードから、申立人は、申立期間において、同社B支店に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社C支店は、「B支店の臨時作業員・準社員に係る厚生年金保険の加入時期等に関する資料は保存しておらず、申立人の同支店における厚生年金保険の加入時期は不明である。」と回答している。

また、申立人が同僚として名前を挙げている二人について、それぞれが記憶している臨時作業員・準社員としての勤務開始時期とオンライン記録とを照会したところ、そのうちの一人は勤務開始から5か月程度経過後に、もう一人は勤務開始から3年10か月程度経過後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、A社B支店に係る事業所別被保険者名簿から、申立人と同様に昭和32年10月1日に被保険者資格を取得した者に照会したところ、4人から回答があり、それぞれの臨時作業員・準社員としての勤務開始年は、28年が一人、29年が二人、30年が一人であった。

これらのことから、申立期間当時、A社B支店では、従業員を臨時作業員・準社員として雇用した後、数か月から数年経過してから厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、D健康保険組合に申立人の加入記録を照会したところ、「昭和32年10月1日

資格を取得、平成9年8月1日資格を喪失」との回答があり、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録における厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

さらに、上記同僚及び従業員はいずれも、臨時作業員・準社員としての勤務開始から厚生年金保険に加入するまでの期間における保険料控除については不明である旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月25日から22年5月まで

A社(後に、B社)に勤務した期間の厚生年金保険の加入状況について照会したところ、昭和21年11月25日で資格を喪失している旨の回答があった。しかし、同社には、22年5月まで正社員として働いており、保険料も当然払っていたと思うので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録のある複数の従業員の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認される。

しかし、A社から営業を譲渡されたB社は平成14年8月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡していることから、同社及び事業主等から申立人のA社における昭和21年11月以降の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人について照会したものの、申立人の勤務期間を記憶している者はおらず、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 1 日から 50 年 3 月 1 日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い。しかし、申立期間も同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記の記録及び複数の同僚の供述により、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、既に解散している上、当時の事業主は申立人を記憶しているものの、申立人の厚生年金保険の取扱いについて不明としていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人の妻は、A社の申立期間当時の経理担当者を記憶していたが、連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除についての供述を得ることはできない。

さらに、A社の従業員二人は、同社の厚生年金保険の取扱いは本人の希望によっていたとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月1日から54年1月1日まで
② 昭和54年3月21日から56年1月26日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した申立期間①及び②の加入記録が無い。しかし、それぞれの期間も同社に勤務していたので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間①及び②にA社に勤務したことは推認できる。

しかし、A社は、既に解散している上、当時の事業主は申立人を記憶しているものの、申立人の厚生年金保険の取扱いについて不明としていることから、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人は、A社の申立期間当時の経理担当者を記憶していたが、連絡先が不明であることから、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除についての供述を得ることはできない。

さらに、A社の従業員二人は、同社の厚生年金保険の取扱いは本人の希望によっていたとしている。

加えて、申立期間②について、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人が昭和56年1月26日に同社で再度厚生年金保険の資格を取得したときの健康保険証番号は新たに払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 2 月 4 日から同年 4 月まで
② 昭和 50 年 10 月 2 日から 52 年 12 月まで

厚生年金保険の記録によると、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間①及びC社（現在は、D社）のE支社に勤務していた申立期間②の加入記録が無い。それぞれの会社に勤務していたのは間違いないので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間においてA社に勤務したと申し立てている。

しかし、B社は、同社保管の「人事早見表」及び「退職願」により、申立人の雇用期間は昭和 45 年 6 月 1 日から 48 年 2 月 3 日までの期間であるとしており、当該記録はオンライン記録及び雇用保険の加入記録と一致していることから、申立人が申立期間①に同社に勤務していたことが確認できない。

また、申立人は、同僚 3 人を記憶していたが、当該同僚 3 人は申立人を記憶しているものの、勤務期間については分からないとしていることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 48 年 2 月 4 日と記録され、また、被保険者証交付等記録の証返納年月日欄に同年 2 月 23 日返納と記録されている。

申立期間②について、D社からの回答により、申立人は、申立期間②を含む、昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 4 月 1 日までの期間については、外務嘱託として同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、D社は、申立人の昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 4 月 1 日までの外務嘱託としての期間は、厚生年金保険非適用期間であるとしている。

また、申立人は、同僚一人の氏名を記憶していたが、当該同僚の連絡先が不明であることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。

さらに、C社に係る事業所別被保険者名簿及び複数の従業員の供述から、同社の従業員 11 人に照会したところ、8 人から回答が得られたが、全員が申立人のことを知らないとしていることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月15日から26年8月31日まで
A大学事務局B課に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A大学の勤務記録カードから、申立人は申立期間に同大学において、国家公務員(雇)として勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、A大学は昭和38年12月2日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、国家公務員共済組合連合会は、昭和24年10月1日から非現業官庁の職員にも年金制度が適用されたことから、申立期間のうち、昭和22年7月15日から24年10月1日までの期間は年金制度の適用が無く、24年10月1日から26年8月31日までの期間は、退職時に旧法による退職一時金が支給されたと思われるとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 12 月から 39 年 2 月 27 日まで
② 昭和 39 年 3 月 25 日から同年 12 月 31 日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に看護師として勤務した申立期間①及び②の加入記録が無い。しかし、それぞれA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間①について、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 39 年 2 月 1 日であり、申立期間①のうち、昭和 38 年 12 月から 39 年 2 月 1 日までは適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立期間②について、上記の被保険者名簿から、申立期間②当時、被保険者であったことが確認できる上司一人及び従業員 12 人に照会したところ、回答があった 9 人のうち 8 人は申立人を覚えておらず、ほかの一人は申立人を記憶していたが、申立人の勤務期間を記憶していないことから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

さらに、申立期間②について、上記の被保険者名簿によると、昭和 39 年 2 月 1 日から同年 5 月 10 日までの期間に、32 人が厚生年金保険の資格を取得しているが、このうち申立人を含む 13 人が 1 か月のみの加入となっている。

加えて、申立期間①及び②について、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主及び厚生年金保険の担当だったと思われる 3 人の者は連絡先が不明なことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与か

らの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月1日から37年2月1日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い。しかし、申立期間は同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。しかし、A社を継承したB社は、当時の社会保険関係及び人事関係書類を保管していないので申立人について確認することができないとしている上、当時の事業主からは供述を得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録がある従業員6人に照会したところ、回答のあった4人全員は申立人を覚えていないとしていることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

さらに、上記の事業所別被保険者名簿において、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和33年10月15日から申立期間を含む37年2月1日までの健康保険証の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月から 51 年 11 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、申立期間は同社に事務として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社における当時の事業主の回答から、期間の特定はできないものの、申立人は同社に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、A社は、平成元年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、既に解散している上、当時の事業主は、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について不明としていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

さらに、申立人が記憶する同僚3人はいずれも連絡先が確認できないことから、これらの者から申立人のA社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

そこで、A社に係る職歴審査照会票により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった平成元年3月1日に被保険者であった従業員二人に照会したところ、回答が得られた一人は、昭和63年10月に入社して経理一般事務の仕事をしていたが、当社に厚生年金保険が無かったので、願い出て自身が加入手続をして平成元年3月1日に被保険者資格を取得したが、加入する前は厚生年金保険料の控除は無かったとしている。

加えて、当時の事業主及びその妻は、昭和42年5月から51年5月までの期間及び同年8月から52年3月までの期間に国民年金保険料を納付していた記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から52年3月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務していた期間について、加入記録が確認できない旨の回答を受けた。A社には新聞広告を見て入社し、昭和49年4月から52年3月まで勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された履歴書、複数の同僚及び事業主の供述により、申立人が同社に昭和49年4月16日から50年4月頃まで、勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社及び同社が厚生年金保険関係の手続を依頼していた社会保険労務士事務所では、当時の資料は保管しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社の事業主は、「新聞広告などを見て入って来た方には半年間の試用期間を設け、社会保険に加入しないうちに辞めていかれる方も沢山いた。」と供述しているほか、当時の同僚が記憶しているほかの同僚についても、厚生年金保険の加入記録の無い者も複数確認できることから、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月 21 日から平成 5 年 11 月 16 日まで

A社及びB社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に両社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間のうち昭和 63 年 1 月 1 日から同年 12 月 13 日までA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、A社の商業登記簿謄本によると、同社は平成 6 年 6 月 16 日に閉鎖しており、同商業登記簿謄本に記載されている歴代の代表取締役の二人は住所不明であり、清算人は申立人を覚えてない旨供述している。

さらに、A社の親会社であるC社には、人事記録等の書類は保管されておらず、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、オンライン記録では、C社における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

一方、申立人は、B社に勤務していたと申し立てているが、同社は、法務局に商業登記の記録が無く、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいても厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、B社の名称を含む事業所が2社判明したが、そのうちの1社のD社は、申立人の在籍記録は無いと回答しており、残る1社のE社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、オンライン記録によると、平成 15 年 4 月 1 日であることが確認でき、申立期間は厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、かつ、同社は申立人の在籍記録は無

いと回答している。

さらに、申立人から提出された銀行口座への給与振込の記録には振込元が記録されていないため、雇用主を確認することができない。

加えて、A社、D社及びE社における上司、同僚等の氏名は不明のため、これらの者から申立人のそれぞれの事業所における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。